

\*\*\*\*\*

平成 2 6 年 第3回定例会

# 上富良野町議会会議録

\*\*\*\*\*

開会 平成 2 6 年9月17日

開会 平成 2 6 年9月18日

上富良野町議会

# 目 次

## 第 1 号 (9月17日)

○議 事 日 程 .....	1
○出 席 議 員 .....	1
○欠 席 議 員 .....	1
○地方自治法第121条による説明員の職氏名 .....	1
○議会事務局出席職員 .....	1
○開会宣告・開議宣告 .....	2
○諸 般 の 報 告 .....	2
○日程第 1 会議録署名議員の指名について .....	2
○日程第 2 会期決定の件 .....	2
○日程第 3 行 政 報 告 .....	2
○日程第 4 報告第 1号 例月現金出納検査結果報告について .....	5
○日程第 5 報告第 2号 議員派遣結果報告について .....	5
○日程第 6 報告第 3号 平成25年度上富良野町教育委員会点検・評価報告について .....	7
○日程第 7 報告第 4号 平成26年度(平成25年度決算)健全化判断比率及び資金不足比率報告について .....	8
○日程第 8 報告第 5号 上富良野町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定について .....	8
○日程第 9 町の一般行政について質問 .....	11
3番 村上和子君 .....	11
1 平成27年度からの介護予防の取り組みについて	
2 商工会の福祉事業について	
3 子どもたちへの情報通信教育の指導強化を	
11番 今村辰義君 .....	16
1 町の土砂災害の危険箇所数と警戒区域指定の現状など土砂災害対策全般について	
4番 米沢義英君 .....	20
1 路線バスの見直しとその後の予約型乗合タクシーについて	
2 子ども・子育て支援制度について	
3 健康づくりについて	
4 道の駅の設置について	
5 教育行政について	
6 学力テストの公表について	
○散 会 宣 告 .....	29

# 目 次

## 第 2 号 (9月18日)

○議 事 日 程	3 1
○出 席 議 員	3 1
○欠 席 議 員	3 1
○地方自治法第121条による説明員の職氏名	3 1
○議会事務局出席職員	3 2
○開 議 宣 告	3 3
○諸 般 の 報 告	3 3
○日程第 1 会議録署名議員の指名の件	3 3
○日程第 2 議案第10号 平成25年度上富良野町水道事業会計未処分利益剰余金の処分 について	3 3
○日程第 3 議案第11号 平成25年度上富良野町企業会計決算の認定について	3 3
○日程第 4 議案第12号 平成25年度上富良野町各会計歳入歳出決算の認定について	3 3
○決算特別委員会の設置について	3 9
○日程第 5 議案第 1号 専決処分の承認を求めることについて (平成26年度上富良野 町一般会計補正予算 (第6号))	3 9
○日程第 6 議案第 2号 平成26年度上富良野町一般会計補正予算 (第7号)	4 0
○日程第 7 議案第 3号 平成26年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算 (第2 号)	4 5
○日程第 8 議案第 4号 平成26年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2号)	4 5
○日程第 9 議案第 5号 平成26年度上富良野町介護保険特別会計補正予算 (第2 号)	4 6
○日程第10 議案第 6号 平成26年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予 算 (第2号)	4 7
○日程第11 議案第 7号 平成26年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算 (第2 号)	4 8
○日程第12 議案第 8号 平成26年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 2号)	4 8
○日程第13 議案第 9号 平成26年度上富良野町病院事業会計補正予算 (第1号)	4 9
○日程第14 議案第13号 上富良野町乗合自動車の設置及び管理に関する条例の一部を改 正する条例	5 1
○日程第15 議案第14号 上富良野町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成 に関する条例の一部を改正する条例	5 2
○日程第16 議案第15号 上富良野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営 に関する基準を定める条例	5 2
○日程第17 議案第16号 上富良野町家庭的保育事業等の設備運営に関する基準を定める 条例	5 2
○日程第18 議案第17号 上富良野町放課後児童健全育成事業の設備運営に関する基準を 定める条例	5 2
○日程第19 議案第18号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について	6 4
○日程第20 議案第19号 富良野地区視聴覚教育協議会の廃止について	6 4
○日程第21 議案第20号 教育委員会委員の任命について	6 5
○日程第22 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について	6 5
○日程第23 発議案第1号 議員派遣について	6 6
○日程第24 発議案第2号 町内行政調査実施に関する決議について	6 6

○日程第 2 5	発議案第 3 号	議会報告会実施に関する決議について	6 7
○日程第 2 6	発議案第 4 号	林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求め る意見について	6 7
○日程第 2 7	発議案第 5 号	軽度外傷性脳損傷に関わる周知及び労災認定基準の改正などを 求める意見について	6 8
○日程第 2 8	閉会中の継続調査申出について		6 9
○閉 会 宣 告			6 9

### 第 3 回 定 例 会 付 託 事 件 一 覧 表

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
1	専決処分の承認を求めることについて（平成26年度上富良野町一般会計補正予算（第6号））	9月18日	原 案 可 決
2	平成26年度上富良野町一般会計補正予算（第7号）	9月18日	原 案 可 決
3	平成26年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	9月18日	原 案 可 決
4	平成26年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	9月18日	原 案 可 決
5	平成26年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第2号）	9月18日	原 案 可 決
6	平成26年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第2号）	9月18日	原 案 可 決
7	平成26年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）	9月18日	原 案 可 決
8	平成26年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	9月18日	原 案 可 決
9	平成26年度上富良野町病院事業会計補正予算（第1号）	9月18日	原 案 可 決
10	平成25年度上富良野町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	9月18日	原 案 可 決
11	平成25年度上富良野町企業会計決算の認定について	9月18日	決算特別委員会 付 託
12	平成25年度上富良野町各会計歳入歳出決算の認定について	9月18日	決算特別委員会 付 託
13	上富良野町乗合自動車の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	9月18日	原 案 可 決
14	上富良野町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例	9月18日	原 案 可 決
15	上富良野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例	9月18日	原 案 可 決
16	上富良野町家庭的保育事業等の設備運営に関する基準を定める条例	9月18日	原 案 可 決
17	上富良野町放課後児童健全育成事業の設備運営に関する基準を定める条例	9月18日	原 案 可 決
18	北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について	9月18日	原 案 可 決
19	富良野地区視聴覚教育協議会の廃止について	9月18日	原 案 可 決
20	教育委員会委員の任命について	9月18日	原 案 可 決
	行政報告	9月17日	

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
	町の一般行政について質問	9月17日	
	諮 問		
1	人権擁護委員候補者の推薦について	9月18日	適 任
	報 告		
1	例月現金出納検査結果報告について	9月17日	報 告
2	議員派遣結果報告について	9月17日	報 告
3	平成25年度上富良野町教育委員会点検・評価報告について	9月17日	報 告
4	平成26年度（平成25年度決算）健全化判断比率及び資金不足比率報告について	9月17日	報 告
5	上富良野町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定について	9月17日	報 告
	発 議		
1	議員派遣について	9月18日	原 案 可 決
2	町内行政調査実施に関する決議について	9月18日	原 案 可 決
3	議会報告会実施に関する決議について	9月18日	原 案 可 決
4	林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見について	9月18日	原 案 可 決
5	軽度外傷性脳損傷に関わる周知及び労災認定基準の改正などを求める意見について	9月18日	原 案 可 決
	閉会中の継続調査申出について	9月18日	原 案 可 決

平成26年第3回定例会

上富良野町議会会議録（第1号）

平成26年9月17日（水曜日）

○議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名について  
第 2 会期の決定について 9月17日～18日 2日間  
第 3 行政報告 町長 向山 富夫 君  
第 4 報告第 1号 例月現金出納検査結果報告について  
代表監査委員 米田 末範 君  
第 5 報告第 2号 議会派遣結果報告について  
第 6 報告第 3号 平成25年度上富良野町教育委員会点検・評価の報告について  
第 7 報告第 4号 平成26年度（平成25年度決算）健全化判断比率及び資金不足比率の報告について  
第 8 報告第 5号 上富良野町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定について  
第 9 町の一般行政について質問
- 

○出席議員（12名）

1番	佐川 典子 君	2番	小野 忠 君
3番	村上 和子 君	4番	米沢 義英 君
5番	金子 益三 君	7番	中村 有秀 君
8番	谷 忠 君	9番	岩崎 治男 君
10番	中澤 良隆 君	11番	今村 辰義 君
12番	岡本 康裕 君	13番	長谷川 徳行 君

---

○欠席議員（2名）

6番	徳武 良弘 君	14番	西村 昭教 君
----	---------	-----	---------

---

○地方自治法第121条による説明員の職氏名

町 長	向山 富夫 君	副 町 長	田中 利幸 君
教 育 長	服部 久和 君	代表監査委員	米田 末範 君
教育委員会委員長	菅野 博和 君	農業委員会会長	青地 修 君
会 計 管 理 者	菊池 哲雄 君	総 務 課 長	北川 和宏 君
産業振興課長	辻 剛 君	保健福祉課長	石田 昭彦 君
子ども・子育て担当課長	吉岡 雅彦 君	町民生活課長	林 敬永 君
建設水道課長	佐藤 清 君	農業委員会事務局長	北越 克彦 君
教育振興課長	野崎 孝信 君	ラベンダーハイツ所長	大石 輝男 君
町立病院事務長	山川 護 君		

---

○議会事務局出席職員

局 長	藤田 敏明 君	次 長	佐藤 雅喜 君
主 事	新井 沙季 君		



午前 9時00分 開会  
(出席議員 12名)

#### ◎開会宣告・開議宣告

○副議長(長谷川徳行君) 御出席、まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は12名でございます。

これより、平成26年第3回上富良野町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

#### ◎諸般の報告

○副議長(長谷川徳行君) 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長(藤田敏明君) 御報告申し上げます。

今期定例会は、9月12日に告示され、同日、議案等の配付をいたしました。

その内容はお手元に配付の議事日程のとおりであります。

今期定例会の運営については、9月1日及び9月10日、議会運営委員会を開き、会期、日程等を審議いたしました。今期定例会までに受理しました陳情、要望は12件であり、その内容は、さきに配付したところであります。

今期定例会の報告は5件で、監査委員から例月現金出納検査結果報告書、町長から報告案件3件、議員から議員派遣結果報告書であります。

今期定例会に提出の案件は、町長からの提出議案21件及び議員からの発議案5件であります。なお、議案第20号教育委員会委員の任命について及び諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてにつきましては、あす18日に配付の予定であります。

町長から今期定例会までの主要な事項について、行政報告の発言の申し出がありました。その資料として、行政報告とともに平成26年度建設工事発注状況を配付いたしましたので、参考に願います。

町の一般行政について、村上和子議員外2名の議員から一般質問の通告がありました。その要旨は本日配付したとおりであり、質問の順序は通告を受理した順となっております。

今期定例会までの議会の主要な行事は、お手元に配付の議会の動向に掲載したところであります。

今期定例会の議案説明のため、町長以下関係者の出席を求め、別紙配付のとおり出席しております。

以上であります。

○副議長(長谷川徳行君) 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

#### ◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○副議長(長谷川徳行君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

1番 佐川典子君

2番 小野忠君

を指名いたします。

#### ◎日程第2 会期の決定について

○副議長(長谷川徳行君) 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日より9月18日までの2日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(長谷川徳行君) 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月18日までの2日間と決しました。

#### ◎日程第3 行政報告

○副議長(長谷川徳行君) 日程第3 行政報告を行います。

今期定例会までの主な行政執行経過について、町長から報告の申し出がありますので、発言を許します。

町長、向山富夫君。

○町長(向山富夫君) おはようございます。

議員各位におかれましては、公私ともに何かと御多用のところ、第3回定例町議会に御出席いただき、まことにありがとうございます。

さて、8月20日、広島県で局地的な短時間大雨による大規模な土石流により多くの方が犠牲となった大災害が発生し、また、道内におきましても、8月24日、礼文町で記録的な大雨による土砂崩れにより、2名の方が犠牲となる災害が発生したところであります。さらに、今月10日にも、石狩、胆振地方においても水害が発生するなど、自然災害が多発しており、災害によりお亡くなりになられた方々の御冥福と、被災された多くの方々に対し心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧を願うところであります。

それでは、去る6月定例町議会以降における町政執行の概要について報告させていただきます。

初めに、当町における大雨による被害についてありますが、8月5日、7日、その後10日から11日にかけての局地的な集中豪雨により、町内の道路、河川に被害が発生したところであります。被害状況につきましては、まず、8月5日、7日の大雨では、道路26カ所、河川4カ所、排水路4カ所、総額1,600万円の被害となり、8月10日から11日にかけての大雨では、道路8カ所、河川2カ所、排水路2カ所、総額700万円の被害となっております。ここ数年、突発的な気象現象による被害が続いていることから、改めて被害箇所等の検証を行い、適切な対応に努めてまいります。

次に、自衛隊関係についてであります。6月24日から27日にかけて北海道基地協議会及び上富良野町基地対策協議会によります防衛施設周辺整備対策中央要望を、国会議員、防衛省に対して行い、あわせて、道北地区連合会役員会、定期総会及び全国基地協議会、防衛施設周辺整備全国協議会合同定期総会に、それぞれ出席したところであります。

また、8月27日には、北海道自衛隊駐屯地等連絡協議会によります北海道の自衛隊体制強化を求める中央要望運動に出席し、国会議員、防衛省に対して要望活動を行ってまいりました。

7月15日には、田邊北部方面総監をお迎えして、富良野地方自衛隊協会主催によります、北海道における陸上自衛隊の将来態勢・体制についての講演会を開催し、90名の参加をいただいたところであります。

次に、記念行事についてであります。6月下旬からこれまでの間、上富良野駐屯地創立記念行事ほか関連部隊等の記念行事に参加させていただきました。

次に、臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金についてであります。防災無線や広報かみふらのなどによる周知のほか、臨時福祉給付金については未申請者への申請書の再送付も実施したところであります。また、夜間申請窓口を8月18日から22日まで開設し、日中の申請手続きが困難な方への対応を図ったところであります。9月11日現在における給付状況につきましては、臨時福祉給付金では、支給対象となる1,640件に対し1,495件の支給決定を行い、2,685万円を支給、子育て世帯臨時特例給付金では、対象世帯815件全てを支給決定し、1,406万円の支給を行ってきています。申請期間が9月末日までとなっておりますので、申請漏れ、支給漏れが極力発生しないよう、個別周知を実施するなど、対応を図ってまいります。

次に、特定健康診査の実施状況についてでありま

すが、今年度は7月3日から7月13日の間で実施し、1,208人が受診され、町立病院による個別健診を含めると、8月末現在で1,232人が受診を終え、受診率は前年同期と同程度の58.5%となっております。今年度は、特定健診の血液検査項目を追加するとともに、希望者には腹部エコー検査と肺機能検査を実施し、生活習慣病予防検診として、より充実させたところであります。また、期間中は、高齢者・若年者健診、かみふら子健診のほか、肺、胃、大腸がん検診、肝炎ウイルス検診等もあわせて実施し、受診者総数は2,332人となったところであります。受診結果については、特定健診がスタートした平成20年度と比較しますと、特定保健指導対象が半数に減少し、その予備群についても着実に減少してきており、生活習慣病の治療中の方についても、コントロールが良好な方が増加の状況にあります。しかし、LDLコレステロール値の高い方の増加が見られ、これは、若年者や子どもについても同様の実態となっていることから、今後の課題として捉えているところであります。

次に、上富良野町新型インフルエンザ等対策行動計画についてであります。本計画につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づき、政府行動計画及び北海道行動計画の策定を受けて定めるものであります。町においては、本年5月に素案をまとめ、その後、パブリック・コメントを経て8月1日に計画を策定したところであり、同法の規定に基づき、北海道知事及び町議会へ報告するとともに、町ホームページを通じて公表させていただいております。

次に、津市との交流についてであります。7月20日、当町で開催しました第36回かみふらの花と炎の四季彩まつりに、津市観光協会より2名が来町され、津市の観光PRや特産品の展示販売、本町との交流の歴史などを来場者に対しまして紹介したところであります。

また、7月29日からは津市へ訪問し、津市における防災対策の現状や、平成29年度に迎える友好都市提携20周年につきまして、双方の認識を共有してきたところであります。さらに、この訪問の際に、津市ライオンズクラブの宮木三郎様と一身田寺内町祭り実行委員会の若林泰弘様に対しまして、当町を広くPRしていただくために、かみふらのPR大使としての委嘱をお願い申し上げ、お引き受けいただいたところであります。

次に、協働のまちづくりの推進についてであります。8月4日に第1回目の協働のまちづくり推進委員会を開催し、15名の委員の皆様へ委嘱状を交付させていただき、今後2年の任期の中で協働のま

ちづくりに関する事業に対するの評価や助言、施策等について御審議を賜る予定であります。

また、8月22日には、協働のまちづくり講演会を保健福祉総合センターで開催し、100名を超える町民の皆様にご来場いただき、札幌国際大学の飯田俊郎教授から、まちづくりにおける自治会の活動や地域イベントの取り組みについて講話をいただきました。

次に、公営住宅の整備事業についてであります。泉町南団地の建てかえにつきましては、本年12月の完成に向けて順調に工事が進められており、工事完成後は、現在入居されている方々の入居がえを順次行っていくところであります。また、扇町団地の水洗化工事につきましては、工事の発注を終え、48戸の水洗化工事に着手したところであります。今後も、快適で住みよい良好な住環境の整備に努めてまいります。

次に、農作物の生育状況についてであります。今月5日に農業委員会の作況調査へ同行させていただきましたが、干ばつや長雨などにより、本年の出来高は作物によってばらつきが生じており、特に、最も耕作面積が多い秋まき小麦につきましては、直近3年の中でも最低の反収となり、平年作を割り込む結果となりました。

また、豆類につきましても厳しい予想がされておりますが、バレイショやビートは平年並みに推移し、現在、収穫のピークを迎えております。水稲につきましては、高温・多照が功を奏し、豊作が見込まれておりますが、価格が低迷しており、安定することを願うものであります。

いずれにいたしましても、本格的な収穫期を迎え、農作業の安全に努めていただき、よりよい出来秋が迎えられるよう期待をしているところであります。

次に、今夏のイベントの実施状況についてであります。7月6日、第1回かみふらの十勝岳ヒルクライムが日の出公園と道道吹上・上富良野線を舞台に開催されました。大雪山国立公園指定80周年を機会に、かみふらの十勝岳ヒルクライム大会実行委員会が主催し、初めてのイベントながら、道内外から224名のサイクリストの参加により、盛大に開催されたところであります。

次に、本年で7回目を迎えた「まるごと かみふらの」ビアガーデンについてであります。本年度は雨天のため、中央コミュニティ広場に設置いたしました大型テントを会場として、7月12日に開催されました。また、上富良野ブランドである瓶ビールにつきましても、商品化して3年目を迎え、販売開始から約1カ月の間で大部分の店舗で売り切れと

なり、ブランドとしての認知度が高まりつつあることから、今後のさらなる展開に期待しているところであります。

次に、7月20日に開催いたしました第36回2014花と炎の四季彩まつりについてですが、町内外から約3万人の来場者をお迎えし、ステージイベント、あんどん行列、花火などが予定どおりに行われ、盛会裏に終了することができました。早くからあんどんの製作をはじめ、イベントの準備、運営に御尽力いただきました関係者の皆様にご厚くお礼を申し上げます。

次に、企業振興についてであります。7月28日から、地元関連企業でありますプリマハム株式会社を初めとして4社に赴き、信頼関係の維持を図るとともに、地元事業所における事業及び雇用の拡大についての要請を行ってきたところであります。

次に、国内交流事業についてであります。7月28日から3日間の日程で、西小学校の児童10名と教員2名の計12名により津市を訪問し、安東小学校の児童との交流を初め、ホームステイや視察などを通じて、両校の有効の絆をさらに深めてきたところであります。

次に、児童生徒の部活動等における活躍についてであります。まず、上富良野ジャガーズ少年団が高円宮賜杯第34回全日本学童マクドナルド・トーナメント北北海道大会において見事優勝し、8月8日から東京で開催された全国大会へ初の出場を果たし、2回戦まで勝ち進む健闘を見せました。一方、上富良野小学校2年生の榎本彪愛さんが第34回北海道少年少女空手道錬成大会で見事優勝し、8月16日、17日に東京武道館で開催された第14回全日本少年少女空手道選手権大会に出場し、3回戦まで勝ち進む健闘をされました。

また、町内小中学生が各種大会へ出場し、立派な成績をおさめ活躍されております。そのような中において、上中の生徒2名が砲丸投げで全道優勝を果たし、10月31日から横浜市で開催される全国ジュニアオリンピックへ出場することになり、さらなる活躍を期待するところであります。町内の高校生では、全道高等学校体育大会の陸上競技と少林寺拳法で4名が入賞し、そのうち陸上競技2名が全国大会に出場を果たしました。上富良野高校野球部につきましては、夏の北海道大会旭川支部予選に出場し、1回戦で惜しくも敗れる残念な結果となりましたが、秋期北海道高校野球大会旭川支部予選では2回戦を勝ち進み、この後行われる準決勝へ大きく期待が膨らみ、一層の活躍と声援を送るものであります。

次に、上富良野小学校の校舎改築についてであり

ますが、7月16日に検査を終え、7月28日に新校舎への移動を行ったところであります。また、8月17日に実施しました町民への一般公開には約300人の方々が見学に訪れられました。児童においては、2学期の始まる8月19日から新しい校舎で元気に学んでおります。

最後に、建設工事の発注状況についてですが、6月定例町議会で報告以降に入札執行した建設工事は、9月16日現在、件数で46件、事業費総額で6億7,464万9,000円で、本年度累計では54件、事業費総額7億4,060万1,000円となっております。詳細につきましては、お手元に平成26年度建設工事発注状況を配付しておりますので、御高覧をいただきたく存じます。

○副議長（長谷川德行君） 以上をもって、行政報告を終わります。

#### ◎日程第4 報告第1号

○副議長（長谷川德行君） 日程第4 報告第1号 例月現金出納検査結果報告について、監査委員より報告を求めます。

代表監査委員、米田末範君。

○代表監査委員（米田末範君） 例月現金出納検査の結果について御報告いたします。概要のみ申し上げますので、御了承を賜りたいと存じます。

地方自治法第235条の2第1項の規定により例月現金出納検査を執行いたしましたので、同条第3項の規定により、その結果を報告いたします。

平成25年度5月分及び平成26年度5月分から7月分について、概要並びに検査結果を一括して御報告いたします。

例月現金出納検査を別紙報告書のとおり執行し、いずれも、各会計の出納の収支状況は別紙資料に示すとおりであり、現金は適正に保管されていることを認めました。

なお、資料につきましては御高覧いただいたものと存じ、説明を省略させていただきます。

また、税の収納状況につきましては14ページでございますので、参考としていただきたいと思います。

以上でございます。

○副議長（長谷川德行君） ただいまの報告に対し、御質疑があれば承ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（長谷川德行君） 御質疑がなければ、これをもって本件の報告を終わります。

#### ◎日程第5 報告第2号

○副議長（長谷川德行君） 日程第5 報告第2号

議員派遣結果報告について報告を求めます。

議会運営委員長、今村辰義君。

○議会運営委員長（今村辰義君） ただいま上程されました議員派遣結果報告書につきまして、朗読をもって報告とさせていただきます。

議員派遣結果報告書。

平成26年第2回定例町議会において議決された議員派遣について、次のとおり実施したので、その結果を報告いたします。

上富良野町議会議長、西村昭教様。

議会運営委員長、今村辰義。

記。

件名、北海道町村議会議員研修会及び先進事例調査。

1、調査及び研修の経過。

平成26年7月3日、議員14名で札幌管区気象台において上富良野町の地震・十勝岳監視体制等について調査を行うとともに、7月4日、北海道町村議会議長会主催の北海道町村議会議員研修会に参加した。

2、調査の結果。

(1)、札幌管区気象台調査。

①、上富良野町の地震について。

説明員、地震津波防災官、新山亮二。

要旨。通常の大きな地震は大陸のプレートの摩擦と跳ね返りによるもので、東日本大震災や北海道では十勝沖地震などがある。一方、活断層によるものがあり、阪神淡路大震災がそれに当たるが、富良野地方にも活断層があり、上富良野町の直下にも断層が確認されている。これらの直下地震では震度7以上も予想されているが、発生の確率は極めて低いと考えられる。緊急地震速報は、地震の発生前の波形を感知し予測して発せられるが、活断層による直下地震の場合は、発生と同時に揺れが生じることから、予見することが難しい。

②、十勝岳火山について。

説明員、調査官、今野英滋。

要旨。十勝岳は監視火山の一つであり、これまでも監視体制を強化しながら取り組んできているが、30年程度の周期で十勝岳が噴火することから、近年は特に大変注目して監視等に取り組んでいる。十勝岳の警戒レベルは5であり、平成20年12月より指定されており、各種の観測機器による監視を強化しながら、火山防災会議協議会など、各機関・地域との連携を深めながら注意深く進めている。また、現地の担当者とのホットライン、良好な関係も構築されていることから、相互の情報交換も密に進められている。

裏面をごらんください。

③、地震、火山、気候、天気予報の各セクションにおけるシステムや観測状況など、気象台内の視察を行った。

説明員、池田達宏氏。

(2)、北海道町村議会議員研修会。

標記研修会において2名の講師から、それぞれ次の演題の講演が行われた。

①、講師、法政大学法学部教授、廣瀬克哉氏。

演題「議会改革のこれから」。

地方分権改革により、地方の自己決定、自己責任が問われる中、地方議会の役割は大きくなり、一層の資質の向上と努力が求められている。議会改革は、定数や報酬の削減だけでなく、資質の向上や目に見える議会運営などである。地方議会が住民に見えていないことから、議員、議会が軽視されてきている。議会の集約、調整、決着の取り組みを住民に目に見える形とする取り組みによって、議会が議決責任を果たしていることが示される。

②、講演2。講師、橋本五郎氏。

演題「これからの日本の政治」。

安倍政権は、今回の集団的自衛権の問題で51%まで支持率を落としたが、依然として過半数であり、消費税増税などでも支持率の低下が見られないのは、アベノミクスへの期待である。安倍政権に欠けているのは地方に対する視点であり、東京生まれの東京育ちの総理であることがゆえんではないか。最近の政治には、地方軽視に見られるように、人の心を思いやる姿勢が欠けていると考えられる。

以上でございます。

○副議長（長谷川德行君） ただいまの報告に対し、御質疑があれば承ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（長谷川德行君） 次に、広報特別委員長、村上和子君。

○広報特別委員長（村上和子君） ただいま上程されました議員派遣結果報告書を申し上げます。

その前に、恐れ入りますが、御訂正をお願いしたいと思います。

1の調査及び研修の経過の4行目のところですね、「北海道町村議会議長会主催の」、もう一回、二度書いてあります、そこを「議会広報」に御訂正いただきたいと思います。

それでは、朗読をもって報告とさせていただきます。

平成26年第2回定例町議会において議決された議員派遣について、次のとおり実施したので、その結果を報告いたします。

上富良野町議会議長、西村昭教様。

議会広報特別委員長、村上和子。

記。

件名、広報技術研修及び北海道町村議会議長会が主催の議会広報研修会。

1、調査及び研修の経過。

議会広報特別委員会は、議会の活動をよりわかりやすく町民に知らせるための広報紙発行に関する調査研究のため、平成26年8月21日から22日までの間、雑誌編集コースを設けている札幌放送技術専門学校において編集技術の指導を受け、北海道町村議会議長会主催の議会広報研修会に参加した。

2、調査の結果。

(1)、広報技術研修。講師、株式会社タイガースピン代表取締役川島亜希彦氏。内容、かみふらの議会だより82、83号の編集技術指導。基本事項につきましては、御高覧いただいていると思いますので、省略させていただきます。

21日のまとめ。議会広報誌の役割は、住民への大切な情報提供の手段である。住民にいかに親しまれ、読んでもらえるための工夫が必要である。読み手側がどう思うか、どのようにすればよく伝わるのかなどを考えて編集することの大切さを改めて感じさせられた。

裏面をごらんいただきたいと思います。

手にしてもらい読んでもらうために余白を多く、文字は少なく大きく、写真は大きく、見出しは、読者に、「えっ!!」と思われるものを基本に編集すべきである。

二日目、22日、議会広報研修会。

講師、広報コンサルタント、芳野政明氏。

演題「読まれ、親しまれ、議会活動が伝わる議会報の基本と編集技術」。

アとイは御高覧いただいていると思いますので、省略させていただきます。

最後のまとめに入らせていただきます。

分権改革時代の議会広報の役割は、ますます重要となってくる。議会活性化と広報改革は同時に行うべきであり、町民に見える議会とするためにも議会だよりの充実が欠かせない。どんなにすばらしい議会活動も、住民が知らなければ評価はなきに等しいことを認識すべきであり、あくまでも議会の活動内容が住民に伝わるまでが議会活動である。一方、議会広報は「伝える」から「伝わる」編集技術が必要であり、読者の立場に立った編集と、読みたくなる議会だよりを目指すべきである。議会広報の重要性を再認識し、少しでも住民に親しまれ読まれる広報づくりに努力したい。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○副議長（長谷川德行君） ただいまの報告に対し、御質疑があれば承ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(長谷川德行君) 御質疑がなければ、これをもって議員派遣結果の報告を終わります。

#### ◎日程第6 報告第3号

○副議長(長谷川德行君) 日程第6 報告第3号平成25年度上富良野町教育委員会点検・評価の報告について、報告を求めます。

教育振興課長。

○教育振興課長(野崎孝信君) ただいま上程いただきました、報告第3号平成25年度上富良野町教育委員会点検・評価の報告について御説明申し上げます。

本報告は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条1項の規定により、教育委員会は毎年、その権限に属する事務の点検評価を行い、報告書を作成の上、議会に提出し、住民に公表するものであります。

以下、平成25年度上富良野町教育委員会点検・評価報告書の概要について御説明させていただきます。

報告書の概要であります、1ページをごらんください。

本報告書は、目的にありますように、教育委員会の責任体制の明確化を図るため、事務の管理及び執行状況を点検、評価し、効果的な教育行政の推進と行政評価の透明性を図り、町民への説明責任を果たすものであります。

点検・評価の内容であります、平成25年度の教育委員会活動状況及び教育行政執行方針に示した事務事業の成果をもとに内部評価を行いました。また、この点検評価に当たりましては、教育に関し学識経験を有する教育行政評価委員3名の御意見をお聞きし、本報告書にまとめたものであります。

2ページ目には、評価方法と評価結果、3ページから13ページまで、教育委員会議などの活動状況とその評価を記載しております。

14ページから57ページにわたっては、点検、評価の対象とした42事業を、達成度、効果度による評価と総合評価を行い、点検評価にまとめたところであります。

58ページから60ページまでが、教育行政評価委員会の開催とその意見を掲載しております。

64ページ以降は、参考資料を掲載しております。

以上、平成25年度上富良野町教育委員会点検・評価報告の概要説明とさせていただきます。

○副議長(長谷川德行君) ただいまの報告に対し、御質疑があれば承ります。

7番中村有秀君。

○7番(中村有秀君) この報告書の49ページ、7の文化財歴史の保存・活用、細項目、②で郷土館、開拓記念館管理運営ということになっております。それで、概要の中で、郷土館が4月から10月、9時から16時開館ということになっております。その次の行で、平成25年度から日曜日臨時開館ということになっております。たまたま、私、9月12日に観光ボランティアで、駅前の案内所で、郷土館のこのパンフレットあります、この裏に、休館日は月曜日、祝日、日曜日となっております。ということは、ここでは、25年度は日曜日も開館をしているということだけれども、各所に配付されている郷土館のパンフレットには、日曜日も休館日ということになっております。特に今度は26年度からは、祝日も開館日になっているのだけれども、これは25年度の評価だからいいのですけれども、配付されているパンフレットは、祝日も休館日ということになっている。したがって、このパンフレットは、これは訂正されているのですね、マジックで。それで、これは1回きり発行したものなのかどうかということと、もう一つは、やっぱり現状に合ったように、もし、これを印刷する費用がかかるのであれば、こここのところの入館案内のところだけでも、何か張った形で再利用ができないかどうかも含めて、ちょっと御答弁をお願いしたいと思えます。

○副議長(長谷川德行君) 教育振興課長、答弁。

○教育振興課長(野崎孝信君) 今、7番中村議員のほうから御指摘のあった点であります、以前につくった在庫をそのまま、在庫があるということで利用しているのが現状でございます。今御指摘のいただいた、開館時間、臨時開館している部分については、今、試行的な部分ということで、条例改正も必要なことから、まだ正式なパンフレットにはなってございません。今御指摘のことについては、訪れる方にわかりやすく、親切なのが基本でございますので、それら、張れて訂正できるもの、修正できるものを加えていきたいと思っておりますので、今後、正式な開館に至ったときには、またパンフレットを新しくつくりたいと考えております。

○副議長(長谷川德行君) 7番中村有秀君。

○7番(中村有秀君) 正式な条例改正ということについてはわかりますけれども、とりあえず、条例改正にならなくても、現状としては、25年度は日曜日、開館しているわけだから、それから、26年度については、日曜日、祝日もあけているのだから、とりあえず、ここだけでもちょっと張りかえた形をやるほうがよかったのではないかなという気が

しますので、間もなく10月でクローズされますけれども、とりあえずは、そういう点で十分配慮した形でいただきたいと思います。

○副議長（長谷川徳行君） 教育振興課長、答弁。

○教育振興課長（野崎孝信君） 今の御指摘いただいた例も含めまして、できるものをきちんと進めてまいりたいと考えております。

○副議長（長谷川徳行君） ほかにございませんか。

4 番米沢義英君。

○4 番（米沢義英君） 25ページの教育用コンピューター整備という形で、整備費の予算額等が計上され、継続、という形になっております。ここで伺いたいのは、このコンピューター活用の教育というのは、教育ですから、そう、目に見えるものではありませんが、比較的、目に見えづらいというような状況があるのかなというふうに思いますが、ここには、教育の質の向上を図るためだとか、機器の整備を円滑に行うだとかという形で、目的が書かれております。そうしますと、現状では、これを操作する先生のやはり授業内容だとか、ソフトをどういうふうに教育に生かすかによって、大きく、その使われ方だとか生かし方というのが変わるものだというふうに思いますが、そういうものも含めて、こういったものが機械的にはどうのこうのとは言えない部分があるかもしれませんが、現状、どういうふうに教育に生かされているのかというのと、それと、先生自体のソフトの運用、操作等について、相当個人差もあるのではないかなというふうに思いますが、その現状について、大枠でわかれば、お話、お願いしたいと思います。

○副議長（長谷川徳行君） 教育振興課長、答弁。

○教育振興課長（野崎孝信君） 4 番米沢議員のコンピューターに関する御質問だと思います。

コンピューター教育につきましては、それぞれ、小学校、中学校にコンピューター室を設け、なおかつ、教師用の指導用のコンピューターを全ての学校に配置しているところであります。そのような中で、議員御指摘の点につきましては、子どもが、小学生であれば総合学習、中学生であれば教科の中でそれぞれコンピューターの学習を行っています。指導体制につきましては、今御指摘のあった日進月歩のコンピューターの発達という部分においては、教師がそれぞれの指導要領に基づいて指導を行っているところでありますが、今言われた部分、情報革新の進歩によって、先生の指導に差があってはならないということも含めて、あらゆる機会を通じて、コンピューターの研修も含めてやっております。今後、それらの部分につきましても継続して進めてま

いりますので、御理解をいただきたいと申し上げます。

○副議長（長谷川徳行君） 再質問ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（長谷川徳行君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（長谷川徳行君） 御質疑がなければ、これをもって本件の報告を終わります。

---

#### ◎日程第7 報告第4号

○副議長（長谷川徳行君） 日程第7 報告第4号平成26年度（平成25年度決算）健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、報告を求めます。

総務課長。

○総務課長（北川和宏君） ただいま上程いただきました、報告第4号平成26年度（平成25年度決算）健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、監査委員の意見をつけて御報告申し上げます。

平成25年度決算における実質赤字比率及び連結実質赤字比率は生じておりません。

実質公債費比率は15.9%、将来負担比率は56.7%となっております。

次に、公営事業ごとの資金不足比率は、簡易水道事業、公共下水道事業、水道事業及び病院事業のいずれも、資金不足は生じておりません。各比率は、いずれも早期健全化基準を下回っており、健全段階に位置づけられるところであります。

以上、報告第4号平成26年度（平成25年度決算）健全化判断比率及び資金不足比率の報告といたします。

○副議長（長谷川徳行君） ただいまの報告に対し、御質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（長谷川徳行君） 御質疑がなければ、これをもって本件の報告を終わります。

---

#### ◎日程第8 報告第5号

○副議長（長谷川徳行君） 日程第8 報告第5号上富良野町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定について報告を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（石田昭彦君） ただいま上程いただきました報告第5号上富良野町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定につきまして御報告申し上げます。

新型インフルエンザ等は、大きな健康被害と社会的影響をもたらすことが懸念され、発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要があることから、新型インフルエンザ等対策特別措置法が平成25年4月1日に施行され、国、都道府県、市町村において、それぞれ行動計画を策定し、国全体で万全の体制を整備し、対策を図っていくこととしております。政府行動計画につきましては昨年6月に、北海道行動計画につきましては昨年10月にそれぞれ策定され、これらを受けて、このたび本町の行動計画を策定したところであります。

特措法第8条第6項では、市町村行動計画を策定したときは、速やかに議会に報告し公表する旨、規定されているところであり、町では、同計画についてパブリックコメント等を経て、去る8月1日付で策定したことから、8月4日付をもって町議会議長宛てに報告通知させていただくとともに、町ホームページ及び町政情報提供コーナーに同計画を掲載し、公表したところであります。

それでは、以下、計画書の記載概要を御説明申し上げ、報告とさせていただきます。

第1章の3ページから4ページでは、計画の基本事項として、町の責務のほか、計画の内容や位置づけ、対象となる疾病、計画の見直しについて記載しております。

第2章の5ページから25ページでは、対策の基本方針として、新型インフルエンザ等の特徴のほか、対策の目的と戦略、発生段階、対策の基本的な考え方、対策実施上の留意点、発生時の被害想定、対策推進のための役割分担のほか、政府による緊急事態宣言が発動された場合の本部体制を含めて、実施体制や予防、蔓延防止、医療など、行動計画における主要6項目について記載しております。

第3章の26ページ以降では、各段階における対策として、未発生期から海外発生期、国内発生早期、国内感染期、小康期の5段階に応じて、第2章で規定した主要6項目ごとの個別の対策について記載をしております。

以上、上富良野町新型インフルエンザ等対策行動計画策定についての報告といたします。

**○副議長（長谷川徳行君）** ただいまの報告に対し、御質疑があれば承ります。

4番米沢義英君。

**○4番（米沢義英君）** 何点か質問させていただきます。

緊急事態宣言が発せられる場合、速やかに対策本部を設置するという形になっておりますが、これは、どの程度のときに緊急事態という形で想定して対策本部が設置されるのかという点をお伺いして

きます。

もう1点は、相談窓口等の充実強化という形で、町民の方からの相談に応じられない場合は、道が設置するコールセンターを紹介するというふうにうたわれておりますが、大体、町ではどの程度の相談員を配置するのか、道のコールセンターというのはどの程度の規模なのかというところをお伺いいたします。

三つ目にお伺いしたいのは、例えば患者が上富良野町で発生したとしましたら、各病院との連携がうたわれております。その場合、患者等が、いわゆる一般の方とインフルエンザにかかっていない方との区別をなさいという形でうたわれておりますが、そういう場合、どのような区別で、いわゆる飛び火しないというような病院等で措置されるのか、この点お伺いいたします。

さらにもう1点は、例えば、死に至る場合が想定されるということが書かれております。そういう場合は、焼却施設の各自治体あるいは全道の状況も調べながら、これも連携しながら対応するという形で、十分それで対応できないという場合は、一時保管する場所が必要だというふうに書かれておりますが、これはどういった場所がその一時保管という形で想定されるのかということがあると思いますが、その点。

これは、機械的に、こういった病状とはいかないというふうに思います。未発生期の場合だとか、海外で発生する場合、国内で発生していても、それ以前に上富良野町で発生するということも考えられますね、そういう場合等の対応などが、ここら辺にもいろいろ書かれておりますが、全てそういうものも調査し、適時、予防接種、住民にも訴え、関係する業者にも話して対応するという形になっておりますが、そういった基本的な予防が第1条件だというふうに思いますが、予防で当然賄えないような状況も生まれるかというふうに思いますので、そういうものも含めて、体制について、もう一度確認の意味でお伺いしておきたいと思います。

**○副議長（長谷川徳行君）** 保健福祉課長、答弁。

**○保健福祉課長（石田昭彦君）** 4番米沢議員の何点かの御質問にお答えをしたいというふうに思います。

まず、国のほうで緊急事態宣言が発せられるというのはどのようなときかという御質問かというふうに思いますが、ちょっと私も専門的な見地がないので、具体的なお答えになるかどうかわかりませんが、極めて感染力が高くて、その病原体の力といいますか、そういうものが高いものが発生しているときというのは、そういう場合が、多分、宣言が発せ



られる、そういうときになるだろうというふうに思います。通常の季節的なインフルエンザ等のような対応で十分賄えるような病原体の力であったり、ある程度対応できるワクチン等も、十分に既存のワクチン等が効果が発せられるようなものということであれば、そういう宣言は発せられないというふうに思います。極めて新しい病原体ということが特に想定されておりますので、そういうものについては、現人類では免疫を確保しておりませんので、そういうようなものが国内で発生に至るといふときに緊急事態の宣言が発せられるものというふうに考えております。

それから、次に相談体制の御質問であります。町においては、そういう相談体制は、基本的に町の健康推進班、保健師たちが、その相談の中心的な役割を果たすことになるとは思います。町内の医療機関等においても、専門的な知見をドクターの先生たちは有しておりますので、そういう先生たちと協力しながら相談体制を確立していくことが大切なことだろうというふうに考えております。

それと、町のほうでの相談が、さらに高度な相談等であれば、町でもなかなか相談の対応ができない部分もありますので、そういうときは、北海道が設置するコールセンターを御利用いただくことで、北海道のコールセンターのほうを御紹介することになります。北海道のコールセンターがどのような規模で運営されるのかにつきましては、現時点で私のほうで、それらの規模等の情報は持ち合わせておりませんので、具体の答弁はできないということで御勘弁をいただきたいというふうに思います。

それと、町で発生したときに、当然、医療機関の対応をしていただくわけですが、そういった感染者と、通常の病気で、例えば病院を受診される方の区別といいますか、分離といいますか、隔離といいますか、それらにつきましても、その病原体の状況に応じるのだらうと思いますけれども、例えば季節性のインフルエンザであれば、今、それぞれ、マスクや、せきエチケット等の対応で、町の町立病院でもですね、そのような対応で、なるべく感染が広がらないようなことの御協力をいただきながらということが現実だろうというふうに思いますけれども、先ほど言いましたように、より強い感染力が強く、重症化が想定されるような、そういうようなときであれば、当然、一定程度ですね、例えば予防接種をする会場や何かについても、場所を区分したり、入り口を区分したりというようなことは、その状況に応じてどのような対応を図るかということ、政府や北海道の行動計画と連携をとりながら、こういう対応を図るべきだというようなことで、当

然、方針が示されてきますので、そういうものに応じて、そういう区分の、例えば間仕切りをしたりと、そういうようなことというのは、必要に応じてそういうことが指示されてくるものというふうに理解しておりますので、対応を図ってまいりたいと思います。

それと、被害想定の中では、当然、死に至るケースも想定をしてございますし、今、計画の中では、本町においても、特に重症化といいますか、強い病原体のとき等も想定して、死亡者が発生した場合には、死亡者数も50名を超えるような、そういう想定を計画の中にもうたわせていただいておりますけれども、そのようなときには、当然、死に至るようなときには、焼却施設がフル稼働するようなこともありますし、町の焼却施設ではなかなか追いつかないときには、一時、議員御指摘のように、遺体を保管しなければならない場所等について準備をしなければなりません。今、この計画の策定段階で、そういった保管場所を、どこにどのように確保すべきなのかということは、まだ計画書策定の段階では、そういう場所を想定したものにはなっておりませんので、当然これらについても、季節に応じて、夏等であれば、一定程度冷却できるような、そういう施設も必要になってくるかと思っておりますので、それらを含めて、事態に応じた準備を進めていくことが課題になるというふうに理解しています。

あと、どこで発生するかということで、もし上富良野が発生のスタートとなったときというようなお話もありましたが、これらについては、ちょっと計画書のほうでは、それらの考え方については、補完しているものではありませんけれども、当然、病気がありますので、国全体の発生源がどこからスタートするかということは、なかなかわからないものがありますけれども、基本的には、空港や港湾等といいますか、そういうところが国内に入ってくる一番最初のところになるのだらうというのが一般的な考え方ありますので、今現在、上富良野町が発生源になるというようなことについての想定は、私の頭の中ではちょっとございませんので、具体的な答弁はできませんので、御容赦いただきたいと思っております。

○副議長（長谷川徳行君） 4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） 最後に1点確認のために、ワクチン等の備蓄等が当然必要になると思っておりますので、この点については、大体、その状況によってもあるかないか、全国的に一斉に発生した場合どうか、必要最小限、どのぐらいの備蓄というものが予想されるのか、お伺いいたします。

○副議長（長谷川徳行君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（石田昭彦君） ワクチンの備蓄等につきましても、これはどのような感染症なのかということで、使用できるワクチン、それから、新たに製造しなければならないワクチンということで、なかなか具体的なお答えはできませんけれども、当然、その発生する病気によって、これも国を通じて指示があると思いますけれども、極めて高い病原体で、人類の大きな危機にかかわるような、そういう感染症の場合は、人類の保存ということは一番大きな課題になりますので、そういう場合は必要最小限のワクチンを子どもたちから打っていくという、そういう計画になっていますし、その病原体に応じて、どのようなワクチンをどれぐらい備蓄できるのかというのは、国家的な課題になってきますので、これについても、それぞれの病気の性質に、特徴に応じて大きくかかわってくるものでありますので、幾らワクチンの備蓄が必要ですか、現在どれぐらいのワクチンの備蓄があるのかということについては、具体の答弁は今の時点では持ち合わせておりませんので、御容赦いただきたいと思えます。

○副議長（長谷川徳行君） 再々質問はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（長谷川徳行君） ほかに御質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（長谷川徳行君） 御質疑がなければ、これをもって本件の報告を終わります。

#### ◎日程第9 町の一般行政について質問

○副議長（長谷川徳行君） 日程第9 町の一般行政について質問を行います。

質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

初めに、3番村上和子君。

○3番（村上和子君） 私は、さきに通告してあります3項目について、町長、教育長に質問させていただきます。

まず1項目めは、平成27年度からの介護予防の取り組みについて。

平成27年4月の改正で、要支援者が対象の予防給付から訪問介護と通所介護の実施主体が市町村となる。事業内容や報酬単価は市町村の裁量に委ねられ、ボランティアの活用など、人員、運営基準には柔軟性を持たせている。上富良野町の第6期介護保険計画の位置づけと介護予防の計画はどのように取り組むのか、町長にお伺いいたします。

2項目めは、商工会の福祉事業について。

町では、商工会の活動に対して公益性があると判

断し、毎年、相当額の補助を支出している。商工会法の中には、事業の範囲として10項目が掲げられており、これらは商工業者自身のことであるが、社会の一般の福祉の増進に資する事業を行うこと、この項目について、行政として深い関心を持たなければならないと考えている。商工会がこの福祉事業を推進する場合、町としてはどのように支援などをしていくのか、町長にお伺いいたします。

3項目めは、教育長にお伺いいたします。子どもたちへの情報通信教育の指導強化を。

学校では、スマートフォンなどの携帯端末を使用する児童生徒への情報教育の取り組みはどのように行っているのか。家庭での情報モラル教育もしっかり指導し、保護者への研修会等も必要ではないか。情報通信教育の強化について教育長にお伺いいたします。

以上でございます。よろしくお伺いいたします。

○副議長（長谷川徳行君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 3番村上議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず1項目めの、第6期介護保険事業計画における介護予防事業の取り組みに関する御質問にお答えさせていただきます。

26年通常国会におきまして、持続可能な社会保障制度の確立を図っていくため、医療・介護総合確保推進法が成立し、医療法や介護保険法等の関係法律について所要の改正がなされたところであります。

このたびの介護保険法改正の中では、要支援者等高齢者の生活支援ニーズに地域全体で応えていくため、議員御発言のとおり、予防給付の訪問介護及び通所介護について、これまでの全国一律の基準に基づくサービスから、地域の実情に応じて市町村が効果的に実施することができる新しい総合事業へ移行することが盛り込まれたところであり、町といたしましては、引き続き、介護の重度化予防という基本的な考えに沿いまして事業移行を進めてまいります。

この事業は平成27年4月から施行されますが、実施に向けては、地域における受け皿の整備なども含めて、制度的な枠組みを整えていくために一定の時間を要することから、市町村があらかじめ条例の規定により、平成29年4月までに実施することにあわせて、訪問介護、通所介護は平成29年度末までにこの事業に移行するよう、移行期間が設けられているところであります。

新しい総合事業につきましては、先般、国のガイドラインが示されたところでありますが、既存の介護事業所による専門的なサービスを必要とする方に

は、相当するサービスを引き続きしっかりと提供していくことに加えて、介護予防や日常生活支援に向けた多様なサービスの充実に向けて、NPOやボランティアなどの活用を通じた、地域全体で支え合う仕組みづくりが重要であると考えております。

町におきましては、現在、第6期介護保険事業計画の策定作業を行っているところでありますので、引き続き、高齢者福祉を主な活動としているNPO法人やボランティアセンター、また、各住民会等の御支援をいただきながら、社会福祉協議会を初め関係団体等とも協議を行いまして、実施時期を含めて、地域の実態、実情に応じた支え合いの仕組みとなるよう、次期計画に反映してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2項目目の商工会の福祉事業に関する御質問にお答えいたします。

商工会が行う事業の範囲につきましては、商工会法第11条において10項目が列記されておりますが、その一つである、社会一般の福祉の増進に資する事業を行うことにつきましては、商工会が魅力ある地域づくりに多面的に寄与できるようにとの趣旨により掲げられているところであります。町といたしましても、これまで、商工会が主体で行う地域振興イベントや街なかの美化活動など、福祉の増進に資する事業に対しまして、人的や財政的にも支援を行ってきておりますが、今後におきましても、商工会からの事業提案や事業要望があった際には必要な対応を図ってまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○副議長（長谷川德行君） 次に、教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 3番村上議員の、3項目目の子どもを取り巻く情報通信環境の指導に関する御質問にお答えいたします。

近年のスマートフォン等の急速な普及に伴い、高い利便性を得る一方、児童生徒が無料通話アプリやオンラインゲーム等の利用などを通じて、長時間利用による生活習慣の乱れや、不適切な利用による、いわゆるネット依存やネット被害など、情報化の進展に伴う新たな問題が生じています。

当町におきましても、情報機器の普及に伴い、携帯電話やスマートフォンを所持する児童生徒が増加しており、学校における指導や家庭での情報モラル教育が重要であるとの認識に立ち、国や北海道教育委員会とともに、各学校の児童生徒への指導の徹底に努めているところであります。

各学校におきましては、学校だよりを通じ情報提供に努めるとともに、PTAと連携を図り、研修会の開催など、機会を通じ保護者への啓発を行っており、小学校においては、総合的な学習の時間の中で

コンピューターを活用した授業を行い、調べ学習によるインターネット接続方法などを指導するほか、外部から講師を招き、保護者とともにインターネットによるコミュニケーションのとり方やマナーを学ぶため、ネット安全教室を開催するなど、それぞれの学校が主体的な取り組みを行っております。中学校においては、授業の中でインターネットなどの情報通信ネットワークの構成と安全に情報を利用するための基本的な仕組みの知識を身につけるとともに、情報の発信に伴い発生する可能性がある問題と責任を知り、情報モラルについて考えさせる教育を行っております。

このほか、北海道教育委員会と各市町村教育委員会では、学校、教育委員会及び地域が一体となって、児童生徒のネットトラブルに発展しないよう、ネットパトロールやネットトラブルの未然防止のための啓発活動を行っております。

また、北海道においては、今年4月に北海道青少年健全育成条例の一部を改正し、青少年の携帯電話などに有害な情報を閲覧できなくするフィルタリングを義務化しました。

さらに、上富良野の青少年健全育成をすすめる会では、町生徒指導連絡協議会と連携を図り、情報機器を持たせる場合において、保護者と子ども間の約束事など、保護者の果たす役割が大きいことから、機関誌により、携帯電話やスマートフォンなどの利用する時間や依存による危険性などを周知しております。

教育委員会といたしましては、引き続き、このような活動や取り組みを、各学校、PTA、関係機関と連携を強め、子どもを安全に育てるための情報教育を進めてまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上です。

○副議長（長谷川德行君） 再質問ございますか。

3番村上和子君。

○3番（村上和子君） 1項目目の介護予防の取り組みについてのところですが、国のほうで、予防給付は要支援と、最初、要支援2は全て市町村でということだったのですけれども、市町村の反対に遭って、介護予防通所と訪問介護を市町村で実施していくということで決まったのですけれども、ここへ来て、また3年間の移行期間を経て、訪問介護と通所介護は終了して、29年度の4月から総合事業へ移行されるわけなのですよね。それで、現行の訪問介護のもの、また、人員の緩和をしたボランティアが主体で行うという5種類に分かれるという、それから、介護予防通所も、現行のものもありますけれども、それと、今度、ボランティアを主体としたミ

ニディレクリエーションと言っ、4種類に分けて、ボランティア主体でやることのできるわけなのです。

それで、利用者が15人を超えれば専従者が1人に0.2とかということ、専従者もいるらしいのですけれども、ボランティア主体であれば、従事者が必要数いればいいということ、こうなりますと、ますます、答弁でも、ボランティアセンター、いろいろ強化してということをお答えいただきましたけれども、そういうことであれば、ますますそのボランティアを活用していかないといけませんし、それで、今現在、ボランティアセンターには1,595人ですか、登録している方がいらっしゃいます。それで、その中で除雪ボランティアという方も500人ぐらいおられますけれども、そういったことで、除雪なんかにかかわる方はあれですけれども、介護に携わってもらうボランティアの方、こういった方を、やっぱり知識の教育ですね、それとまた、今は無償ばかりですけれども、有償ボランティアというのも考えていかなければいけないのではないかと思っていますけれども、このボランティアへの教育、それから有償ボランティアなんかについてどのようにお考えになるのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

**○副議長（長谷川徳行君）** 町長、答弁。

**○町長（向山富夫君）** 3番村上議員の介護予防についての御質問にお答えさせていただきます。

議員からお話ありましたように、平成29年度に向けて、当初お答えさせていただいておりますが、地域の実態に合った介護予防につながるようなことが、今回の改正の非常に大きな狙いでありまして、国が基準で行っていた紋切り型の形ではなくて、それぞれの個々の状況に応じて、介護の専門の方のサービスから始まりまして、それぞれ地域の方々までという、幅の広いサービスを想定しているわけですが、議員からお話ありましたように、ボランティアに委ねるような部分は、やはり相当イメージをしているところでございまして、これまでも、この関係につきましてお答えさせていただいております中で、ボランティアにつきましては、有償ボランティアもこれからはしっかりと認識して、そういった人材を活用、生かしながらですね、介護予防の充実を図っていかねばならないということをお考えしておりますし、念頭にも置いております。また、踏まえまして、ボランティア活動そのものに対する教育というのは、ちょっと少し言葉が過ぎますでしょうが、お互いに研さんを高めると、そういったこともあわせて行う必要があるというふうに理解しております。

**○副議長（長谷川徳行君）** 3番村上和子君。

**○3番（村上和子君）** 再質問させていただきます。

そのようにお考えだということで、意を強くいたしました。それで、上富良野町の6期介護計画、今、この策定されているのですけれども、訪問介護と通所介護は大幅に変わりますし、また、27年の8月から、一定以上の収入ある方、年収がある方が、介護保険の自己負担が1割から今度2割に上がります。そういったことで、低所得者の軽減策なんかもしっかり継続してやっていただきたいのですけれども、今までは全国一律で、どこの町村にいても一律のサービスが受けられたのですけれども、来年は各市町村の裁量に委ねられますので、その取り組みにかかっていますので、この介護計画の、そういったことで、地域で支える手法づくりというのを、やっぱり考えていかないと、やっぱりみんなで支えていきませんと、今度は通所と、それから訪問介護のところ、ここが一番、何か、国でも16.1%と、9兆3,000億円だかかかっているということで、それでここにちょっとし寄せが来たような感じなのですけれども、ここは予防の段階ですので、ここから一生懸命、このところ、手を打たないと、重度化してきてしまいますので、そういったことで、地域ぐるみで支える手法なんかもお考えいただけないかどうか、この策定に、非常に大変だと思いますけれども、2割負担というのは初めてのことになりますので、軽減者に対する施策なんかも考えていただけるかどうか、お尋ねしたいと思います。

**○副議長（長谷川徳行君）** 町長、答弁。

**○町長（向山富夫君）** 3番村上議員の御質問にお答えさせていただきますが、サービスのあり方というのは非常に、一番ここは重要なところでございます。少しでも重度化を防ぐために、やはり、現在の訪問介護だとか、介護予防だとか、あるいは通所サービス等によらず、時によっては、気心の知れた方々、顔見知りの方々とふだん接することによって、重度化を防げるというようなことも相当期待できますので、そういうような事業にウイングを広げていければと願っているところでございます。あわせて、負担のあり方については、これについては、負担感が、負担能力と負担感とまた少し切り分けて考えるべきかなというふうに思います。国が目指そうとしているのは、社会保障費全体の、やはり削減と申しましょか、縮小と申しましょか、そういった方向に動いていることは何となく感じられます。しかし、当町におきましては、負担のあり方というのは、しっかりと、その負担感を感じながら、サー

ビスを我慢するとか、あるいは、そういった事象が起こらないように、それは細心の注意を払って制度づくりをしていきたいというふうに考えておりますので、そこは大いに、しっかりと把握した中で進めてまいります。

○副議長（長谷川德行君） 3番村上和子君。

○3番（村上和子君） よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、2項目めの商工会の福祉事業についてのところですが、要望があればお応えするよということでございます。どうもありがとうございます。よろしくお願ひしたいと思ひますが、福祉事業に資することをやることについてですけれども、町の考え方としては、これまでも商工会が主体で行う地域振興イベントや街なかの美化活動など、福祉の増進に資する事業に対して、人的、財政的に支援を行っているという御答弁をいただいたのですけれども、この部分が大変住民に見えにくくて、わかりにくいのですので、会員にはこの「北の瓦版」というので、どこの町村がこういう、美瑛町がこういうことを取り組みをしているよとか、池田町がこういうことをしているよ、ポイント制を取り入れてやっているよとかといった、こういう「北の瓦版」というのが会員には届くわけですけれども、一般の住民の方にはなかなか、商工会でどういう取り組みをしているのかなということで、商工会もいっぱいいろいろやられております、そういったことで、商工会側でも町側でもよろしいのですけれども、なかなかそういった活動が見えにくいのですので、かわら版ではありませんけれども、何というのですか、通信、そういった何とか事業だよりも何でも結構ですが、そういうのをちょっと連携して発行していただくと、また町の商店街の活性化の一助にもなるのではないかなと思うのですけれども、そういったお考えについてはいかがでしょうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○副議長（長谷川德行君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 3番村上議員の、商工会におけます社会福祉に資する活動についての御質問にお答えさせていただきますが、既の上富良野の商工会においても、社会福祉に資する活動、事業が展開されていることは、先ほど御答弁させていただいております。そういった活動を行うことについての商工会活動費を通じての支援もさせていただいておりますし、あるいは、手間が必要なときには応援もさせていただいているところでございます。商工会活動の中で、商行為の中でもですね、商行為を通じた中でも、そういった社会福祉に結びつくようなサービス展開は現在も図られているとい

うふうに理解しております、これはこれからも期待しているところでございます。それと、例えば中茶屋の運営だとか、ああいったことも、もう町民の皆さん方にも見える形で活動されておりますし、広報のあり方については、これは商工会さん独自の取り組みでございますので、極力そういった住民周知が図れるような手法を講じていただくことは望ましいことでございます。機会があれば、またそういったお話もさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（長谷川德行君） 3番村上和子君。

○3番（村上和子君） よろしくお願ひしたいと思ひます。ありがとうございます。

それでは、次に3項目めの子どもたちへの情報通信教育強化について、教育長にちょっとお尋ねしたいと思います。長時間利用による生活習慣の乱れとか不適切なネット依存、ネット被害など、問題が生じている現象をしっかりと捉えていращるのですけれども、上富良野町でも児童生徒の携帯電話とかスマートフォンを所持する生徒が増加していると、このような御答弁いただいたのですけれども、それでは全体的に、小学生はどれぐらい携帯電話、それから中学生と分けまして、実態把握、どれぐらい持っていращるのか。私、何年か前に校長先生にお尋ねしたことがあるのです。そうすると、なかなか、ちょっと、こっそり隠れて持っている子もいるので、なかなかわかりにくいなんということを聞きしたのですが、そこら辺はどのように押さえておられるのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○副議長（長谷川德行君） 教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 3番村上議員の情報通信教育に関する御質問でございます。

携帯電話の所持についてですけれども、全体を実態調査したものはございません。ただ、小学校6年生と中学校3年生については全国学力・学習状況調査をやっております、その中で携帯電話を所有している者のアンケート調査の結果がございます。そちらの結果をお知らせしたいなと、そんなふうに思ひます。

まず、中学3年生の所有率ですけれども、現在、67.3%が携帯電話あるいはスマートフォンの保有をしております。小学校6年生については、37.9%の子どもが所持をしている状況にあります。これについては26年度の調査結果でありまして、25年度については、今お話ししました率より低い保有率でした。結果、今後においても携帯の保有率は上がっていくのかなと、そんなふうに考えて

おります。

あと、ちなみに、全道、全国と比べますと、今お話しした数字より全国のほうが、小学校、中学校とも保有率が高い状況となっております。

以上でございます。

○副議長（長谷川德行君） 3番村上和子君。

○3番（村上和子君） ただいま、これぐらいということをお話していただいたのですが、やっぱりその実態から入っていかないと、ちょっと難しいのかなと思いますけれども、もうちょっと詳しくですね、授業中はどういうふうになっているのか、パソコンの授業なんかを通じて指導しているよと、こうおっしゃるのであれば、授業中は、先生にその携帯電話を預けておくのかどうか。それとも、LINEなんかは友達として登録して相手とやりとりしているようであれば、授業中については、パソコンのそういう授業のところではやっていらっしゃるといえるのですけれども、もうちょっと詳しく、授業中の取り組みをちょっとお尋ねしたいと思います。

○副議長（長谷川德行君） 教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 3番村上議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、携帯電話を学校に持っていくことについてでありますけれども、基本的には学校の用事に必要のないものでありますので、持ってくることは許可はしておりません。ただ、どうしても特別な理由、親、保護者からの特別な理由がある者については保持すると、保持しても、学校の先生に預けるといふ部分で対応をしているところであります。したがって、授業中に携帯等を持ち込んで授業を受けるといふことは、実態としてはないというふうを考えております。

それと、具体的な情報教育の関係でありますけれども、総合的な学習の時間で情報教育をしております。言葉で言いますと、情報リテラシーというような言葉で言うておりますけれども、情報を自己の目的に適應するように使用できる能力を育てるといふことで授業をしております。上富良野小学校で具体的な授業をしている内容でありますけれども、3年生から5年生について、各10時間程度行っているところであります。インターネットの活用を中心に指導をすると、その中で、マナー、モラル等もあわせて指導をして授業を行っているところであります。

以上です。

○副議長（長谷川德行君） 3番村上和子君。

○3番（村上和子君） 今お聞きしましたら、持っていないようにということで、部活なんかやっ

てる方が一部認められているようなのですけれども、授業の取り組みはよくわかりました。

それで、教育振興計画ですね、21年から10年間で、ちょうど今年4年目に当たるわけですが、この中に、確かな学力の育成プログラムというのがあります。学力の向上、学習習慣、生活習慣の定着とあるのですけれども、全国の学力テストの結果で、アンケートで、授業以外の勉強時間が、小6で北海道は6.2時間、それから全国は11.2時間、中学校で8.5時間、それから全国は10.4時間ということで、小学生が非常に勉強時間が短くなっていて、それで、平日のコンピューター、ゲームの時間ですね、これは全国平均より4時間ぐらい上回っていて、小学6年生が北海道は12.5時間、それから中学3年生が13.7時間で、全国は8.9時間になっているのですけれども、このゲームとか携帯電話を長時間やっていると学力が低下するというような、こういうような結果が出ているのですけれども、こういったことで、やっぱりこの使い方とか時間、どれぐらい使っているのかとか、そういうのをちょっと調査をしてみてください、そして、家庭でのルールづくりが非常に大切だと思います。個室にこもって、9時以降は使わないんだよというような家庭のルールなんかも決めていただくといいと思います。ネットパトロール、ネットトラブルの未然防止の啓発活動を行っていくことなのだと思います。これはどういった方が指導につかれるのか、ちょっとその点もお尋ねしたいと思います。

○副議長（長谷川德行君） 教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 3番村上議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、パソコン等ですね、ゲーム等を長時間見るといふことで、学力の関係のお話ですが、全国学力・学習状況調査の結果について、今お示しをいただきました。北海道の状況も非常に、今お話があったとおりでありますし、上富良野町の子どもの状況についても同様の状況でありまして、ゲームの時間、テレビを見る時間等が非常に多いという状況については、全く北海道で公表された結果と同様であります。これらにつきましては、今後において全国学力・学習状況調査の結果の公表を昨年と同様に予定しております。その中で、上富良野の子どもの状況をしっかりと皆さんに、保護者、町民の皆さん含めて理解をしていただき、家庭のルールも含めて改善を図っていただくように啓発を進めていきたいと思っております。

あと、もう1点がネットパトロールに関するものでありますけれども、ネットパトロールについて

は、北海道教育委員会において、民間の会社に、誹謗中傷、掲示板に個人のプライバシーの状況等が載っていないか、また、Aさんについて誹謗中傷していないかとか、そういう、民間において定期的にパトロールをしております。もし掲示板にそういうような書き込みがあった場合、学校、そして教育委員会のほうに、その報告が来るようになっております。誰がやっているかとか、そういう部分を民間のほうで調査して、その報告に基づいて子どもたちを指導していくということになっておりますけれども、本町については、ここ5年間、私、教育委員会に行ってから一度もその実態がないというような状況でございます。

以上です。

○副議長（長谷川德行君） よろしいですか。  
暫時休憩いたします。

---

午前10時35分 休憩

午前10時50分 再開

---

○副議長（長谷川德行君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、11番今村辰義君の発言を許します。

○11番（今村辰義君） 私は、さきに通告してあります1項目、町の土砂災害の危険箇所数と警戒区域指定の現状など、土砂災害対策全般について町長に質問させていただきます。

70名以上の死者、行方不明者が出ている広島市北部の土砂災害は、「広島市土砂災害警戒区域指定棚上げ」あるいは「05年度県マニュアル不備」など、連日のマスコミ報道に接すると、異常気象に加えて人災の面もあるのではないかと感じてきます。宗谷管内礼文島での土砂災害による2名の死亡も同様であります。災害により亡くなられた皆様方の御冥福と、被災された方々に対して心からお見舞いを申し上げます。

さて、町も、広島や礼文島のような災害を二度と起こしてはなりません。しかし、道内は、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域の指定作業が、全国の都道府県の平均の指定済み約7割に比べ11.9%と、最も道内はおくれています。警戒区域の指定は、まず、土砂災害の危険箇所を都道府県の図上調査に基づいて国が公表、その危険箇所を対象に道が現地調査や住民説明会を行い、警戒区域を指定する流れになっています。したがって、町独自の先行性ある土砂災害対策は困難であろうと私も思うのでありますが、それらを踏まえて、次の、町の土砂災害対策の現状についてお伺いいたします。

1、道の図上調査に基づいて国が公表した町内に

おける斜面崩壊や、土石流などの危険性が高い土砂災害危険箇所は何カ所あるのですか。

2、警戒区域の指定が全国で一番おこなわれている道ですが、現時点での町への警戒区域の指定状況はどうなっていますか。

3、危険箇所は法的な規制はありませんが、警戒区域に指定されれば、土砂災害防止法に基づき、市町村の地域防災計画に災害発生時の避難経路や避難所などが記載され、ハザードマップを作成することが義務づけられます。道の警戒区域指定の進捗状況によりますが、町の土砂災害のハザードマップの作成状況はどうなっていますか。

4、火山、地震、気象等の災害時の避難所が計画されていますが、土砂災害危険箇所に入っていれば見直す必要があるのではないのでしょうか。町民、その地域の住民の皆様の混乱を防ぐためにも必要ではないかと思えます。

5、土砂災害危険区域に指定する場合において、住民の抵抗（地価の下落防止）や道の予算などのハードルは我が町にでもあるのでしょうか。

6、その土砂災害はいつ起こるかわかりません。ハザードマップなどの作成が完了するまでの間、町として上富良野町地域防災計画に不備があれば是正するか、土砂災害などへの当面の対策措置はどうなっているのでしょうか。

以上であります。町長にお伺いいたします。

○副議長（長谷川德行君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 11番今村議員の、町の土砂災害対策に関します6点の御質問にお答えさせていただきます。

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律、いわゆる土砂災害防止法では、法に定められている基礎調査により北海道が各地を調査、解析し、土砂災害が及ぶ区域が明確にされており、この調査結果に基づき住民説明を行い、地域住民の合意により指定を行うよう取り進められているところであります。

まず、1点目の土砂災害危険箇所及び2点目の土砂災害警戒区域の指定についての御質問にお答えさせていただきます。

危険箇所につきましては、急傾斜地の崩壊が7カ所、土石流が6カ所の計13カ所です。このうち土砂災害警戒区域に指定されているのは、急傾斜地の崩壊が2カ所、土石流が2カ所の計4カ所です。危険箇所等につきましては、地域防災計画に掲載しており、ホームページでも情報の公開を行っているところであります。

次に、3点目の町の土砂災害のハザードマップの作成状況についてであります。町では現在、危険

箇所として指定されている4カ所につきましては、土砂災害に関するハザードマップを作成し、地域への配付及びホームページで公開しているところであり、さらに、有事の際には、地域防災計画に基づき、気象庁と北海道が発表する土砂災害警戒警報等や土砂災害メッシュ情報を参考に、危険区域住民に対し避難勧告等の措置をとることとしているところでもあります。

次に、4点目の災害時の避難場所についてですが、避難所、避難場所の選定につきましては、改正されました災害対策基本法に基づきまして、ことし3月に改訂した地域防災計画におきまして、災害の種類ごとに避難所の設定を行っているところであり、土砂災害に関しましては、通常の風水害や火山災害とを区別しまして、避難所及び避難場所の設定を行っておりますので、新たな見直しの必要はないと判断しているところでもあります。

次に、5点目の土砂災害危険区域等の指定についてですが、一般論で考えますと、指定がなされると、地域住民の皆様にとりましては、不安感を抱いたり、資産価値の下落などを懸念することはあるかと思えます。当町におきましては、指定に当たりましては、住民説明において指定の必要性等を十分に説明し、合意を得られたもののみについて、北海道に対して指定合意の回答を行っているところでもあります。また、現在、予算上のハードルは認識しておらないところでございます。

次に、6点目の土砂災害に対する当面の対応についてですが、土砂災害警戒区域等に指定された地区のみならず、未指定の地域も含めて、土砂災害がもたらす危険や避難行動につきまして、引き続き地域住民に対する防災学習を行うとともに、北海道に対しましても基礎調査の促進を要望してまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○副議長（長谷川徳行君） 再質問ございますか。

11番今村辰義君。

○11番（今村辰義君） 本当に、理解はできるし、よく考えているなというふうに思いますが、若干、質問と答弁と食い違っているのではないかなというところも含めまして質問させていただきたいと思えます。

まず、危険箇所が13カ所ということでございますけれども、それはこの計画に載っていますよね、その前の、何ページか前の、現況の3の29にも24ほど乗っているのですよね、これ、非常に勘違いされると思うのですね。現況の3の24で、土石流の危険渓流、全部で13個ございまして、そのうち四つ指定されておりますよね。その何ページか前で、6ページ前、土石流危険区域一覧というのが

あるのを御存じですか。これとですね、ちょっと勘違いすると思いますし、これは参考資料だというお話も伺っていますので、これを載せていると、まず町民が非常に混乱するというか、勘違いするのではないかと。土石流は24あって、さらにこっちで13あるのかと、危険地域はですね。まず、これらをやはり参考資料か何かのほうに添付するとか、何かしないと、ただでさえ混乱しますので、こころをまず明確にするとか、参考資料に添付すると言いましたけれども、あるいは備考欄にでも、これは違った農政のほうから出ていて、本当に参考の程度にとどめた資料ですとかいう、ただし書き等が必要であろうと思うのですが、いかがでしょうか。

○副議長（長谷川徳行君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 11番今村議員の土砂災害等に関する御質問にお答えさせていただきます。

先ほど御答弁させていただきました、北海道が調査、解析いたしまして危険箇所というような指定がされている部分につきましては、北海道が土砂災害法に基づいて危険箇所というふうに位置づけているものと理解しております。一方、町が防災計画書の中で提示しておりますのは、例えば農地が崩壊するとか、そういった部分も含めて、土砂災害が発生するおそれがあるであろうというようなものも全部包括して掲載しております、議員が御質問にありますように、ともすれば、どういうふうに理解しているのかなという戸惑いを感じる方もおられるかと思えますので、その辺の表示の仕方については、工夫のある部分については改善をしてみたいと考えております。

○副議長（長谷川徳行君） 11番今村辰義君。

○11番（今村辰義君） わかりました。そういった指摘ばかりしたらいかんのですけれども、13カ所というのが正しいよということで、そのうち四つを警戒区域に指定しているということも伺っております。計算すれば、簡単に30%、道の平均の3倍ぐらいは町は進んでいるということは言えると思うのですが、ただ、それでも30%である、これは、まず認識は間違いないか、ここから確認したいと思います。

○副議長（長谷川徳行君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 11番今村議員の御質問にお答えいたしますが、13分の4でございます、計算はちょっとしておりませんが、議員お説のとおりかと思えます。

○副議長（長谷川徳行君） 11番今村辰義君。

○11番（今村辰義君） そうですよ。であるならば、ハザードマップとか、その前の警戒区域等、あるいは特別警戒区域等の書面がございましてけれど



も、これで100%完璧でないよと、まだ調整の終わっていない、あるいは住民の理解が終わっていない9カ所について、ふえていく可能性があるというようにただし書きがやっぱりないと、これで100%終わっているのではないかと、ここもまた勘違いする住民が多く出てくるのではないかと。あるいは、役場の職員の方にも、ハザードマップはもうでき上がっているのだと、今村君は何を言っているのだというようなことにもなるかもしれないですね。ただ、ここは30%であり、まだこれからハザードマップもふえるし警戒区域の指定がふえる可能性もあるというようにただし書きは、ぜひ書いておく必要があると、そのように思うのですけれども、ここはいかがでしょうか。

○副議長（長谷川德行君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 11番今村議員の御質問にお答えさせていただきます。

現在、警戒区域に指定をされております4カ所、さらに特別警戒区域の2カ所、これらにつきましては、所定の手続を経て表示をしているところでございます。他の9カ所につきましては、現在、北海道のほうから住民説明会を含めまして、さらにその警戒区域として指定になるのかどうかというような前情報も北海道からいただいております。今後において、北海道において、この指定については、ハード事業とセットで考えますと、ハードルは高いことは想定できますけれども、指定そのものについては、住民の皆さん方が、議員から御質問にありましたように、資産価値が云々とか、そういった二次的な要素はあるでしょうけれども、町といたしましては、もし危険箇所がこれ以上にあるということでしたら、それはもう指定をしていただくことが望ましいわけですが、現在のところ、北海道から住民の皆さん方と協議をしていただきたいというようなお話は何っておりませんので、今後、それらについては北海道の動きを注視してまいりたいと考えております。

○副議長（長谷川德行君） 11番今村辰義君。

○11番（今村辰義君） わかりました。3点目と6点目と、ちょっと重複するところがあるのですが、3点目のお話ですね、気象庁と北海道が発表する土砂災害警戒警報等や土砂災害メッシュ情報などを参考に、危険区域住民に対し避難勧告等の措置をとるということをここでも言われておりますので、6項目めの、私がした、当面の土砂災害に対する対応ということに関連してくるのでありますけれども、札幌市なんか、要するに、避難勧告等の発令時期を見直そうということが出ています。これは人命が第一ですから、やっぱり計画に不備があった

と、いろいろなそういった情報に基づいて避難勧告を出すすと非常に遅いということが判明しますよね。それで、報道などにもよると、いろいろ書いてございます。例えば、先ほど言った札幌などは、従来、気象台と道の土砂災害警報情報に加え、現場で災害の兆候を確認した場合に避難勧告を出していたと。しかし、9月上旬、同情報の発表後、情報の発表後直ちに発令する準備に改めるよう検討しているということでございます。今、町長言われましたように、避難勧告の措置をとることにしているということで、その計画を見ますと、避難の種類と発令基準ということで、非常にすばらしい計画があるのでございますけれども、避難勧告と避難指示が同じ枠内に入っているのですね。同じ基準で発令する要件、同じ枠ですから、発令基準は同じになっているのですね。だから、そういったところをやっぱり見直さなければいけないのではないかなと、こういった避難勧告等の措置をとるといふところでの話なのですけれども、まず、大きく3段階に分かれるらしいのですね。まず、第1段階は避難準備情報、そして、町の計画では二つを一つにまとめている避難勧告、そして避難指示、これら大きく三つに分かれると。町は二つに、そこは分かれているのですね。だから、ここら辺もしっかり分けて、あるいは、広島とか礼文島のことを教訓にすれば、早急にここら辺も見直して、当面の措置といひますか、完成するまでの間、早急に改めるものを改めて、改める前に被害が来る前に、人命が助かるような措置というものもやっぱりとっておく必要があるのではなからうかと、検討する必要があるのではないかとというふうに思うわけですが、いかがでしょうか。

○副議長（長谷川德行君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 11番今村議員の、警戒に対します対処の仕方等についてお答えさせていただきますが、おかげさまでと申しましょうか、本町におきましては、危険区域に指定されております2カ所につきましても、あるいは4カ所、あるいは特別警戒区域に指定されております2カ所を合わせましても、たまたま都会のような人家が張りついているところが、ごく限定的であるということから、その該当される方々との土砂災害に対します危険の共有は、そういったことに対する共有はできているというふうに思っております。あと、そういった災害が想定されるような状況を迎えている段階で、勧告あるいはその指示につきましては、勧告はですね、いろいろ客観的な情報、あるいはその現場の情報等を見て判断できる部分もあろうかと思っておりますが、指示に移行するときには、相当程度の、やはりこれは強制力を伴ってきますので、そのあたりは、さらに勸

告と指示を一体化するというのではなくて、きちんとそこは区分けした中で、これからは、現在もそういうふうには認識はしておりますけれども、もし住民周知の中にそういったものが、わかりづらいような部分がありましたら、そこはきちんと説明できるような改善は行う必要があると思います。

以上でございます。

○副議長（長谷川德行君） 11番今村辰義君。

○11番（今村辰義君） わかりました。

次に4点目のお話ですけれども、ここ、何か質問とちょっとかみ合っていないのですよね。私は、ほかの、火山の避難所、これは山の上だから違うのですけれども、水害だとか地震とかの避難所ですね、そういった避難所がもう指定されていますよね、計画に、そう言われています。それが土石流の災害を及ぼす区域に重なっていたら、変更したらいいのではないかという質問なのです。町長の答弁は、明確に分けているからいいのだよという話ではなくて、私はなぜそう言っているかという、例えば水害が、もっと雨がどんどん降れば土石流になっていきますよね。水害の地域の避難所が土石流のかぶってくるようなところにあるわけですよ。だから、そういったものは、できる限り変えたらいいのではないかという話なのだけれども、先ほども言いましたように、区分しているからいいという答弁と、ちょっとかみ合っていないのですけれども、どうですか。

○副議長（長谷川德行君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 避難所、避難場所についての御質問にお答えさせていただきますが、住民の皆さん方にお知らせさせていただいております避難所、避難場所等につきましても、土砂災害のときには、その場所は避難場所として指定しておりませんというふうに、きちんと明示をしておりますので、そのあたりの誤解を招くような表現はしておりませんので、それは住民の皆さん方、御理解いただいているというふうに考えております。

○副議長（長谷川德行君） 11番今村辰義君。

○11番（今村辰義君） そこは私も知っています。この日新の分館は、土石流のときは使わないというふうになっていますよね、それは承知した上で質問をしているわけですが、例えば、先ほども言いましたように、この日新の分館のところは、洪水ハザードマップでも避難所になっているわけです。先ほど言いましたように、洪水がもっと大きくなれば、土石流が発生するわけです。一旦そこに、洪水のときに避難できる場所が、土石流になったらやられてしまう可能性があるから、土石流がかかるようなところの避難所は、あらかじめ変えたらいいのではないかなと私は提案しているわけです。

○副議長（長谷川德行君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 11番、今村議員の御質問にお答えさせていただきます。

今、議員が御質問のような、そういう時系列をぐっと圧縮して考えますと、確かにそういう説明も成り立つかと思いますが、やはり一番身近な場所で土砂災害が及ばないというようなときには、まずそこに、水害等については避難をしていただくことが一番安全を確保する方法だというふうに思います。さらに、例えば他の要因による、ゲリラ豪雨だとかそういったことで、警戒区域に指定されている部分が集中的に降雨被害を受けそうなことが予見される場合には、当然そこは避難場所に指定しておりませんので、その辺はしっかりと利用の区分けはできるというふうに考えておりますし、そして、さらに水害等につきましても、豪雨災害につきましても、そこが一次避難場所として、次に二次避難場所のほうへ移動を必要であれば、そういう対応もとれますので、現在のところ、今の、やはり一番皆さんが住んでおられる場所に近いところで一番適した場所を指定しておくことが、安全を確保する上では必要だろうというふうに考えているところでございます。

○副議長（長谷川德行君） 11番今村辰義君。

○11番（今村辰義君） わかりました。しっかりやると言われたら、すばらしいなど、それを期待するところなのですけれども、歌志内なんかは、やっぱりそうやって重なっているところが12カ所あるらしいのです、土石流が発生したら、それ以外の避難場所にかぶってってしまう、土石流が発生して、その避難場所の公民館等が崩壊してしまうところが12カ所ぐらいあると。そこも、やっぱり土石流のときはそこには避難しないよと、ただし書きが書いてあります。ただし、そういったものでも、いざとなって、短期間にですね、住民が理解できるか、混乱してしまうのではないかと。いつ、どこへ行ったらいいのだというところで、では、あらかじめ、最初からもう外しておいたほうがいいのではないかという発想だと思うのです。町長言われましたので、そこでしっかりやってほしいと、やってほしいと言ったら失礼なのですけれども、お願いしたいというふうに思います。

ここはそれぐらいにしまして、次に5点目の話でございますけれども、私は、要するに住民のいろいろな抵抗があるのではないかなと。この上富良野町は、十勝岳のハザードマップを美瑛町と協働して、駒ヶ岳のハザードマップの5年後にはもうつくった、ハザードマップの先進地であると思うのです。その先進地である上富良野町が、ハザードマップに対して、そういう一般論的な話でもって私を説

得してほしいなと思うのですね。現実にあるではないですか、13あったところの四つなのですね。合意を得られたというふうに言われているではないですか。ということは、裏を返せば、文面読んだだけでもわかりますよ、裏を返せば、その残り九つは何らかの合意を得られなかったという話だから、合意を得られないということはどういうことかという、やはり地価が上がるとかの住民の抵抗があったからこういうことなのではないかというふうに私は思うわけです。それが、一般論で、当町においてはそういうものはないということを言われていますね。あと、予算上の話、これは町の予算とは全く関係ないですね。今、マスコミですごい言われているのは、これは道がやりますよね、国が3分の1の補助を出すのですけれども、足りない、もっと上げてもらわないと、この広島と礼文島の教訓を生かせない。それで、いつ何とき起きるかわからないから、とにかく早くやりたいが予算が足りなくて、全部したくてもいけないのだと、そういったのがマスコミ紙上に載っているではないですか。それなのに、予算とかですね、全くハードルは認識しないというのは、どこから来ているのかと思うのですけれども、そこら辺の説明をよろしくお願いします。

○副議長（長谷川德行君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 11番今村議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、4カ所の危険区域、さらには4カ所の警戒区域、あるいは2カ所の特別警戒地区等の指定につきまして、他の危険区域、危険箇所と想定されております箇所につきましては、警戒区域に指定をするステップアップをするための住民の皆さん方との合意形成を図るといような状況は、現在、北海道のほうから示されておりませんし、町のほうからも、警戒区域にさせていただきたいといような意思表示もしておりませんことから、今、議員が御心配されておりますような、住民との合意形成がハードルになって進まないといような状況ではまずないといことを御理解いただきたいと思います。

それから、北海道のほうから既に特別警戒区域に指定されております部分につきましては、ハード事業の整備を行ってまいりたいといふうの説明を受けておりますし、急いで対応しなければならぬのだけれども、予算がないために遅々として進まないで非常に上富良野町に対して迷惑をかけているといような、私どももそういう認識に基づいておりませんし、北海道のほうからも、そういうような説明を現在いただいているのが実態でございます。御質問にありますように、予算上のハードルがあつて事が進まないとい実態ではないことは御理

解いただきたいと思います。

○副議長（長谷川德行君） よろしいですか。

以上をもちまして、11番今村辰義君の一般質問を終了いたします。

次に、4番米沢義英君の発言を許します。

○4番（米沢義英君） 私は、次の点について質問させていただきます。

まず第1点目には、路線バスの見直しとその後の予約型乗合タクシーについてであります。

路線バスは、町民の日常生活を営む上で大切な公共交通機関となっています。その路線バス、スクールバスの運用の改善などに伴い、路線バスの運行の見直しが10月から廃止、実施されようとしていました。しかし、利用している関係住民の理解が十分されていないとの理由から、来年の1月に変更されるという話になっております。本来、このような問題については、住民と十分な話し合いを持つ期間、これが当然必要であります。その上で、次の点についてお伺いいたします。

平成27年度4月まで、この路線バスの廃止について延期してはどうでしょうか。

二つ目には、要望の多い祝祭日の運行を望む声がありますので、この点についての対応をお伺いいたします。

3点目には、予約型乗合タクシーの運賃については、区域内どこへ行っても同一運賃という料金体系の設定にしてはどうかと思いますが、これらの点については、住民からも多くの要望も出されておりますので、十分検討する必要があると思いますので、町長の見解を求めます。

次に、子ども・子育て支援制度についてお伺いいたします。

政府は待機児童の解消を目指し、2015年4月から子ども・子育て支援制度を実施しようとしています。各自治体においては、関係者からも、法律や条令などの解釈が複雑で事務量も作業量も多いなど、拙速な新制度であり、早急な実施については見直しをすべきだとい声広がっているといのも実態であります。そのことを述べて、次のことについて町長の見解を求めます。

一つ目には、町において子ども・子育て支援計画策定において、策定のためのアンケート調査を実施しました。その中には、保育料の引き下げや中学校までの医療費の無料化、放課後スクールの時間の延長や対象年齢の拡大など、また、室内で親子が遊べる場所の確保など、数多くの要望がたくさん出されております。この計画は、事業の必要量の設定と同時に、その裏にある、保護者の要求の要望に対しても、具体的な、真摯な取り組みが行政に求められて

いると思います。今後、どのような項目をこういった事業計画に反映されようとしているのか、お伺いいたします。

二つ目には、新保育事業については、子どもの健康と安全を守るために設備の運営基準の充実が必要と考えます。そのためには、研修を受ければ名乗れる保育士ではなく、しっかりと子育て、子どもを見守れる国家資格を持った保育士がどうしても必要と考えますが、いかがでしょうか。また、給食の提供においては、自園での調理を位置づけるべきだと考えます。近年、子どものアレルギーなどの問題があり、みずから調理して子どもたちに温かい食を届けるというのが基本、これが必要ではないかというふうに思います。しかし、新制度の中では給食の外部委託も可能だとされておりますが、この点は、子どもたちの健康管理上から考えれば、当然、自園での調理を基本とすべきと考えます。さらに、乳幼児保育の保育士の配置や保育室の面積の基準など、町独自の上乗せが必要ではないでしょうか。従来から、乳幼児に至っては、面積が狭過ぎるという状況があり、また、保育士に至っても、子どもが動き回るとい状況の中で、現在の配置基準などでは、当然、動く子どもたちに対応できないというような声が聞かれておりますので、そういう意味では、町独自の基準も当然上乗せできる制度になっておりますので、この機に抜本的な対策が必要かというふうに思います。

三つ目には、保育の必要量の認定申請について伺いたいと思います。

保育の必要量の認定申請と入所申し込みの手続が同時に行えるのかどうか、不安の声が出ております。また、保育の必要の認定においては、就労の状況、保育時間の設定、同居家族などがいるかいないか、育児休業中かどうかによって、子どもさんを預けられるかどうかということも一つの判断の材料となります。それは、認定保育等の要素によっても変わります。しかし、上富良野町においては子どもが少ないという状況であり、大都会のような、子どもがあふれて預けられないという状況にないということを考えれば、当然、子どもの成長を願うということであれば、町独自の保育実態に即した保育環境を整えることが必要だと考えますが、この点についていかがお考えなのか、お伺いいたします。

次に、健康づくりについてお伺いいたします。

健康で暮らせるための住民健診の向上に町は努めてきました。この間、町として健康の町宣言を実施しました。また、住民奨励策も私はあわせて同時に対応する必要があると考えております。健康、住民健診の向上だけでは、住民の健康向上にはつながり

ません。例えば奨励策として、健康のためのマラソン大会や、通年歩ける歩道の整備や、各種の検診に行った場合、クーポンを集めれば買い物ができるというポイント制度の導入などを実施して、健康増進に結びつける対策が必要だと思っておりますが、この点、一向に具体的な対応策が見られないというのは非常に残念でなりません。今後の対応についてお伺いいたします。

次に、道の駅の設置について伺います。

近年、上富良野町にも多くの観光客が来町するという状況にあります。従来から、町の特産品などを一堂に会して買えるような、そういう購入場所がないという声が聞かれます。確かに、見晴台などにおいては、観光案内施設や、一部、野菜などを販売したりしておりますが、しかし、それでは観光客のニーズに十分応えられるような状況ではないということは言うまでもありません。この点を踏まえて、今後、町として道の駅の設置についてどのように対応されようとしているのか、お伺いいたします。

次に、教育行政について教育長にお伺いいたします。

高学年になるにつれて、教育費の保護者負担がふえるという実態があります。上富良野町においても、もっと保護者負担を軽減してほしいという声が聞かれます。その点を申し上げて、次のことについてお伺いいたします。

1 点目は、保護者負担の軽減のために、児童生徒の給食費の負担軽減や中学校の入学時のジャージ購入費の補助制度を設けるなど、保護者負担の軽減を検討してみたいかでしょうか。

二つ目には、大学や専門学校に進学する子どもたちがふえるという現状にあります。今、多くの自治体では、奨学金の資金を借り入れる自治体独自の制度を設けたりして進学を促すという状況もあります。近年、進学している人たちの家庭や本人の話等を見ましたら、アルバイトをしながら学んでいる状況、少しでも学費の足しになればという状況で、今、進学、勉強しているという状況にあります。そういう意味では、他の町村では、単独で進学を後押しする学費の貸付制度を導入する自治体がありますから、町もこの点についても十分検討する必要があると考えますが、この点についての教育長の見解を求めます。

さらに、学力テストの公表についてお伺いいたします。

道教委が学力テストの公表の有無について、自治体に求めるとの判断がありました。この自治体が、その求めに応じれば、当然、公表されますが、応じなければ公表しないという問題であります。学校

の、この学力テストの公表については、以前からも、学校間の競争や子どもたちの競争をあおるだけで、学力の向上に決してつながらないという状況の声があります。そういうことを考えれば、公表をやめて、それ以上に安心して勉強ができるような学力向上の体制づくりが必要だと思いますが、この点についての教育長の見解を求めます。

○副議長（長谷川德行君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 4番米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず1項目めの、路線バスの見直しとその後の予約型乗合タクシーに関する3点の御質問にお答えさせていただきます。

現在のスクールバスの運行につきましては、平成16年10月から、それまでの路線バスとスクールバスを一元化し、地域住民及び児童生徒が乗車する混乗方式により運行してきたところであります。開始から10年が経過し、地域の居住状況の変化や予約型乗合タクシー事業の実施により、混乗バス利用者が大きく減少してきたこと、また、町内小中学校の統廃合も進み、通学する児童生徒の安全性の確保や利便性の向上を図る必要性が増してきたことから、現在の混乗方式から、児童生徒の通学に特化したスクールバスとしての運行を平成27年1月から予定しているところであります。

まず、1点目の運行見直し時期の延期についてであります。先ほど申し上げましたように、年が明けて3学期になりますと積雪期であることを考慮しますと、児童生徒の安全性及び利便性を図ることが重要でありますので、一日も早い運行が必要と考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2点目の予約型乗合タクシーの祝祭日の運行についてであります。予約型乗合タクシーは、高齢者や障がい者の方々への交通移動手段を確保し、生活支援や閉じこもりを予防することを目的に、平成23年度から試行運行、平成25年度には町内全域の本運行を開始し、ことし4月からは土曜日運行を開始したところであります。利用者のアンケート調査を行ったところ、その多くが通院や買い物で利用されている実態であり、このことから土曜日運行を行ったところであります。さらに祝祭日の運行をすることにつきましては、運行を委託しております事業者の通常業務への影響も大変大きいこと、また、現在御利用いただいている多くの皆様からも、現行運行での不都合等の声も聞かれないことなどから、検討課題であると認識しておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、3点目の予約型乗合タクシーの運賃についてであります。現在の利用料につきましては、登

録者に御理解をいただいていると感じておりますが、これまでバスを利用されていた方々におかれましては、今後、さまざまな機会を通じ、町として移動手段の確保対策としての意義、ドア・ツー・ドアによる利便性が向上することなどを含め、利用料への理解をさらに深めていただくよう取り組んでまいりたいと考えており、現在は利用料の改定は想定していないことを御理解賜りたいと存じます。

次に、2項目めの子ども・子育て支援制度に関する3点の御質問にお答えいたします。

まず1点目の、子ども・子育て支援事業計画策定に係るアンケート調査の意見反映についてですが、計画策定に必要な設問への回答とは別に、自由記述の中で多様な御意見や御要望をいただいたところであります。子ども・子育て支援事業計画は、就学前事業の教育、保育の確保や地域子育て支援事業の必要見込み量とその確保方策を定めるものであります。現在策定中の計画は、次世代育成支援推進法に基づく事業を含めた子育て支援の計画として検討中であり、同法に基づく事業として、児童虐待防止、ひとり親支援、児童発達支援、小児医療に係る支援、放課後の居場所づくりについて、子ども・子育て会議においても議論をいただいております。

なお、議員から御質問にありました保育料の引き下げ、放課後クラブの時間延長につきましては、今定例町議会に上程しております子ども・子育て支援新制度に係る基準3条例に引き続き、保育料の設定や放課後クラブの事業運営に伴います例規の整備が必要な項目でありますので、さまざまな御意見も参考にさせていただきます。町としての考え方を整理した中で、追って議会の皆さん方にも御審議いただく予定でありますので、御理解賜りたいと存じます。

また、室内で親子が遊べる場の確保につきましては、子どもセンター、かみんプレイルーム等を御利用いただいているところですが、今年度はさらに、泉栄防災センターにおいて地域子育てサロン整備事業を進めているところでありますので、対応が可能な利用につきましては、サービス向上に努めてまいります。

次に、2点目の地域型保育事業における許可基準の上乗せについてであります。まず、家庭的保育者につきましては、当町では、保育士資格を有しなくても保育士と同等の知識及び経験を有すると町長が認めた者も認めるところであります。幼稚園教諭や小学校教諭、あるいは看護師の有資格者なども、町長が認める者として十分判断できると考えておりますので、これら客観的な判断要件を規則で補完したいと考えております。

また、事業の充実や質の向上の観点からは、自園調理や面積基準の上乗せなども、考え方としては理解するところではありますが、地域型保育事業につきましては、児童福祉法に基づき、立入検査、改善措置命令、事業を制限または停止する権限が町長にあることとあわせて、条例の規定に基づき、設備、運営の向上を勧告することもできますことから、条例においては、満たすべき最低限の基準とさせていただいたところでもあります。

次に、3点目の保育の必要性の認定手続等についてですが、認定申請を行い、認定区分に応じて利用の申し込みを行うのが本来の流れになりますが、子育て支援法施行規則では、施設を通じて認定申請を提出できる旨規定されておりますので、同時の手続は可能となっております。保育の必要性の認定基準といたしましては、就労、妊娠、出産、疾病、傷害、介護などのほか、求職活動や就学、育児休業中の継続利用につきましても、同施行規則において保育を必要とする事由に明記されるとともに、新制度におきましては、同居親族の状況にかかわらず、保護者本人の事由により判断することを基本としております。

また、保育の必要量につきましても、フルタイム就労を想定した11時間の保育標準時間とパート就労を想定いたしました8時間の保育短時間の区分が設けられましたが、その区分認定に当たりましては、町の裁量範囲がどこまで認められるのか、まだ詳細が明らかになっておりませんが、議員御指摘のとおり、上富良野町の実情に即した保育環境を整えることについては認識を共有しておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、3項目目の健康づくりの推進に関する御質問にお答えいたします。

いつまでも健康で心豊かにいきいきと暮らすことは、全ての町民の共有の願いであり、健康長寿の町を目指し、ことし2月に健康づくり推進の町を宣言し、町民一人一人が健康づくりに取り組んでいくことと、そして、個々の取り組みを地域全体で支え合っていくことを確認したところでもあります。当町におきましては、これまでも住民健診や保健指導事業に力を入れることで、住民一人一人がみずからの身体状況についてしっかりと理解をし、必要な生活改善に取り組んでいくことについて理解を深めていただいているところであり、今後におきましても、これらへの取り組みが最も重要な視点と捉えております。あわせて、町が主催いたしますスポーツイベントのほか、関係団体が行う事業や自主的な活動グループへの支援を行うとともに、スポーツ、保健施設の整備、さらには上下水道などの衛生施設整

備等を含めて、健康づくりや生きがいづくりにつながる諸施策を関係各課が横断的に取り組んでいるところでもあります。

議員から御提言のありました具体的な奨励策等につきましては、先ほど申し上げましたように、各種スポーツイベントへの支援、あるいは桜づつみロードの整備、生活灯の整備等を通じ、対応を図っているところではありますが、さらに健康づくりへの意識づけは大変重要なことでもありますので、私といたしましては、現在の健康づくり推進事業を確実に進めることがまず基本であると考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、4項目目の道の駅に関する御質問にお答えさせていただきます。

施設整備を含め、町の特産品の推進、振興につきましては、議員を初め他の議員からもこれまで御質問をいただいております。既に私の考えを述べさせていただいているところではありますが、御質問の道の駅設置につきましては、既に道の駅ネットワークも構築され、国民の認知度も高く、地元特産品のPRや販売機会の充実、観光などの地域情報の発信や経済交流等の活性化を図る上で、その拠点となり得る施設であることは理解をしているところでもあります。この道の駅の整備に当たりましては、地域振興施設のほかに、24時間利用可能な駐車場やトイレ、さらに休憩機能や道路情報、緊急医療情報などを提供する情報発信機能等を備えることが必須条件となっておりますことから、道内におきましても、既にあります多くの施設で、特に冬期の運営等で課題を抱えている実態も聞こえており、当町での設置を想定するとき、越えなければならない課題が多くあり、少し時間をかけながら慎重に検討を行うことが必要と考えております。一方、地域の魅力や情報の発信、あるいは交流などが図れる拠点施設の必要性は理解できますことから、今後は、町民の皆様を初め民間事業者や関係機関も含め、研究、検討を重ね、道の駅のみにこだわることなく、広い選択肢を持った中で可能性を探ってまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○副議長（長谷川德行君） 次に、教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 4番米沢議員の、5項目目の教育行政に関する2点の御質問にお答えいたします。

まず1点目の、児童生徒の給食費の負担軽減や中学校の入学時のジャージの購入費の補助制度についてですが、現在、学校給食費は、小学生が1日260円、中学生が306円、年間190日とすると、小学生が4万9,400円、中学生が5万8,140円となります。また、中学校の入学時の

ジャージの購入費であります。指定ジャージ上下で1万1,000円あります。現在、当町におきましては、経済的に困窮する要保護、準要保護世帯に対し、新入学用品、進級時学用品のほか、学校給食費など、就学に必要な経費の援助を行うとともに、平成24年度からはPTA会費、生徒会費、クラブ活動費も就学援助の対象に加えております。また、町が独自に学校給食費の一部を負担し、保護者の負担軽減を図っております。このようなことから、現在の支援策を継続しながら、教育費の負担軽減について今後も研究を進めてまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、大学や専門学校に対する学費の貸付制度がありますが、大学への進学や専門学校に進む割合が高くなっており、北海道全体でも約4割が大学へ進学し、これに専門学校を含めると約6割を超えています。また、国の調査において、大学卒業までにかかる平均的な教育費は、全て国公立で約800万円、全て私立だと約2,200万円に上る結果となっており、経済的な負担は大きいものがあります。このような状況の中で、経済的な負担の軽減を図るために、各大学などでは授業料の減免制度を設けているほか、日本学生支援機構などによる公的な就学資金の貸付制度があります。国においては、各学校に対し運営費などの補助による教育費の負担軽減を行うほか、税制面で特定扶養控除を設けるとともに、昨年、高齢者世代の保有する資産の若い世代への移転を促進することによる子どもの教育資金の早期確保を進め、教育費の確保に苦心する子育て世代を支援し、経済活性化に寄与することを期待した、教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置を設けました。このほか、子どもの将来が、その生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均衡を図るため、子どもの貧困対策を目的に、子どもの貧困対策の推進に関する法律が本年1月から施行されております。現在、この法律に基づいた大綱を策定している段階ですが、専門学校の学生に対する授業料免除や奨学金による就学支援制度を設ける検討がされております。このようなことから、国の新たな支援制度に注目するとともに、町におきましては、大学や専門学校の支援制度を広く紹介するほか、個別相談や問い合わせに丁寧に対応してまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、6項目の学力テストの公表に関する御質問にお答えいたします。

平成26年度の全国学力・学習調査は、4月22日に全国一斉に実施され、小学校6年生が国語と算

数、中学校3年生が国語と数学の、それぞれ2教科が実施されました。この結果につきましては、文部科学省から8月25日に調査結果が発表され、その中で各都道府県別の平均正答率などの公表とともに、道外市町村の調査結果の提供がされたところであります。

国は本年度の調査から、都道府県教育委員会は市町村の教育委員会の同意を得た場合には、当該市町村名または学校名を明らかにした公表ができるように制度を変えました。当町におきましては、昨年度の調査から、保護者や地域住民の方々に、子どもたちの状況に関心を持ってもらい、課題となっている項目を共有し、改善を図り、確かな学力を身につける目的で公表を実施し、その表現方法は、全国と比較し、教科の問題や生活習慣や学習環境など、町全体の結果を文章であらわしたところであります。

このようなことから、北海道教育委員会による各市町村名を明らかにした、各調査問題別、領域別に示す統一したレーザーチャートを基本とする公表方法は、地域間の序列化につながり、競争を助長することが懸念されることから、本町においては、昨年と同様に町全体の結果を文章による表現でお知らせするよう進める考えでありますので、御理解を賜りたいと存じます。

○副議長（長谷川徳行君） 昼食休憩といたします。

午前11時53分 休憩

午後1時00分 再開

○副議長（長谷川徳行君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

4番米沢義英君、再質問ありますか。

○4番（米沢義英君） 一つ目は、路線バスのことについて伺います。祝祭日についてはなかなか、検討課題というふうにはしているということですが、しかし、以前にもこの点について質問しましたら、土曜日ぐらいは何かかなるのかなという話でしたけれども、やっぱり、かなり、その用途に応じて、祝祭日でもやはり出て買い物したいとかというような要望も見受けられます。やはりこういった地域路線型バスの、地域バスの見直しという点で言えば、少なくともやっぱり地域の利便性を確保するという点でこういった見直しが行われているわけですから、こういった点は躊躇なく私は対象にすべきだというふうに思いますが、この点、確認しておきたいと思っております。

○副議長（長谷川徳行君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 4番米沢議員の、住民の足

の確保についての御質問にお答えさせていただきます。

この間、いろいろ町も試行錯誤を重ねながら、現在の予約型乗合タクシー事業を定着させてきたところでございます。御質問にあります祝祭日等の運行等につきましては、今まで利用されている方々の御意向、さらには利用実態、いろいろな観点から、住民の皆さん方の足の確保をする町としての果たしていく役割については、一定程度、現在、果たされているのかなど。祝祭日の運行は、ないよりはあったほうが良いということは、これはもう私も理解できますが、しかし、町として果たしていかなければならない部分について、果たしていくというのが私どもの役目だというふうに思っておりますので、現在のところ、祝祭日についての運行の予定というものは、実施する予定にないことを御理解いただきたいと思っております。

○副議長（長谷川徳行君） 4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） 住民の方が望むのは、そういうことも含めて検討していただきたいということですから、何も躊躇することなく、すっきりと位置づけて、そういった運行方向を見定める必要が僕はあるというふうに思います。

この点、それではお伺いいたしますが、検討課題ということで認識しているということですが、いつまでにそういった結論を出そうとされているのか、そういった考え方がありましたら伺いたいと思っております。

○副議長（長谷川徳行君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 交通の確保についての御質問にお答えさせていただきますが、現在、いつまでというような目標を持って検討をするという状況にはございません。これから、今までの運行してきた実態をしっかりと、まず検証して、そして、その後におきまして、先ほどもお答えさせていただいておりますように、民間の事業者、あるいはそういった方々、町全体としての交通体系の中で、土日、現在のサービスをさらに向上させることが、町として今位置づけなければならないような状況かどうかという、その判断をまだしておりませんので、まず、現在の、今計画しております運行をしっかりと検証した後ということでお答えをさせていただきます。

○副議長（長谷川徳行君） 4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） いつも町長の認識というのは、このぐらいの認識なのです。はっきり物事を言わないでですね、やるでもない、やらないでもないという感じなので、ぜひそこら辺は大いに検討していただきたいというふうに思います。

次に、統一料金の問題であります、これも、や

はり多くの方が望んでいるのは、どうせ改正するというのであれば、多少格差があっても、今の400円、200円ということではなくて、やっぱりせめて100円ぐらいの段差つけてほしいと、もしもできなければですよ、同一運賃でできなければ、そういう話。だけれども、やはり私たちは税を納めているのだと、あらゆる手数料、住民窓口の交付の手数料なんか見たら、平均やっぱり同じですよ、利用するしないにかかわらず、住民はひとしく、手数料は同一の手数料で納めていると、こういうことを考えたら、この運賃体系も同一ではいけないのかと、だめなのかと、そういう声が多いのです、町長。やはり今回の改正に合わせて、思い切って、こういった部分についてもやっぱり見直しを図って、利用者の利便性の向上のためにも、きっちりとした対応を私はすべきだと思いますが、この点お伺いいたします。

○副議長（長谷川徳行君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 運賃についての4番米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

さまざまな手数料と、こういった足の確保のための運賃と、これを同列視して比べるものではないというふうに理解をしております。そういったことから、それぞれのサービス提供事業において、どのような運賃料金設定がいいのかということは、それはその事業によってきちんと精査すべきものだというふうに考えておまして、今回、この予約型乗合タクシーの運賃につきましても、提供しようとしているサービス、あるいは住民の足を確保するという観点から、公平性が損なわれているというような理解でもおりませんし、今までの利用実態の中でも、利用者の多くの方々が非常に理解をいただいた中で運行しておりますので、今はこのような体系を踏襲することがいいのではないかとというふうに理解しているところでございます。

○副議長（長谷川徳行君） 4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） 路線バスの場合は100円で、今回廃止された場合は、当然、町外の方は400円という形になるわけです。そういうことを考えたときに、やはりそういう問題を解消するためには、お年寄りの方が年金暮らしで、いろいろ消費税も上がる、物の値段が上がるという形の中で、やはり100円でも200円でも上がったら大変だという声があるわけで、やはりそういうことを考えた場合に、きっちりとした手法で利便性を図るといことも、同一運賃にしてやるべきだといふふうに私は思うのですが、町長はそういったところまで深く余り感じたことがないのだと思うのですが、その点どのようにお考えですか。



○副議長（長谷川徳行君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 運賃のあり方についての御質問にお答えさせていただきますが、先ほども、一応そういった思いを込めてお答えさせていただいておりますが、必ずしも、こういったサービス事業につきましては、同一料金にすることが公平なのかどうかということは、それは少し、考え方の視点を私は議員と異にしておりますけれども、私は、提供させていただいているサービスにふさわしい運賃設定に現在理解をいただいているというふうに考えておりますので、まず、現在の運行体制によって、どういうふうに、バスを御利用いただいている方が乗合型タクシー等に移行することについての説明をしっかりと果たす中で理解をいただけるものというふうに考えております。

○副議長（長谷川徳行君） 4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） そういうものも含めて、ぜひ検討課題にさせていただきたいと思っております。ここに書かれている、ドア・ツー・ドアという形で利便性を向上するのだというふうに書かれているのだけでも、どういうふうに、それではあわせて向上策という形で、これはどういうふうにとったらいいのですか。

○副議長（長谷川徳行君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） お答えしているとおりでございます。現在の混乗方式によります路線バスの御利用形態というのは、定められております停留所からの乗降という形になります。それが、予約型乗合タクシーを御利用いただきますことによって、玄関先から目的地へ、そして目的地から玄関先へということで、非常に利便性を私は向上するものというふうに理解しております。

○副議長（長谷川徳行君） 4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） これは、従来とやっぱり変わらないことだというふうに思うのですよ。こういった、何か、少しでも変えたような印象を与えるかのように言っていますけれども、これは従来の延長線で、何も変わっていないということだと私は思います。そういう意味では、この間、共産党の議員として改善するよう申し入れもし、引き続き、これらの点については、ぜひ検討していただきたいというふうに思います。

次に、子ども・子育て支援制度についてお伺いたします。

今回の子育て支援制度というのは、大きな問題点があるというふうに考えております。一つは、地域にはなかなかなじまない制度ではないかということです。二つ目には、量的緩和をするという形で、規制をどんどんどんどん緩和して、床面積だとか、保

育士の資格だとか、そういったものを緩和しているというのが状況です。例えば改定保育事業の設備運営基準を見ますと、小規模の保育型事業においても、床面積等についてはあくまでも参酌すべき基準だということで、これは、守るか守らないかというのは、あくまでも、その設置者の判断に委ねられるところが多いのかなというふうに考えております。保育士の設置についても、量的緩和措置の中で、保育士の資格がなくても、そういった町あるいは自治体が定めるその保育士との資格を、括弧つきなのですが、得るための研修等を受ければそれで済むというような制度の中身です。そうしますと、何が起こるかということになると、地域で、小さな施設、例えば空き室を利用して、どんどんこういった施設を運営できるという形になります。上富良野町の場合は、かなりその部分については、なかなか、全くそういうことが起きないとは否定できませんけれども、何らかの形で起きるといっても想定されません。そういう場合に、やはりそこをきっちり指導したりだとか、やはり基準が、物差しが、比較的緩くなってきているということで、こういったものの基準というのは、町独自でもきちっと監視体制、答弁の中にも載っておりますが、あらかじめ、その面積基準をしっかりと押さえた運営だとか、保育士の配置基準をしっかりと、さらに上積みする基準を設ける必要があります。確かに、町の中には、1人から2人の保育士の配置基準という形には載っておりますが、まだまだ十分とは言えませんし、面積基準に至っても、乳幼児が、3人に1人の保育士で間に合うかといったら、町は2人配置するということでもありますけれども、5人、10人とふえるということになると、さらに保育士が必要になるということにもなりますし、その狭い面積で保育をせざるを得ないという状況にもなるわけで、やはりそういうことを考えたら、きっちり町独自の面積基準、保育士の配置基準を、さらに上積みする必要があるというふうに思いますが、この点は、町長、どのようにお考えでしょうか。

○副議長（長谷川徳行君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 新しい形の保育のあり方についての御質問にお答えさせていただきますが、想定されます、現在、当町におきましては、このような保育実態はございませんが、そういう中で、これからそういうことが起きてくることに備えているわけですが、例えば面積基準、あるいは、その保育に当たる従事者の方々の要件、そういったものについては、さきの答弁でもお答えさせていただいておりますように、必ずしも保育士資格、有資格者でなくても、小学校の教員免許をお持ちの方だと

か、そういった方々で十分にその保育の仕事に当たる要件は、私は満たせるものだというふうに考えております。さらに、面積要件等についても、例えば私どもの、大都会はわかりませんが、このような条件のところにおりますと、公園だとか広場だとか、さまざまな形で、その保育の中でそういった部分をカバーする要素がたくさん、要件がございますので、私は、最低の満たすべき基準を今回定め、そして、議員が御心配されておりますような、そういった事業が、もし上富良野、当町において行われる段階において、自園調理もお答えさせていただきましたが、さらに、そこでは私どもがしっかりと監視、監督できる権限もありますので、保育業務に支障を来さないようなことは常に目を届けてまいる所存でございますので、現在、とりあえず定める、最低の基準で定めることについて、御理解をいただきたいと思っております。

○副議長（長谷川徳行君） 4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） 自園調理の問題でも、権限停止だとかうたわれています。しかし、こういった問題でも、いつ、どういうふうな形で、いろいろ、食中毒、あるいは、いろんなことが想定されるわけで、起こるかわかりません。そういうことを考えたら、あらかじめ、やはりきちんと自園で調理する施設等を設けて、そういった対策をとるということ、アトピーだとかいろんな、子どもたち、今非常にデリケートになっていますので、そういうことも含めて、私は非常に大事な問題だというふうに思っておりますが、やはりその点、そこら辺に、狭い枠でとられることなく、自園調理の基準などを設ける必要があるというふうに考えておりますので、ぜひ、そこら辺も検討していただければというふうに思います。

次に、保育の必要量の問題についてお伺いいたします。

幼保認定保育園については、フルタイムあるいは短期の仕事によって、預けられる保育時間も設定が変わるという状況になっているということでもあります。そうすると、いろんな、現在の保育体制の中では、そういったものは一律、きちんと就労証明書を持って行って預ければ、大体平均的な、8時間だとかという形で預けられるかというふうに思いますが、今回のやはり制度改正の中で、そういった部分も、範囲が大幅に変わろうとする問題があります。パートで預けた場合、仮に、いろんな諸条件で、なかなかその時間帯に戻ってこれないということもありますし、親御さんの働く環境によっては、本来、子どもというのは、きちんとした保育時間の中で保育がされて、そこでいろんな子どもたちと触れ合い

ながら成長していくというのが、これが原則です。しかし、こういう制度を設けた背景には、国が必要な財政措置をしたくないから短時間だとかどうのこうのと分けしながら、国の財政部分を減らすために、もしくは、預け入れる保護者の負担、それと、逆に園で、例えば自園という形で上乗せできるのですけれども、保育料なんかは、それは例えば特殊な教育やったときに上乗せができるという項目があるのですけれども、そういう非常に複雑な要素の中で今回展開されているという形で、私はこの文書を何回も読まさせていただいたのだけれども、私の頭のレベルの問題もあるのですけれども、なかなかよく理解できないという問題があるのです。何よりも基本は、そういったものを全部捨ててしまって、安上がりの保育、この面積の緩和でも、やっぱりそういうことを行って保育の必要量を確保しようと。だけれども、地方は逆に少子化で、入所できるような環境はどんどんあります。だけれども、こういう制度をどちらかとするかによって保育単価も下がったりするという問題点もあって、今、現場からは、おかしいのではないかと、地方の現状も見ないで、大都会の、そこを基準にして地方の保育所を運営するというのはおかしいのだというようなことが出てきているというような実態であります。

そういうことを考えた場合に、いろいろ問題点として上がってくるのは、育児休業中の親御さんについては、これは条件があれば、上富良野の場合だったら恐らく入れると思いますが、いっぱいのところでしたら、なかなか、条件次第では入所できないという問題点があるというふうに言われております。そういうことを考えたときに、なじまないこういう保育制度をなぜ押しつけてきたのかということと、そういう制度をつかって本当に子どもたちの成長を促せるのかといたら、そうではないというふうに思うのですが、その点どのようにお感じなのか、お伺いいたします。

○副議長（長谷川徳行君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 4番米沢議員の、これから新たに取り組みがなされようとしております保育のあり方についての一般論についての私なりの考え方ではありますが、議員も御質問の中でお話しされておりました、待機児童がいる、潜在的に保育に欠ける子どもが潜在しているような地域と、このような、私どものような地域と、置かれた立場がもともと違うという中で、国としては一律の基準を定めようとしている状況で、我々のような地域になかなかうまく符合しないものもあることも実態であるかと思っております。しかし、御質問にありますような、フルタイムあるいはパートタイム等によって、あるいは

さまざまな保護者の状況によって、保育の、預ける時間に不安定なことを来すようなことでは、これは非常によろしくない状況だと思います。現在も上富良野町におきましては、最大限そういったことに配慮したお預かりの仕組みになっている状況だというふうに理解しております。これからも、今までのお子様を預かる仕組みの中で窮屈さが生まれたり、あるいは、非常に、働くためにプレーキになったり、そういうようなことは避けなければなりませんので、国から新しい基準等が示されてまいります、上富良野町としてとり得る最大限の範囲の中で、その辺の配慮は、これはしていくべきだというふう考えております。

以上でございます。

○副議長（長谷川徳行君） 4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） 児童福祉法に基づいて自治体ができる最大限のそういう制度を生かした独自の基準というのが私は必要だと思いますので、ぜひそのことを訴えておきたいと思っております。

次に、健康づくりの問題ですけれども、相変わらず通り一遍の、今までの、従来の踏襲型なのです、町長。私の言いたいのは、やっぱりこういう町づくり宣言を行ったのだから、それをもとに新たな段階に進むという、そういうのも住民の気持ちとして高揚を高めるためにも必要な政策だと思うのです。それが町長に、私はずっと話聞いていても欠けているのです。なぜ、こういった従来のスポーツイベントだとか支援するといったら、そんな話を私は聞くためにこの質問を出したわけでないのだから、どうしたいのだというところをきっちり答弁してください。

○副議長（長谷川徳行君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 4番米沢議員の健康づくりについての御質問にお答えさせていただきます。

これまでも御質問いただいておりますが、私といたしましては、一番根っこの部分、例えば、率直に申し上げまして、スポーツだとか、あるいはさまざまな、そういった健康づくりの機会に臨めば、何とか参加したり加入したりできるような状況のもとに置かれている人以外に、望んでも、なかなかそういう、一生懸命仕事に追われている人、あるいは他の制約を受けて、なかなかそういうスポーツだとか健康づくりに参加できない人、そういう底上げをすることが私の役割だというふうに考えておまして、そういう人たちに、本当に健康に対する意識と健康づくりに対する大切さ、地味ではありますがけれども、それをしっかりと底上げをしていくことは、私といたしましては優先的な課題だというふうに理解しておりますので、表目には非常に地味かもしれ

ませんが、そういったことをしっかりと確実に進めることの優先度は私は高いと理解しております。

以上でございます。

○副議長（長谷川徳行君） 4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） そういうのというのは、もう既に住民の中に一定程度浸透しつつあります。だけれども、いつでも忘れないように、啓蒙、啓発という点では、私は必要だというふうに思います。しかし、そういったのは別に、やっぱり住民の意識を高揚するために、新たなものを設置するというのは、それは町づくりのかかわる問題で、町の活気にもかかわる、つながっていく問題だというふうに思います。他の自治体では、そういうものも含めて新たな展開をして、受診率向上、従来の健診の充実を訴えながら、新たなステップに進むというのは、時代の流れでは当然のことなのです、町長。そういった旧態依然の姿勢で行っては何も町の発展というのではないわけですから、この点どうなのか。

○副議長（長谷川徳行君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 4番米沢議員の健康づくりについての御質問に再度お答えさせていただきますが、何度も申し上げますが、私は、本当にお一人お一人、そういう健康づくりにしっかりと取り組まなければならない状況にあっても、なかなかそういう環境が整わない方、まだまだ多数おられます。そういったお一人お一人の健康を預かる現場の者がしっかりと対応して、そして町民全体の健康をつくっていくことの優先度は、私は、私の人生観としてずっと優先することだというふうに理解しておりますので、これからもそのような取り組みに意を用いてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りたいと存じます。

○副議長（長谷川徳行君） 4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） ぜひ考えていただきたいと思っております。

道の駅問題については、広い選択肢を持った中で可能性を探ってまいりますという、大変優等生的な答弁なのですけれども、具体的にどうしようとしているのかというのがよくつかめません。設置する方向で検討するのか、全くそういうニーズに対応できない町になってしまうと思うのですが、その点伺っておきたいと思っております。

○副議長（長谷川徳行君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 道の駅についての御質問でございますけれども、答弁の中でも、時間をかけて検討、研究をしなければならないというふうにお答えさせていただいております。安易という言葉は適

当ではないかもしれませんが、やはりしっかりとですね、いろいろ、道の駅等の既に設置をしている事業者の方々、非常に多くの問題を今抱えながら苦慮しているという実態も一方にあります。そういったことを踏まえて、将来の交通体系もあるでしょうし、私は、ここは時間をかけてやることに、急いでやると申しましょうか、早急に結論を出すのではなくて、しっかりと、これから何十年も先のことを見据えるわけですから、そこは一定程度時間をかけることは必要だというふうに理解しております。

○副議長（長谷川徳行君） 以上をもちまして、4番米沢義英君の一般質問を終了いたします。

これにて、一般質問を終了いたします。

---

#### ◎散 会 宣 告

○副議長（長谷川徳行君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後 1時29分 散会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なることを証するため、ここに署名する。

平成26年9月17日

上富良野町議会副議長 長谷川 徳 行

署名議員 佐 川 典 子

署名議員 小 野 忠

平成26年第3回定例会

上富良野町議会会議録（第2号）

平成26年9月18日（木曜日）

○議事日程（第2号）

- 第 1 会議録署名議員の指名について  
第 2 議案第10号 平成25年度上富良野町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について  
第 3 議案第11号 平成25年度上富良野町企業会計決算の認定について  
第 4 議案第12号 平成25年度上富良野町各会計歳入歳出決算の認定について  
第 5 議案第 1号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度上富良野町一般会計補正予算（第6号））  
第 6 議案第 2号 平成26年度上富良野町一般会計補正予算（第7号）  
第 7 議案第 3号 平成26年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）  
第 8 議案第 4号 平成26年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）  
第 9 議案第 5号 平成26年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第2号）  
第10 議案第 6号 平成26年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第2号）  
第11 議案第 7号 平成26年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）  
第12 議案第 8号 平成26年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）  
第13 議案第 9号 平成26年度上富良野町病院事業会計補正予算（第1号）  
第14 議案第13号 上富良野町乗合自動車の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
第15 議案第14号 上富良野町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例  
第16 議案第15号 上富良野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例  
第17 議案第16号 上富良野町家庭的保育事業等の設備運営に関する基準を定める条例  
第18 議案第17号 上富良野町放課後児童健全育成事業の設備運営に関する基準を定める条例  
第19 議案第18号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について  
第20 議案第19号 富良野地区視聴覚教育協議会の廃止について  
第21 議案第20号 教育委員会委員の任命について  
第22 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について  
第23 発議案第1号 議員派遣について  
第24 発議案第2号 町内行政調査実施に関する決議について  
第25 発議案第3号 議会報告会実施に関する決議について  
第26 発議案第4号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見について  
第27 発議案第5号 軽度外傷性脳損傷に関わる周知及び労災認定基準の改正などを求める意見について  
第28 閉会中の継続調査申出について

○出席議員（12名）

1番	佐川典子君	2番	小野忠君
3番	村上和子君	4番	米沢義英君
5番	金子益三君	7番	中村有秀君
8番	谷忠君	9番	岩崎治男君
10番	中澤良隆君	11番	今村辰義君
12番	岡本康裕君	13番	長谷川徳行君

○欠席議員（2名）

6番	徳武良弘君	14番	西村昭教君
----	-------	-----	-------

○地方自治法第121条による説明員の職氏名

町長	向山富夫君	副町長	田中利幸君
教育長	服部久和君	代表監査委員	米田末範君
教育委員会委員長	菅野博和君	農業委員会会長	青地修君
会計管理者	菊池哲雄君	総務課長	北川和宏君

産業振興課長 辻 剛 君  
子ども・子育て担当課長 吉岡 雅彦 君  
建設水道課長 佐藤 清 君  
教育振興課長 野崎 孝信 君  
町立病院事務長 山川 護 君

保健福祉課長 石田 昭彦 君  
町民生活課長 林 敬永 君  
農業委員会事務局長 北越 克彦 君  
ラベンダーハイツ所長 大石 輝男 君

---

○議会事務局出席職員

局長 藤田 敏明 君  
主事 新井 沙季 君

次長 佐藤 雅喜 君



午前 9時00分 開議  
(出席議員 12名)

### ◎開 議 宣 告

○副議長（長谷川徳行君） 出席、まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は12名でございます。

これより、平成26年第3回上富良野町議会定例会2日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ手元に配付したとおりであります。

### ◎諸 般 の 報 告

○副議長（長谷川徳行君） 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長（藤田敏明君） 御報告申し上げます。

さきに御案内いたしました議案第20号教育委員会委員の任命について並びに諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦につきましては、後ほど議案をお配りしますので御了承願います。

議会運営委員長、総務産建常任委員長及び厚生文教常任委員長から閉会中の継続調査の申し出が配付のとおりございました。

以上でございます。

○副議長（長谷川徳行君） 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

### ◎日程第1 会議録署名議員の指名の件

○副議長（長谷川徳行君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

3番 村上和子君

4番 米沢義英君

を指名いたします。

### ◎日程第2 議案第10号

○副議長（長谷川徳行君） 日程第2 議案第10号平成25年度上富良野町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（佐藤 清君） ただいま上程いただきました議案第10号平成25年度上富良野町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてにつきまして、御説明申し上げます。

地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、

未処分利益剰余金の処分について議決をいただくものとなっております。

未処分利益剰余金及び処分の額については、後ほど上程の議案第11号に添付しております平成25年度水道事業会計決算報告書の4ページ上段の剰余金計算書及び同じく4ページ下段の剰余金処分計算書を御参照ください。

以下、議案の朗読をもって説明とさせていただきます。

議案第10号平成25年度上富良野町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について。

平成25年度上富良野町水道事業会計未処分利益剰余金5,015万3,693円のうち、3,000万円を減債積立金に積み立て、残余を繰り越すものとする。

以上、御説明といたします。御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

○副議長（長谷川徳行君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（長谷川徳行君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより、議案第10号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（長谷川徳行君） 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

### ◎日程第3 議案第11号及び

### ◎日程第4 議案第12号

○副議長（長谷川徳行君） 日程第3 議案第11号平成25年度上富良野町企業会計決算の認定について、日程第4 議案第12号平成25年度上富良野町各会計歳入歳出決算の認定について、一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

初めに、企業会計決算認定について。

町立病院事務長。

○町立病院事務長（山川 護君） ただいま上程いただきました議案第11号平成25年度上富良野町企業会計決算の認定につきまして、議案の朗読をもって説明とさせていただきます。

議案第11号平成25年度上富良野町企業会計決算の認定について。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成25年度上富良野町病院事業会計及び上富良野町

水道事業会計の決算を、別紙、監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

では、初めに、病院事業会計の決算の概要につきまして御説明申し上げます。

平成25年度病院事業会計決算報告書の7ページをお開き願います。

平成25年度上富良野町立病院事業報告書。

#### 1、概要。

(1) 総括事項の概要を御説明申し上げます。

平成25年度においても全国的な医師と看護師不足により、地域の病院を取り巻く環境は厳しい状況でありましたが、当院は旭川医科大学の第3内科の関連病院として、肝臓外来や血液腫瘍外来、内視鏡検査等の専門医の派遣を受けるとともに、富良野協会病院との病病連携により、泌尿器科、循環器内科、眼科の医師の派遣を受け、診療体制の充実に努めてまいりました。

また、医療機械の主な整備として、大腸カメラを更新するとともに、ポータブルトイレの自動洗浄機や厨房にはスチームコンベクションオーブンを導入し、患者サービスや病院食、医療の質の改善に努めてまいりました。

次に、患者、利用者数の状況でございますが、一般病床の入院患者と介護療養型老人保健施設の入所者の合計は1万8,519人で、前年対比で250人の減となりました。外来患者数は2万7,657人で、前年対比で2,899人の減となり、入院患者、入所者、外来患者の合計は4万6,176人で、前年対比で3,149人の減となりました。

次に、収益的収支でございますが、病院事業収益は、入院患者と介護療養型老人保健施設の利用者が減少し、あわせて平成25年4月から外来患者の長期投薬を実施し、また、同年7月から院長の再診患者数を平準化するため、事前の予約制を導入いたしました。

このことにより、外来の9割の患者が1時間以内で診察を終了しており、待ち時間の解消と外来患者の肉体的、精神的な負担軽減が図られましたが、受診回数が抑制されたことにより外来収益は減少となりました。

病院事業費用は、出張医師の派遣回数が増えたことにより報酬の増となり、また、修繕費、委託料等の費用が増大しました。

結果、病院事業収益と病院事業費用の差し引き2,088万3,966円が当年度純損失となりました。

以上が、病院事業の決算概要でございます。

続きまして、決算額を申し上げます。

1ページ、2ページをお開き願います。

平成25年度上富良野町病院事業決算報告書。

(1) 収益的収入及び支出。

以下、決算額のみ申し上げます。

収入、第1款病院事業収益8億1,631万8,589円。

支出、第1款病院事業費用8億4,112万5,685円。

(2) 資本的収入及び支出。

収入、第1款資本的収入1,692万3,250円。

支出、第1款資本的支出1,692万3,250円。

以下、3ページ以降の各種財務諸表などにつきましては、御高覧いただいているものとして、説明を省略させていただきます。

御審議賜りまして御認定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○副議長(長谷川德行君) 次に、建設水道課長。

○建設水道課長(佐藤 清君) 続きまして、平成25年度水道事業会計決算報告書について、御説明申し上げます。

まず、水道事業会計の平成25年度決算の概要を申し上げます。

7ページをお開きください。

本事業は、町民が健康な生活を持続していくために必要とされる、安全で安心な水道水の安定供給を開始して以来、41年を経過いたしました。

当年度の決算の状況については、収益的収支において、収入1億5,150万5,841円、支出1億1,731万5,991円であり、純利益3,418万9,850円で決算することができました。

なお、収益的収支につきましては、11ページ以降の費用明細書との整合を図るため、消費税を含まない数字となっておりますので御承知ください。

次に、資本的収支では、収入1,800万円、支出9,444万2,658円。

不足する額7,644万2,658円については、過年度分損益勘定留保資金6,062万1,938円、当年度分損益勘定留保資金1,582万720円で補填し、事業の推進を図ってまいりました。

本年度の収支も黒字決算となりましたが、町内人口の推移と節水意識の高まりや、飲料水嗜好の多様化が進み、使用水量は減少傾向にあります。受益者負担の原則を堅持するとともに、コンビニ納入など納入方法の利便性を図り、公営企業として健全な経営に努め、漏水対策や老朽管の更新等、維持管理に万全を期し、安全で安心、良質な水道水の安定供給に努めてまいります。

次に、決算額を申し上げます。

1 ページ、2 ページをお願いします。  
平成 25 年度上富良野町水道事業会計決算報告書。

以下、款ごとの決算額のみを申し上げます。

1、収益的収入及び支出。

収入、第1款水道事業収益1億5,865万7,094円。

支出、第1款水道事業費用1億2,256万9,310円。

2、資本的収入及び支出。

収入、第1款資本的収入1,800万円。

支出、第1款資本的支出9,444万2,658円。

さきに概要報告でもお示ししましたが、表下に記載のとおり、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,644万2,658円については、過年度分損益勘定留保資金6,062万1,938円、当年度分損益勘定留保資金1,582万720円で補填しております。

以下、各計算書、業務明細書等の説明については、御高覧いただいているものとして、割愛させていただきます。

以上で説明いたします。御審議賜りまして、御認定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

**○副議長（長谷川德行君）** 次に、監査委員の審査意見を求めます。

代表監査委員、米田末範君。

**○代表監査委員（米田末範君）** 地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付されました平成25年度地方公営企業の病院事業会計決算及び水道事業会計決算について、平成26年6月27日から7月18日までの間で、実日数5日間審査し、同法第30条第1項の規定に基づき、調整された各決算書等が関係法令に正しく準拠して作成され、その会計処理が適正に行われているか、また、決算の計数が証拠書類等に符合しているかを照合し、予算執行の適否について審査しました。

審査に付されました各事業会計の決算報告書及び附属書類は、関係法令に準拠して作成されており、その計数は、現金出納簿、関係諸帳簿及び証拠書類と符合し、各事業会計の計数は正確であると認められました。

審査意見について申し上げます。

病院事業会計決算は、常勤医の宿日直改善のため、宿直医師の派遣が増加し報酬等が大きく増加しましたが、常勤医の処遇改善と常勤、非常勤医師の安定確保となり、病院全体の運営について好ましい効果が得られていると判断されます。

トイレの改修により上下水道の水道料の大幅な縮

減が図られるなどから、経費縮減に引き続き努力を望みます。

医療制度の改正や予約制度の導入により、大幅に外来患者が減少し、医業収益の減少につながりましたが、これらの状況のもとで収支のバランスのとれた経営ができるよう検討を続けていただきたいと存じます。

介護療養型老人保健施設については、入院数が減少したものの、安定した利用状況と収益が示されています。

町民の福祉向上と健康管理に寄与する医療機関として、安心・安全な医療の提供と質の高い高齢者福祉の充実を図り、住民医療サービスの向上と経営の安定、改革に向け、一層の努力を望みます。

水道事業の経営は、町内人口の減少や節水家電やトイレなどの普及、町民の節水意識の向上など、有収の給水量が減少してきている中で、安定した経営と安全・安心な飲料水の供給に心がけていることがうかがえます。

平成25年度は多額の不納欠損を行っており、平成7年度から平成21年度の長期間の不良債権について、制度を基本として不納欠損したことは認められますが、この間の面談、給水停止、時効を中断する分納誓約書等の提出、履行確認等諸対策を行った経過を記録した台帳などの整備にも不足した部分が見られました。今後は、長期間多額の未納が発生しないよう、丁寧な対応と正確な記録を行い、適正な対応に努めていただきたいと存じます。

今後とも、健全な経営に努め、漏水対策や老朽管の更新等、維持管理等に万全を期し、本町水道事業の特徴的利点とも言える湧水利用と自然流下を最大限に生かし、安価で、かつ、安全な飲料水の供給に一層の努力を望みます。

なお、13ページ以降に各種資料等を参考として添付してございますので、御高覧いただきたいと存じます。

以上、説明いたします。

**○副議長（長谷川德行君）** 次に、一般会計、特別会計決算認定の件。

会計管理者、菊池哲雄君。

**○会計管理者（菊池哲雄君）** 申しわけありません。決算の説明に先立ちまして、本決算書の備考欄に誤表記がございましたので正誤表を同封させていただきました。お手数をかけ申しわけございませんが、訂正方よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

それでは、ただいま上程いただきました議案第12号平成25年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定について、概要を御説明いたします。

今回、決算認定を受けます平成25年度会計の当

初予算の編成時の財政状況を振り返りますと、政権交代直後に国の財政運営は大きく変容の様子を見せていましたが、予算編成時点では政策内容が定まっていなかった状態でした。

当初予算編成時には、収入の7割強を国や北海道への依存財源で占めている中、防災、減災対策、地域活性化対策などの特別枠の対応もありますが、詳細は調整中で、町の財政運営にとっては厳しい状況にありました。

一方、歳出面では行財政改革の成果が反映されてきていますが、地域経済、雇用情勢の改善、少子高齢化対策、近年の大雨災害対策、上富良野小学校の改築、公共施設の耐震化対策など、さまざまな地域課題の解決に向けた財政支出が求められていました。

一般会計の当初予算額63億4,600万円で、前年度と比べ2億4,000万円ほどが増加しております。

一般会計、特別会計を合わせた当初予算額は93億9,967万1,000円となり、前年に比べ約2億6,000万円が増加しております。年度中には国の政策が確定するとともに、地方に向けられた地域の元気臨時交付金を財源として情報通信基盤の整備、公共施設の大規模改修、道路の整備など事業化を進められたことにより、劇的な予算規模の拡大を見て、当初予算の約1.5倍となる最終予算額となりました。

一般会計予算は、地域の元気臨時交付金による公共事業を主なものとして、最終予算額92億2,628万9,000円となり、全会計の最終予算額は123億4,581万9,000円となりました。平成25年度には全ての会計で収入が支出を上回る黒字決算となっております。

繰越明許費は、一般会計に24年度から上富良野小学校改築に係る6億7,851万1,000円が設定されています。

平成26年度に向けて、一般会計は、小学校改築、町営住宅の建設、道営経営体育成基盤整備など13億7,939万8,000円、簡易水道会計は、江花浄水場修理に1,136万8,000円が設定されています。

一般会計の主な決算内容につきまして御説明いたします。

収入済額は78億2,988万5,238円となり、昨年と比べ11億円弱が増加しております。増加になった主なものは、町税1,810万円、国庫支出金7億4,627万円、道支出金1億2,540万円、町債2億3,216万円などです。合計12億2,800万円ほどが増加しております。

町税は、入湯税がわずかに減少していますが、町税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税が増加し、全体で2%弱が増加をしています。減少したものは、地方交付税5,995万円、諸収入3,692万円など、合計で1,307万円ほどが減少しております。

歳出総額は、76億9,990万1,255円となりました。前年度に比べ1億1,560万円ほどが増加しております。増加になった主なものは、地域の元気臨時交付金を財源とする事業に伴う公共施設整備基金の積み立てに3億9,500万円ほど、上富良野小学校改築工事費に7億円弱などです。

事業の内容につきましては、決算書の事項別明細書の歳出の部及び各会計主要施設成果報告書に記載していますので、御高覧いただきたいと思います。

それでは、議案の概要を説明いたします。

議案及び平成25年度の各会計収支の総括並びに財産の移動の関係について、概要を御説明いたします。

議案第12号平成25年度上富良野町各会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成25年度上富良野町一般会計、上富良野町国民健康保険特別会計、上富良野町後期高齢者医療特別会計、上富良野町介護保険特別会計、上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計、上富良野町簡易水道事業特別会計及び上富良野町公共下水道事業特別会計の歳入歳出決算を、別紙、監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

平成25年度各会計歳入歳出決算書の2ページ、3ページをお開き願います。

平成25年度の各会計別収支総括表で、各会計全体の決算状況を御説明いたします。

この表の最下段、合計欄をごらんいただきたいと思います。

予算額123億4,581万9,000円、調定額123億4,406万3,933円、収入済額109億1,355万8,383円、不納欠損額444万8,747円、収入未済額14億2,605万3,263円、支出済額107億3,747万4,207円、差引残額1億7,608万4,176円です。

調定に対する収入済の割合、調定対比は88.41%、予算に対する収入済の割合、予算対比は88.40%です。予算に対する支出済の割合、支出予算対比は86.97%です。

次に、D欄、不納欠損額をごらんください。

一般会計は、個人町民税、固定資産税と軽自動車税で125万7,524円、国民健康保険特別会計は、一般医療給付費、一般介護納付金と後期高齢者

支援金で129万1,684円です。簡易水道事業特別会計は、水道使用料で6万2,657円、公共水道事業特別会計は、受益者分担金と下水道使用料で169万4,482円です。介護保険特別会計は、介護保険料で14万2,400円です。これら5会計の滞納繰越分の一部を欠損処分しています。

次に、E欄、収入未済額をごらんください。

一般会計13億9,923万3,550円です。その内容は、町税1,805万1,340円、民生費負担金3万570円、住宅使用料262万4,640円、合計で2,070万6,550円です。

繰越明許費分につきましては収入未済額につきましては、国庫分、小学校費補助金、社会資本整備総合交付金3億6,125万7,000円、道費分、校地費補助金4,407万円、町債分、校地債、住宅債、総務債、小学校債の4目で9億7,320万円、合計で13億7,852万7,000円となっております。

次に、国民健康保険特別会計は、一般分と退職分の保険料が2,152万3,933円です。

簡易水道事業特別会計は、水道使用量4万8,281円です。

公共下水道事業特別会計は、下水道使用料357万7,099円です。

介護保険料特別会計は、介護保険料の167万400円です。

後期高齢者医療特別会計、ラベンダーハイツ事業特別会計に不納欠損及び収入未済はございませんでした。

別冊、各会計歳入歳出決算書に係る附属調書の77ページから81ページに各会計の収納内訳、収入未納調書、欠損処分調書を掲載していますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

次に、G欄、各会計の差引残額を記載しています。

実質収支は、各会計決算書の冒頭にあります実質収支に関する調書をごらんいただきたいと思います。

一般会計及び簡易水道事業特別会計に、翌年度へ繰り越すべき財源として繰越明許費繰越額がありますので、その額を差し引いたものが実質収支額となります。ほかの会計は、差し引き残額と実質収支額は同額となっております。

この表に記載されている丸括弧は平成24年度から平成25年度へ、角括弧は平成25年度から平成26年度への繰越明許費を内数で記載しています。

次に、財産関係について御説明いたします。

決算書の391ページ、財産に関する調書をごらんください。後ろのほうとなっております。391

ページをごらんいただきたいと思います。

平成25年度中における公有財産の移動について御説明いたします。

#### 1、公有財産。

##### (1) 土地及び建物。

平成25年度中の土地及び建物の移動状況を示しています。年度内で行政財産、普通財産の土地に増減はありませんでした。

次に、建物の移動について御説明いたします。

(ア) 行政財産。公共用財産の建物(木造)は、小学校の物置の解体でございます。費目増は、上富良野小学校校舎の一部解体による減です。

(イ) 普通財産の建物(木造)は、教員住宅譲与による減です。

次に、392ページ。

(2) 有価証券、(3)の出資に係る権利には、前年度と同額で、増減はございませんでした。

次に、393ページをごらん願います。

#### 2、物品。

車両の保有状況を示しています。乗用車2台、軽自動車2台、大型トラック1台、重車両1台の6台を更新しています。車両の保有台数は75台で、増減はありませんでした。

別冊、各会計主要政策の報告書の13ページに公有財産の土地及び建物、物品、車両について記載がされていますので、あわせて後ほどごらんいただきたいです。

3、債権は、上富良野高等学校卒業生就学資金貸付金の年度中の減少です。1名分24万円が償還によるものです。年度末の現在高は、48万円です。1名分の償還金で、平成27年度に終了を予定しています。

次に、394ページ、395ページをごらん願います。

4、基金は、平成25年度末に一般会計及び特別会計、合わせて13の基金と北海道備荒資金組合基金を保有しております。

395ページ、合計欄の額で年度中の増加と取り崩し内容を御説明いたします。

合計欄の下段部分でございますけれども、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの年度中の増加額で5億5,887万4,835円、取り崩し額2億951万1,940円、3月末の現在額は25億564万7,882円です。

上段は、平成26年4月1日から平成26年5月31日の出納整理期間中の増減額で、1億8,062万73円です。取り崩し額はありませんでした。5月末現在高は、26億8,626万7,955円です。

北海道備荒資金組合の基金、年度中の増加額2,183万3,589円、取り崩し額は1,971万円です。年度末現在額2億903万1,743円です。

以上が、財産に関する状況でございます。

これもちまして、平成25年度各会計歳入歳出決算の認定についてに関する説明とさせていただきます。

具体的な主要施策の成果及び決算に係る調書は、別冊、平成25年度各会計主要施策の成果報告書、各会計歳入歳出決算に関する附属調書に取りまとめて掲載してございますので、審査の参考として御高覧願います。

御審議賜り、お認めくださいますようお願い申し上げます。

**○副議長（長谷川德行君）** 次に、監査委員の審査意見を求めます。

代表監査委員、米田末範君。

**○代表監査委員（米田末範君）** 審査に付された平成25年度上富良野町各会計歳入歳出決算及び関係書類並びに平成25年度各基金の運用状況について、地方自治法第233条第2項及び第241条第5項の規定により、町長から審査に付された平成25年度上富良野町各会計歳入歳出決算書並びに同事項別明細書、同実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各基金の運用状況を示す書類について、7月31日から8月26日までの実日数7日間、基金については8月26日の1日間、関係法令に基づき、決算計数と会計管理者の所管する関係書類及び関係課等から提出された資料との調査、照合、並びに関係職員の説明を聴取するとともに、例月現金出納検査、定期監査の結果等も参考にし、決算書式の適否及び計数の成否を確かめ、かつ、予算執行状況について審査を実施しました。

各会計歳入歳出決算は、ともに法令に準拠し、かつ、前会計年度と同一の基準に従い継続して作成されており、計数も関係書類と符合し正確であり、予算執行状況についても、おおむね適正であると認めました。

また、平成25年度基金運用状況調書、基金現在高調書及び関係諸帳簿の計数は、各基金の支消額、積立金利息の額、年度末及び出納閉鎖後の現在額と符合し、適切に運用されていることが認められました。

審査の詳細については、お手元に配付の意見書のとおりであり、審査意見のみ御説明させていただきます。

これまで、町の財政規模は年々縮小し、平成24年度の一般会計歳出総額は65億4,369万円で

ありましたが、平成25年度は76億9,990万円まで増加し、平成26年度に上富良野小学校の改築費6億7,851万円が繰越明許費として繰り越されています。

自主財源の根幹をなす町税収入は、町民税、軽自動車税、たばこ税、固定資産税が増加し、入湯税が減少していますが、前年度と比較して1,810万円増加しています。

また、一般財源の主要である地方交付税は、前年度比5,996万円、1.9%の微減となっております。

一方で、公共事業等への投資を目的に、国庫支出金は、前年度比7億4,628万円、133.1%の増、これに伴い、道支出金、前年度比1億2,540万円、37.2%の増、町債、前年度比2億3,217万円、42.1%の増と、大きくふえています。

未収金、不納欠損金は、前年度と比べ減少しているが、公共下水道会計において大きく不納欠損が増加しています。このことは、これまでの長期にわたる未収金の対応が不十分であったと考えられることから、今後一層、丁寧で綿密な計画的対応が求められます。

各滞納者においては、それぞれの事情があることは理解できますが、行政サービスに対する負担の公平性を十分理解いただきながら、さまざまな収納対策を強化し、今後ともきめ細やかな指導を行い、収納率向上に意を用いられるよう取り進めていただきたいと存じます。

各基金の出納閉鎖後の現在額は、総額26億8,627万円であり、前年度同期に比べ3億6,872万円、15.9%増加していますが、これは、上富良野小学校改築に伴う公共施設整備基金の増が主な原因になっています。

なお、基金の保管のあり方については、決済用預金に17口、1億5,406万円、定期預金に26口、25億3,220万円であり、ペイオフ、一時借入金、繰りかえ運用などを考慮しており、効果的に資金運用が図られていることが認められました。

財政指標は、起債制限比率、公債費比率、公債費負担比率で改善が見られますが、依然として厳しい数値が示されており、財政の硬直化が続いています。

今後の公共事業の増加で公債費の増加が見込まれることから、現在の公債費未償還額71億9,383万円と新たな町債の額を考慮しながら、収支均衡のとれた財政構造となるよう努力が求められます。

老朽化している公共施設やインフラの整備は必須の課題であることから、国や道の動向と、さらに景

気の状態等を見きわめながら、好機を逃すことなく事業を進めることが必要であり、一層の適正かつ効率的な財政の運営に努めていただきたいと存じます。

なお、意見書に前年度比較、過去5年間経過及び各種データ等を記載しましたので、参考としていただきたいと存じます。

以上、説明といたします。

○副議長（長谷川德行君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

#### ◎決算特別委員会の設置について

○副議長（長谷川德行君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第11号平成25年度上富良野町企業会計決算の認定について、議案第12号平成25年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定については、なお十分な審議を要すると思われるので、この際、議長及び議員のうちから選任された監査委員を除く12名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、地方自治法第98条第1項の検査権を委任の上、議会閉会中の継続審査とすることにいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（長谷川德行君） 異議なしと認めます。

よって、本件は、12名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、地方自治法第98条第1項の検査権を委任の上、議会閉会中の継続審査とすることに決しました。

#### ◎日程第5 議案第1号

○副議長（長谷川德行君） 日程第5 議案第1号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（北川和宏君） ただいま上程いただきました議案第1号専決処分の承認を求めることについて（平成26年度上富良野町一般会計補正予算（第6号））につきまして、専決処分をした要旨を御説明申し上げます。

本件は、8月10日、11日の大雨により、河川、道路及び排水路の12カ所におきまして、小規模な災害が発生したところであり、それらの災害復旧を早急に着手する必要がありますことから、所要の費用の予算措置を講じ、歳入につきましては備荒資金組合超過納付金を取り崩し、その財源とすることで補正予算を調整し、8月12日付で専決処分を行ったところであり、

このことから、地方自治法の規定により予算の内容を議会へ御報告するとともに、御承認いただくため、本議案を上程するものであります。

それでは、以下、議案の説明につきましては、議案を朗読し、御説明申し上げます。

なお、議決項目の部分のみを説明し、予算の事項別明細書につきましては省略させていただきますので、御了承願います。

議案第1号専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求め

記。

処分事項。

平成26年度上富良野町一般会計補正予算（第6号）。

裏のページをお開き願います。

専決処分書。

平成26年度上富良野町一般会計補正予算（第6号）を地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成26年8月12日、上富良野町長向山富夫。

次のページをごらん願います。

平成26年度上富良野町一般会計補正予算（第6号）。

平成26年度上富良野町の一般会計の補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ700万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73億3,960万1,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開き願います。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみを申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

20款諸収入、700万円。

歳入合計は、700万円であります。

2、歳出。

8款土木費、700万円。

歳出合計は、700万円であります。

以上で、議案第1号専決処分の承認を求めることについて（平成26年度上富良野町一般会計補正予算（第6号））の説明といたします。

御審議いただきまして、御承認くださいますよう

お願い申し上げます。

○副議長（長谷川徳行君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

7番中村有秀君。

○7番（中村有秀君） 備荒資金組合納付金という関係で、共通資料の1において説明があったのですが、年度中還付金2,300万円ということで記載をされています。したがって、この700万円は、この2,300万円から引かれた数字になっていくのか。

それから、一応、超過納付金ということで、前年度末で9,272万1,000円となっております。その中で、年度中の還付金2,300万円となっているものですから、この700万円が含まれているのか。今後、残りの1,600万円があるということと理解をされているのか。その点、ちょっと御説明をいただきたいと思います。

○副議長（長谷川徳行君） 総務課長、答弁。

○総務課長（北川和宏君） 7番中村議員の備荒資金組合の超過納付金にかかわる御質問でございますが、資料1でございます超過納付金の額9,272万1,000円の残高から、年度中還付額2,300万円。2,300万円には、今回の700万円を含めた金額となっております。

以上です。

○副議長（長谷川徳行君） よろしいですか。

7番中村有秀君。

○7番（中村有秀君） この2,300万円の中に700万円が含まれているということですね。そうすると、あと1,600万円がこの年度中に還付という形でなるということで理解しているのかどうか。

○副議長（長谷川徳行君） 総務課長、答弁。

○総務課長（北川和宏君） 7番中村議員の再度の質問にお答えします。

1,600万円につきましては、さきの補正予算で災害で取り崩した1,600万円でありまして、今回、700万円と足して2,300万円の取り崩しとなっているところであります。

以上です。

○副議長（長谷川徳行君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（長谷川徳行君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第1号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ござい

ませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（長谷川徳行君） 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり承認されました。

#### ◎日程第6 議案第2号

○副議長（長谷川徳行君） 日程第6 議案第2号平成26年度上富良野町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（北川和宏君） ただいま上程いただきました議案第2号平成26年度上富良野町一般会計補正予算（第7号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

1点目は、普通交付税地方特例交付金及び臨時財政対策債の額が確定したことにより、それぞれの所要額の補正をするものであります。

2点目は、町税につきまして、課税客体の確定に伴い、個人町民税では960万円の減額、固定資産税では848万円の増額補正をするものであります。また、町税の過年度還付金につきまして、還付額が増加したことから、増額補正をお願いするものであります。

3点目は、西山地区、東中央地区、東中南地区、東中西地区、東中第一地区の5地区の道営経営体育成基盤整備事業、島津第2地区道営農業水利施設保全合理化事業及び東中幹線地区、島津地区の2地区の道営かんがい排水事業の8事業につきまして、事業の追加がありましたことから、事業費の所要の費用の補正及び地方債の変更をお願いするものであります。

4点目は、第20号橋及び第21号橋のかけかえ事業につきまして、これまで河川協議を継続実施してきたところでありますが、河川の計画断面の河床の高さから、橋の高さ及び長さの事業量の増加によりまして事業費が増加したため、増額補正をお願いするものであります。あわせて、第21号橋かけかえ事業につきまして、地方債の追加をお願いするものであります。

また、第20号橋及び第21号橋のかけかえ事業の完成が年度を越えますことから、2件のかけかえ事業につきまして、継続費の設定をお願いするものであります。

5点目は、町が交付している原動付自転車及び小型特殊自動車等の標識につきまして、来年4月から新しくオリジナルデザインの標識を交付する予定であります。

デザインの決定に当たっては、町民の投票により



決定する予定であり、投票チラシの作成費用及び新標識の作成費用の追加補正をお願いするものであります。

6点目は、予防接種法の改正により、水痘がA類疾病、高齢者肺炎球菌がB類疾病に追加され、10月1日から施行されるところであります。

当町におきましては、A類は自己負担なし、B類は3割程度の自己負担で実施しており、今回追加された両疾病についても同様に実施するため、所要の費用の補正をお願いするものであります。

7点目は、定住・移住促進事業として、これまで北海道暮らしフェアに参加してきたところであり、今年度につきましても東京会場参加の予算措置をしているところでありますが、今回、いきいきふるさと推進事業助成金の交付決定がありましたことから、大阪会場及び名古屋会場への参加をするため、追加補正をお願いするものであります。

また、いきいきふるさと推進事業助成金を町民芸術鑑賞事業に財源充当しようとするものであります。

8点目は、各事業費の確定によります執行残等について減額補正をするものであります。

以上、申し上げました内容を主な要素といたしまして、財源調整を図った上で、不足となります部分につきましては、予備費を充てることで補正予算を調整したところでございます。

それでは、以下、議案の説明につきましては、議決項目の部分のみを説明し、予算の事項別明細書につきましては省略させていただきますので、御了承願います。

議案第2号平成26年度上富良野町一般会計補正予算（第7号）。

平成26年度上富良野町の一般会計の補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,057万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ74億5,017万2,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

継続費の補正。

第2条、継続費の追加は、「第2表 継続費補正」による。

地方債の補正。

第3条、地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

1ページをお開き願います。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみを申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

1款町税、112万円の減。

9款地方特例交付金、174万6,000円。

10款地方交付税、804万5,000円。

12款分担金及び負担金、207万円。

14款国庫支出金、1,301万1,000円。

15款道支出金、1,034万4,000円。

17款寄附金、35万円。

18款繰入金、110万円。

20款諸収入、132万5,000円。

21款町債、7,370万円。

歳入合計は、1億1,057万1,000円であり  
ます。

2ページをお開き願います。

2、歳出。

2款総務費、205万9,000円。

3款民生費、703万4,000円。

4款衛生費、872万4,000円。

6款農林業費、3,853万6,000円。

7款商工費、18万2,000円。

8款土木費、5,890万6,000円。

9款教育費、62万6,000円。

12款予備費、594万6,000円の減。

歳出合計は、1億1,057万1,000円であり  
ます。

3ページをごらん願います。

第2表、継続費補正であります。冒頭、概略を御説明申し上げたとおり、第20号橋及び第21号橋のかけかえ事業につきまして、継続費の設定をお願いするものであります。

第20号橋かけかえ事業につきましては、平成26年度1億6,125万円、平成27年度6,500万円、総額2億2,625万円であり  
ます。

第21号橋かけかえ事業につきましては、平成26年度1億513万9,000円、平成27年度1,610万円、総額1億2,123万9,000円であり  
ます。

第3表、地方債の補正であります。これにつきましても冒頭概略を御説明申し上げたとおり、第21号橋かけかえ事業につきまして、追加補正をお願いするものであります。

農業関係の道営事業8件につきましては、事業費の増加による限度額の増額補正をお願いするものであります。

超高速ブロードバンド環境整備事業につきましては、財源調整に限度額の増額補正をするものであり

ます。

臨時財政対策債につきましては、額の確定により限度額の減額補正をするものであります。

以上で、議案第2号平成26年度上富良野町一般会計補正予算（第7号）の説明といたします。

御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○副議長（長谷川徳行君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

3番村上和子君。

○3番（村上和子君） 33ページ、町営住宅建設の移転の補償金のところですか。79万6,000円の補正予算でございますが、これ、当初の予算から今回補正するということなのですけれども、見込みが8戸ぐらいふえたということでございますけれども、この泉町南団地は、もう何年も前からの計画でありまして、今回建てかえに至っているわけですが、そういった場合は、今、入っていらっしゃる家賃とそう変わらないところを政策空き家として探しておいて、そしてそこに入っていただくということなのですけれども、かなり見込みがちょっとふえたのかどうか、そして、今、移転された方がまた確実に新しい町営住宅にお入りになるのかどうか、ちょっとそこら辺もお尋ねしたいと思います。

○副議長（長谷川徳行君） 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（林 敬永君） 3番村上議員の公営住宅の入居の移転費の関係でございますが、議員おっしゃるとおり、当初見込みから新たに8戸の公営住宅の入居者の方から移転の申し出がございました。

その移転の申し出を受けた8戸につきましては、新しい公営住宅、建てかえの公営住宅に入らないで、そのまま移転先のほうに行きたいということでございますので、新しいほうには戻ってくる予定はないということで、今回、補正予算のほうで上げさせていただきます。

以上であります。

○副議長（長谷川徳行君） 3番村上和子君。

○3番（村上和子君） そうしますと、補償した補償金についてはどのようなことになるのでしょうか。

○副議長（長谷川徳行君） 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（林 敬永君） 3番村上議員の今の移転した補償費につきましてはですが、補正予算で社会資本整備交付金で2分の1いただきまして、御本人につきましては移転する補償費をそのまま、本来であれば新しいところに入る移転費としてお支払いするものを別な団地に、そちらのほうを希望され

ていますので、その移転費を北海道の移転価格に基づきまして補償をするものでございます。

以上であります。

○副議長（長谷川徳行君） 3番村上和子君。

○3番（村上和子君） そうしますと、新しい公住というのは、今の家賃よりは当然新しくなるわけですので、大分上がるかと思うのですけれども、所得に応じてのところもあるかと思うのですけれども、大体、今、1万円ぐらいのところ、どれぐらいになる予定なのでしょう。ちょっとお尋ねしたいと思います。

○副議長（長谷川徳行君） 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（林 敬永君） 3番村上議員の新しい家賃ということでございますが、そのときの建設費等々で算出が変わりますが、見込みとすれば1LDKで3万円前後かなというふうに思います。

今入っている方につきましては、所得という部分がございますので、最低でも、そういう、新しくなれば、1LDKで3万円前後の新しい価格というふうになることとなります。

以上であります。

○副議長（長谷川徳行君） ほかにございませんか。

4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） 15ページの定住移住促進という形で予算が計上されております。一般的に、出店という形で、地元にも少しでも多くの方を呼び込もうということで、大変結構な話だということでもあります。

従来、こういう出店をした場合に、直接あるいは間接的に、こういうブースでいろいろお話ししたから、後で上富良野町に来たいという相談があった当日の相談と、後から相談に来るというケースというのはどのような割合で過去にあったのか、わかればちょっとお話を伺いさせていただきたいと思えます。

それとあわせて伺いたいのは、今年度は、この定住に関する申し込みあるいは問い合わせ等、どのような件数があったのか、お伺いしておきたいと思えます。

次に、同じ15ページで、税務の総務費という形で275万3,000円、これは職員提案という形で、軽自動車の新標識事業という形で提案された中身でございますが、この主な狙い等はこういったところにあるのか。これによって税金等はそう変わらないと思うのですが、どのように、変わる場合があれば、その点をお聞かせ願いたいというふうに思えます。

次にお伺いしたいのは、27ページの農地中間管

理事業費という形で、消耗品、需用費という形で30万6,000円が計上されております。これは実際、農地の流動化というか、そういう形に向けた動きがあるという形の中でこういう予算が計上されているのか、1点確認します。

もう一つ確認したいのは、この事業にどこまで農業委員が現在かかわれるのかという点が、なかなか、私自身ちょっとまだ理解していないので、この点をお伺いいたします。

農地の借り手がいなければ中間管理機構で預かって、そのままに保有される期間があるというふうに聞きます。その期間が過ぎれば、もう一度貸し手のほうに戻すというような、そういう話かというふうに思いますが、そのところについて、どういう仕組みになっているのかお伺いいたします。

さらに、問題点としてちょっと考えているところがあるのですが、この参入に当たっては、農地を購入したいという方に当たっては、公募が前提だという話かというふうに思います。

そうしますと、公募が前提でということになると、入札が前提になってきているのかなというふうに思いますが、土地を借りるどうのこうのということになれば、そうすると、力のある、一般の企業も参入できる条件も整ってきているというか、話に聞いておりますので、そうすると、やっぱり一般の、従来やっていた大規模農家とはいえ、大きな組織となって財力がある、こういう企業が参入した場合に、はじき飛ばされるという可能性が出てくるのではないかなというふうに思いますが、その点、心配される問題点というのはないのかどうなのか、この点をお伺いいたします。

従来の貸し手と借り手という形の中で、それぞれ、負担金、補助金だとか、いろいろあったというふうに思いますが、そういう制度というのは、この中では該当になるというような、従来の補助制度が該当になるのか、借りた場合、貸した場合の補助制度があるだとかというのがあったとかというふうに思いますが、そのような点についてはどのようになっているか、お伺いいたします。

○副議長（長谷川徳行君） 総務課長、答弁。

○総務課長（北川和宏君） 4番米沢議員の、1点目の定住移住促進事業にかかわる御質問にお答えしたいと思います。

北海道暮らしフェアに訪れた方々が、当町にどのぐらいの内容で問い合わせがあるかという点についてであります。この部分につきましては、ちょっと私のほうでも承知していないので、御理解をいただきたいと思っております。

また、2点目の今年度における定住移住の問い合

わせの状況、ケースはどのような件があるかという部分につきましては、主に、こちらのほうに住むについての住宅がどのようになっているかという問い合わせが一番多いかと思っております。

また、上富良野に住むことは決まっていますのですけれども、住宅が見つかるまでの間、住む家がないかというようなことで、いずれも住宅がどのような状況にあるかということの問い合わせが一番多いように承知しているところであります。

○副議長（長谷川徳行君） 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（林 敬永君） 4番米沢議員の原動機付自転車のオリジナルプレートにつきましてはでございますが、まず、狙いにつきましては、我が町上富良野の観光PRと、それと愛郷精神に資することを目的として制作するものであります。

また、増収につきましては、税を変えることではございませんので、今のところないということで御理解を賜りたいと思っております。

以上でございます。

○副議長（長谷川徳行君） 産業振興課長、答弁。

○産業振興課長（辻 剛君） 4番米沢議員の農地中間管理事業費に係ります何点かの御質問について、お答えをさせていただきます。

まず、今回補正で計上させていただいております30万6,000円につきましては、中間管理機構の事務の一部を市町村が委託を受けて担うということになってございますので、それに関する事務費として設定されているものでございます。

それと、あと、御質問の中にありました、この中間管理機構を通した土地の流動化の中で、農業委員会がどういう役割を果たすのかという点でございますけれども、一応役割といたしましては、市町村が行う、この委託を受けている事務の中で、集約化が進むような、そういうような方向に行くように、協力というような形で農業委員会の役割というのが示されているというのが実情でございます。

また、1回、農地の出し手の方が機構に貸し付けると、その間に、要するに受け手が見つからない場合にはお返しするというような、こういうことは事業の運用の中でそういうケースというものも出てはいるのですが、基本的には、ある程度事前に受け手のめどが立った時点で、機構のほうも出し手から農地の貸し付けを受けて、ある程度整っている受け手のほうに出すというようなことで事務を進めるといったようなことになってございますので、実際に1回お預かりしたものをまた再度出し手のほうに返すというような、事態がないとは言いきれませんが、できるだけその辺の調整は図りながら、その辺の借り入れ、貸し付けというところの作業は

進めていかなければならないし、そういうふうに進めていこうというふうに思っています。

あと、農地の流動化に関する公募という点でございますが、この公募というのはあくまでも、そういう出し手から、どうか農地を出しますのという状況が出たときに、ここで公募によって、私、受け手になりますということで手挙げをしていただかないと、その農地についての貸し付けを受けられないということになってございますので、そういう部分では、ここで言う公募というのは、受け手の手挙げということで捉えていただければよろしいかなというふうに思います。

あと、御懸念されております企業参入の件についてなのですが、企業も、例えば農地の受け手として公募によって手挙げをされていた場合には排除することはできませんけれども、基本は、やはりその農地が出た地域内で、地域の中の方々の話し合いの中で、できれば同一地域内で集約を図る。その地域の、今後、中心的な担い手としてなる形態の方に集約を図っていただくということを基本として考えておりますので、一連の事務の中の一番最初の段階になるのですけれども、そういう調整というのは十分図っていききたいというふうに思っております。

ただ、相対です。企業と出し手が、管理機構を通さないで、そういうふうには、勝手にというか、双方だけでそういうような手続をされた場合には、ちょっと、集約を図る点で、あと、企業というのはやっぱり利益を追求しますので、それがもしもうからないとなったら、やっぱり手を引くということも考えられますので、そういうことを考えますと、やはり先ほど言ったように、地域の中で地域の方が集約を図っていただくというようなことで、これを基本として進めていきたいなというふうに思っております。

あと、今回の中間管理機構の発足によりまして、従来の事業を、事業活用はどうかという点でございますけれども、従来ありました事業、基本的には、多少ちょっとニュアンスは変わりますけれども残っております。ただ、受け手に対する、要するに借りる側です。規模拡大ですとか、そういう部分に対して行われていた加算、加算制度、そういうものが、かなりその制度を活用するには条件が付きまして、当面、従来の活用していた事業を使えないというようなことが現実的に起こるかなということで、前ですと、例えば受け手のほうにしてみれば、規模拡大すれば無条件で反幾らというような交付金が交付されたのですけれども、要するに今回は、中間管理機構に貸し付けをされている土地が全町の耕地面積の2割以上ないと対象にならないということで、今

回、制度が発足したばかりですから、それほどの蓄積もございませんし、将来的な制度活用を見せて、そういう実績を積み上げていこうというふうには思いますけれども、従来制度の活用からすると、今回、かなりちょっと、条件がついたことで制約されるというような事業が出てきているのが状況です。

以上です。

○副議長（長谷川德行君） ほかにございませんか。

9番岩崎治男君。

○9番（岩崎治男君） 15ページの中ほどの超高速ブロードバンド環境整備事業についてお伺いをしたいと思いますけれども、現在、国と町の地方債を投入して、電波の届かない部分についてブロードバンドを設置する、今は作業中ではないかなというふうに思うわけですけれども、これは、場所というのは、町有地とか市有地とかいろいろありますけれども、これは何カ所ぐらい、どういった土地に立てるのか。それから、この柱といいますか、鉄塔といいますか、これはどういった種類のものを何本ぐらい立てるのかということをお聞きしたいと思います。

○副議長（長谷川德行君） 総務課長、答弁。

○総務課長（北川和宏君） 9番岩崎議員の超高速ブロードバンド環境整備事業にかかわります御質問にお答えしたいと思います。

まず、高速通信網につきましては、市外地区につきましては、NTTによりまして、それぞれ昨年整備が終えているところでありますが、そのエリアから外れた郡部地域について、ブロードバンド地域、その部分につきましては、町として、今、整備を進めているところでありますが、箇所については市街地から外れたエリアを全地域対象とする通信網の確立のために実施しているところであります。今現在、その電波を通すための電柱を設置しているところでありますが、電柱につきましては、コンクリート柱で15メートルの長さのものを、60カ所程度だったと思いますけれども、立てて、工事をやって、そこにそれぞれ通信機器を取りつけまして、町内全域に通信機能が果たせるように整備を進めているところでございます。

○副議長（長谷川德行君） 9番岩崎治男君。

○9番（岩崎治男君） 地域によっては、平野等、広い範囲を電波が受信できるということで、山間部に入ると電波の行きにくいところもあるのだというふうに思いますけれども、これらについては全面的に受信できるようなシステムに調査が行き届いているのかどうか。

○副議長（長谷川德行君） 総務課長、答弁。

○総務課長（北川和宏君） 9番岩崎議員の再度の

質問でございますが、その部分につきましては、昨年の実設計の折に伝搬調査をして、間違いなくその部分に通るということも確認した上で電柱の設置場所を決定しまして、今、事業を実施しているところでありますので、御理解をいただきたいと思ます。

○副議長（長谷川徳行君） 9番岩崎治男君。

○9番（岩崎治男君） 今回は12月ごろまでには完成ということで、期限内でこれは完成するというところでよろしいでしょうか。

○副議長（長谷川徳行君） 総務課長、答弁。

○総務課長（北川和宏君） 9番岩崎議員の再度の質問でございますが、完成時期につきましては、12月26日工期となっておりますが、順調に今は作業が進んでいるところでございます。

○副議長（長谷川徳行君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（長谷川徳行君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第2号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（長谷川徳行君） 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第7 議案第3号

○副議長（長谷川徳行君） 日程第7 議案第3号平成26年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（林 敬永君） ただいま上程いただきました議案第3号平成26年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

歳出につきまして、退職者等医療給付費交付金超過交付額返還に伴い、予備費を充てることで補正予算を調整したところでございます。

それでは、以下、議案の説明につきましては議決項目の部分のみを説明し、予算の事項別明細書につきましては省略させていただきますので、御了承願います。

議案第3号平成26年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。

平成26年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表 歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみを申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳出。

10款諸支出金、458万円。

11款予備費、458万円の減。

歳出合計の増減はありません。

以上で、議案第3号平成26年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の説明といたします。

御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○副議長（長谷川徳行君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（長谷川徳行君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第3号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（長谷川徳行君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

再開時間を10時40分といたします。

午前10時26分 休憩

午前10時40分 再開

○副議長（長谷川徳行君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

#### ◎日程第8 議案第4号

○副議長（長谷川徳行君） 日程第8 議案第4号平成26年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（林 敬永君） ただいま上程いただきました議案第4号平成26年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につつまし

て、提案の要旨を御説明申し上げます。

平成26年度の後期高齢者医療保険料の賦課確定に伴い、歳入においては後期高齢者医療保険料、歳出においては広域連合納付金をそれぞれ減額補正するものであります。

それでは、以下、議案の説明につきましては議決項目の部分のみを説明し、予算の事項別明細書につきましては省略させていただきますので、御了承願います。

議案第4号平成26年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。

平成26年度上富良野町の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ167万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,236万5,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみを申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

1款後期高齢者医療保険料、167万2,000円の減。

歳入合計は、167万2,000円の減であります。

2、歳出。

2款広域連合納付金、167万2,000円の減。

歳出合計は、167万2,000円の減であります。

以上で、議案第4号平成26年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の説明いたします。

御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○副議長（長谷川徳行君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（長谷川徳行君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第4号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（長谷川徳行君） 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第9 議案第5号

○副議長（長谷川徳行君） 日程第9 議案第5号平成26年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（石田昭彦君） ただいま上程いただきました議案第5号平成26年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

平成25年度の介護給付費及び地域支援事業に係る国、北海道及び社会保険支払基金の負担分について、概算払いに対する精算額が確定したことから、歳入においては介護給付費道費負担分の追加交付として、歳出においては介護給付費の国及び支払基金の負担分並びに地域支援事業交付金分の返還金として、それぞれ所要額を計上するものであります。

また、富良野圏域5市町村で共同設置しています介護認定審査会の認定審査に係るテレビ会議システムを光回線に対応する機器へ更新するため、必要経費の補正をしようとするものであります。

以下、議案を朗読し、説明いたします。

議案第5号平成26年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第2号）。

平成26年度上富良野町の介護保険特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ532万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億5,552万円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

議決項目であります款ごとの補正額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

4款道支出金、530万6,000円。

7款繰入金、2万2,000円。

歳入合計、532万8,000円であります。

2、歳出。

1款総務費、27万2,000円。

6 款諸支出金、445 万円。

7 款予備費、60 万 6,000 円。

歳出合計は、532 万 8,000 円であります。

2 ページ目以降の事項別明細書につきましては、既に御高覧いただいておりますことで、説明を省略させていただきます。

以上、議案第 5 号平成 26 年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）の説明といたします。

御審議いただき、御議決くださいますようお願い申し上げます。

○副議長（長谷川徳行君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（長谷川徳行君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第 5 号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（長谷川徳行君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第 10 議案第 6 号

○副議長（長谷川徳行君） 日程第 10 議案第 6 号平成 26 年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

ラベンダーハイツ所長。

○ラベンダーハイツ所長（大石輝男君） ただいま上程いただきました議案第 6 号平成 26 年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第 2 号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

1 点目は、平成 26 年度予算計上をしておりますデイサービスセンター送迎用車両の購入に伴い、申請をしておりました地域づくり総合交付金の内示による歳入の補正であります。補助基準額の 183 万 9,000 円を道支出金に補正するものでございます。

2 点目は、地域づくり交付金の内示によるサービス事業費における一般財源から道支出金への財源の組みかえであります。

3 点目は、財源組みかえによる一般財源 183 万 9,000 円を予備費に計上いたしまして、ラベンダーハイツ事業における利用者のサービス利用状況

等に対処し、今後の施設運営に支障が生じないように不測の事態に備えようとするものでございます。

なお、今後におきまして、事業の諸事状況を見きわめながら、基金への積み立て等も検討してまいりたいと考えております。

以下、議案を朗読し、説明とさせていただきます。

議案第 6 号平成 26 年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第 2 号）。

平成 26 年度上富良野町のラベンダーハイツ事業特別会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 183 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 142 万 8,000 円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

1 ページをお開きください。

第 1 表につきまして、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第 1 表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

8 款道支出金、183 万 9,000 円。

歳入補正額の合計は、同額の 183 万 9,000 円でございます。

2、歳出。

5 款予備費、183 万 9,000 円。

歳出補正額の合計は、183 万 9,000 円でございます。

これもちまして、議案第 6 号平成 26 年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第 2 号）の説明といたします。

御審議いただきまして、御議決くださいますようお願い申し上げます。

○副議長（長谷川徳行君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（長谷川徳行君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第 6 号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（長谷川徳行君） 御異議なしと認めま

す。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第11 議案第7号

○副議長（長谷川徳行君） 日程第11 議案第7号平成26年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（佐藤 清君） ただいま上程いただきました議案第7号平成26年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）の補正の要旨について御説明申し上げます。

歳入につきましては、消費税額確定に伴い繰入金  
の増額と、歳出につきましても、消費税額確定に伴  
います衛生費の増額であります。

なお、平成25年に発生しました江花浄水場雷害  
による建物共済給付金の収入増によります消費税額  
も含んでおります。

また、公債費の財源組みかえを補正する内容とな  
っております。

以下、議案の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

議案第7号平成26年度上富良野町簡易水道事業  
特別会計補正予算（第2号）。

平成26年度上富良野町の簡易水道事業特別会計  
の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ  
85万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額  
を歳入歳出それぞれ7,018万4,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区  
分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額  
は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正。

以下、款ごとの補正額のみ申し上げます。

1、歳入。

2款繰入金、85万1,000円。

歳入合計85万1,000円。

2、歳出。

1款衛生費、85万1,000円。

歳出合計85万1,000円。

以上、議決項目についてのみ御説明申し上げます。  
た。

御審議いただきまして、議決賜りますようお願い  
申し上げます。

○副議長（長谷川徳行君） これをもって、提案理  
由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（長谷川徳行君） なければ、これをも  
つて質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第7号を採決いたし  
ます。

本件は、原案のとおり決することに御異議ござい  
ませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（長谷川徳行君） 御異議なしと認めま  
す。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第12 議案第8号

○副議長（長谷川徳行君） 日程第12 議案第8  
号平成26年度上富良野町公共下水道事業特別会計  
補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（佐藤 清君） ただいま上程いた  
だきました議案第8号平成26年度上富良野町公共  
下水道事業特別会計補正予算（第2号）の補正の要  
旨について御説明申し上げます。

歳入においては、1点目として、受益者負担金の  
精査に伴う増、2点目として、一般管理費の減等に  
伴う一般会計繰入金の減となっております。

歳出においては、1点目として、受益者負担金の  
精査に伴う一般管理費の増、2点目として、地方債  
償還利子の確定による減となっております。

以下、議案の朗読をもって説明とさせていただきます。

議案第8号平成26年度上富良野町公共下水道事  
業特別会計補正予算（第2号）。

平成26年度上富良野町の公共下水道事業特別会  
計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによ  
る。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ  
134万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総  
額を歳入歳出それぞれ4億9,728万4,000円  
とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区  
分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額  
は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正。

以下、款ごとの補正額のみ申し上げます。



1、歳入。

1 款分担金及び負担金、1 2 万円。

4 款繰入金、1 4 6 万 2, 0 0 0 円減。

歳入合計 1 3 4 万 2, 0 0 0 円の減。

2、歳出。

1 款下水道事業費、3 万円。

2 款公債費、1 3 7 万 2, 0 0 0 円の減。

歳出合計 1 3 4 万 2, 0 0 0 円の減。

以上、議決項目についてのみ御説明申し上げます。

御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

○副議長（長谷川徳行君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

1 1 番今村辰義君。

○1 1 番（今村辰義君） 7 ページの前納の報償金について、3 万円とありますけれども、何名おられて3 万円になっているのか。

あと、この報償金を出して、前納したから報償金を出すのですけれども、それと前納しないで普通に払ったのと、どちらが、費用対効果というのか、いいのか。前納の、この制度を設けているからいいと思うのですけれども、そういったところをちょっと聞かせてほしいなと思います。

○副議長（長谷川徳行君） 建設水道課長、答弁。

○建設水道課長（佐藤 清君） ただいまの 1 1 番今村議員の御質問にお答えいたします。

まず、当初予定しておりました受益者負担金につきましては4 件でありまして、7 0 万 9, 0 0 0 円を計上しておりましたが、今回、変更で3 件であります。

当初の4 件につきましては、面積が1, 9 6 0 平米であります。そして、平米当たりが3 6 2 円となっております。7 0 万 9, 0 0 0 円を予定しておりました。今回、変更で3 件であります。面積が2, 2 9 2 平米でありまして、受益者負担金の部分でいきますと、3 6 2 円を掛けますので8 2 万 9, 0 0 0 円で、1 2 万円の増額となっております。

また、受益者負担金の精査に伴う一般管理費前納報償金の部分でございますが、当初、一括予定しておりましたのが、予算が7 0 万 9, 5 0 0 円でありましたので、その2 5 %を前納報償金として支払いますので、1 7 万 7, 0 0 0 円の報償金でありましたが、今回、変更で8 2 万 9, 8 0 0 円のうちの2 5 %をお支払いしますので、2 0 万 7, 0 0 0 円ということでございます。

以上でございます。（「わからん」と呼ぶ者あ

り）

○副議長（長谷川徳行君） 副町長、答弁。

○副町長（田中利幸君） 1 1 番今村議員の御質問に、私のほうから若干補足をさせていただきます。

今、この3 万円の前納報償金については、件数が1 件少なくなりましたが、面積がふえたことでの前納報償金が足りなくなったという答弁でありました。

あと、費用対効果のことも御質問にありましたが、まず、受益者負担金については5 年間で納めていただくことになっています。したがって、5 年分を一括で前納される場合には2 5 %相当の報償金を、そういうセットになってございます。

考え方はいろいろありますが、一括でお支払いいただくことで資金の運用も含めて効果があるというようなことから、こういう制度に至ったことであります。多くの自治体も、このような制度を持ちつつ、早期の資金運用に役立っているという状況であります。

○副議長（長谷川徳行君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（長谷川徳行君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第8 号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（長谷川徳行君） 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

### ◎日程第 1 3 議案第 9 号

○副議長（長谷川徳行君） 日程第 1 3 議案第 9 号平成 2 6 年度上富良野町病院事業会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町立病院事務長。

○町立病院事務長（山川 護君） ただいま上程いただきました議案第 9 号平成 2 6 年度上富良野町病院事業会計補正予算（第 1 号）につきまして、初めに提案の要旨を御説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、二つの要素で構成されております。

1 点目は、町立病院の 2 台のボイラーの燃焼機部分でありますパーナー 2 機を更新するものであります。

ボイラーとパーナーは、現在の町立病院が開設以来 3 4 年間使用しておりますが、近年、老朽化によ

り不着火等が発生しており、冬場に向かい病院の運営にも支障が出るおそれがあるため、バーナー2機を特定防衛施設周辺整備調整交付金事業と町からの出資金により更新するものであります。

2点目は、御寄附を12件、55万円いただいております。寄附者の御意思に沿いまして、備品の購入費用として予算措置をするものであります。

以下、議案を朗読し、説明とさせていただきます。

議案第9号平成26年度上富良野町病院事業会計補正予算（第1号）。

総則。

第1条、平成26年度上富良野町病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

資本的収入及び支出。

第2条、平成26年度上富良野町病院事業会計予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

以下、補正予定額のみ申し上げます。

収入。

第1款資本的収入、補正予定額1,027万円。

第1項出資金、72万円。

第2項補助金、900万円。

第3項寄附金、55万円。

支出。

第1款資本的支出、1,027万円。

第2項建設改良費、1,027万円。

なお、1ページ以降につきましては、御高覧いただいているものとして、御説明を省略させていただきます。

以上で、議案第9号平成26年度上富良野町病院事業会計補正予算（第1号）の説明といたします。

御審議いただき、議決賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○副議長（長谷川徳行君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

9番岩崎治男君。

○9番（岩崎治男君） 2ページのところで寄附金がございます。この寄附金が12件で55万円ということですが、これらは、志を持って寄附された方々に、どのような形で感謝の意をあらわしているのか、お聞きしたいと思います。

○副議長（長谷川徳行君） 病院事務長、答弁。

○町立病院事務長（山川 護君） 9番岩崎議員の御質問にお答えいたします。

寄附金をいただくときには、事前にほとんど御連絡を受けるものですから、まず事務所で私か、または院長室で院長が直接受けることになります。そこ

で面談をさせていただくのと、あと、後日、領収証と礼状を送付させていただくという内容で、こちらの気持ちをあらわしております。

以上でございます。

○副議長（長谷川徳行君） 9番岩崎治男君。

○9番（岩崎治男君） ただいまのお話では、領収証とお礼の言葉、書状にして渡しているのですか。こういうようなことで、その辺が、やはり、退院するとか亡くなられたとかで、そういう一つの節目に寄附を家族なりからいただくのでしょうか、もう少し感謝の気持ちをあらわせるようなもの考えたかどうかというふうに思いますけれども。

○副議長（長谷川徳行君） 町立病院事務長、答弁。

○町立病院事務長（山川 護君） 岩崎議員の御質問にお答えいたします。

面談でのお礼と、書状をもって後日郵送させていただいておりますので、その文章には礼状と病院の感謝の気持ちをあらわしております。

今現在の中で、書状についてはちょっと検討しておりませんのと、今回の55万円につきましては、12名の方からの寄附金でございますので、礼状と、あと、面談の中でこちらの気持ちをあらわしているということで御理解願いたいと思います。

○副議長（長谷川徳行君） 総務課長、答弁。

○総務課長（北川和宏君） 9番岩崎議員の御質問に補足でお答えしたいと思います。それぞれ今、事務長が答えたとおり、相当数の寄附金をいただいているところでありますが、中には多額の寄附金をいただくケースもございまして、町では感謝状を授与する基準を設けておりまして、多額寄附者、100万円以上の方につきましては、賞状を授与することで感謝の意をあらわしているところでありますので、御理解をいただきたいと思ひます。

○副議長（長谷川徳行君） 9番岩崎治男君。

○9番（岩崎治男君） 今の答えでは、100万円以上といたら、やっぱりその人の、失礼な言い方だけれども、いろいろありまして、できる方とできない方があって、もう少し少ないお金でも、心のこもったお金に対してはやっぱり、それなりの感謝の意をあらわすべきではないかなと。

他町村なんかを見ますと、いろいろな、町報であるとか、回覧の、そういう公の場に名前を記載しているところもあるようでございますけれども、せっかくの浄財を寄附してくれた方には、何らかの形でもう少し検討する必要があるというふうに思ひますけれども、いかがでしょうか。

○副議長（長谷川徳行君） 総務課長、答弁。

○総務課長（北川和宏君） 9番岩崎議員の御質問

にお答えしたいと思います。

今申し上げたとおり、寄附をいただく方が相当数いらっしゃると思います。そのことについては町としても感謝したいと思います。町でも病院でも、それぞれの事業所において、寄附金をいただいたときには面談しお礼を申し上げ、さらに、後ほどお礼の言葉を書状にして送付をさせていただいているところがあります。

また、寄附金の趣旨をお伺いする際に、広報等で掲載してよろしいかということの意思の確認もいたしまして、毎月発行しております広報に、寄附をいただいた内容等につきまして掲載を申し上げておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○副議長（長谷川徳行君） ほかにございませんか。

4 番米沢義英君。

○4 番（米沢義英君） ボイラーの更新という形で、35年間使い続けて、相当管理もされてきたということでもあります。6月には相当数の不着火が発生しているという形になっていて、そういう危険な状況の中で更新されるということですから、今後の管理も大変だというふうに思います。

そこでお伺いしたいのは、更新される、この機種においては、従来の燃料効率はどう変わるのか、そこら辺、お伺いしておきたいというふうに思いますが、あと、今度、予算が通った後の入札、公募等がどういうふうに進められるか、その2点、お伺いいたします。

○副議長（長谷川徳行君） 病院事務長、答弁。

○町立病院事務長（山川 護君） 4番米沢議員の御質問にお答えいたします。

会社のほうと確認いたしましたところ、燃焼効率につきましては、それほど変化はないのではないかとこのふうにお伺いしております。

2点目の入札等のお話になりますが、このボイラーそのものは、ヒラカワ製ということで、ヒラカワという会社がつくっております。ボイラーの躯体はそのまま使えるものですから、それに合わせたバーナーをつけかえるということになりますので、その会社のバーナーでの、今の補正予算の計上をさせていただきます。

あと、入札等につきましては、業者が1社しかありませんので、その特定される業者ということになるということでの方法での契約になるかと思っております。

以上でございます。

○副議長（長谷川徳行君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（長谷川徳行君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第9号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（長谷川徳行君） 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第14 議案第13号

○副議長（長谷川徳行君） 日程第14 議案第13号上富良野町乗合自動車の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（北川和宏君） ただいま上程いただきました議案第13号上富良野町乗合自動車の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして、概要を申し上げて説明にかえさせていただきますので、御了承願います。

町営バス十勝岳線の停留所につきまして、店舗名で表示されている停留所について、店舗が廃業していることから、名称を変更するものであります。

また、観光客等の利便性を図るため、新たに停留所を設置し、現在利用されていない停留所を廃止するものであります。あわせて、停留所間の距離に誤差があったことから、キロ数の変更を行うものであります。

改正の内容につきましては、停留所名の変更は、「久保商店」を「大町1丁目」に、「ふじや呉服店」を「錦町2丁目」とするものであります。

また、フラヌイ温泉を新設し、第2安井及び4K地点を廃止するものであります。

以上で、議案第13号上富良野町乗合自動車の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の説明といたします。

御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○副議長（長谷川徳行君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（長谷川徳行君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第13号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(長谷川徳行君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第15 議案第14号

○副議長(長谷川徳行君) 日程第15 議案第14号上富良野町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長(林 敬永君) ただいま上程いただきました議案第14号上富良野町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例につきまして、概要を御説明申し上げます。

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法などの一部を改正する法律が本年10月1日に施行されることに伴い、当該関係する条文を整備することが必要なことから、上富良野町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正するものがあります。

以下、議案を朗読し、御説明申し上げます。

議案第14号上富良野町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例。

上富良野町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(昭和58年上富良野町条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法昭和39年法律第129号。以下この項において法という。)」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 父とは、法第6条第2項に規定する配偶者のない男子であって、生活保護法による保護を受けていない者のうち、前号ア及びイのいずれかに該当するものであること。

附則。

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

以上で、議案第14号上富良野町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の説明といたします。

御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○副議長(長谷川徳行君) これをもって、提案理

由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

3番村上和子君。

○3番(村上和子君) (2)の「父とは、」というところの、該当される方は何人ぐらい現在おられるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○副議長(長谷川徳行君) 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長(林 敬永君) 済みません、3番村上議員の今の御質問でございますが、ちょっと今、手元に資料を持ってきてございませんので、申しわけございません。

○副議長(長谷川徳行君) ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(長谷川徳行君) なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第14号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(長谷川徳行君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第16 議案第15号から

#### ◎日程第18 議案第17号まで

○副議長(長谷川徳行君) 日程第16 議案第15号上富良野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、日程第17 議案第16号上富良野町家庭的保育事業等の設備運営に関する基準を定める条例、日程第18 議案第17号上富良野町放課後児童健全育成事業の設備運営に関する基準を定める条例を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

子ども・子育て担当課長。

○子ども・子育て担当課長(吉岡雅彦君) ただいま上程いただきました議案第15号上富良野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、議案第16号上富良野町家庭的保育事業等の設備運営に関する基準を定める条例及び議案第17号上富良野町放課後児童健全育成事業の設備運営に関する基準を定める条例について、提案の趣旨を御説明申し上げます。

質の高い幼児教育、保育の総合的な提供や地域における子育て支援の充実を目的として、子ども・子育て支援関連三法が平成24年8月に成立し、これに基づく子ども・子育て支援新制度が平成27年4

月から施行される予定となっています。

この条例については、新制度において、幼児期の教育・保育を提供する施設、事業の設備及び運営の基準等を市町村の条例で定めるよう規定されたことから、策定しようとするものであります。

規定する基準については、国の示した基準を用いることを基本にして、一部現状の実態等から町独自の基準を追加し、まとめたところであります。

それでは、まず、議案第15号上富良野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例についてですが、この条例は、学校教育法、児童福祉法等に基づく認可を前提として、施設事業者からの申請に基づき、町が子ども・子育て支援法に基づく給付を行う対象施設事業として確認することとされており、その確認に当たっての基準を定めるものです。

第1章の第1条から第3条は、総則として、本条例の趣旨規定のほか、子どもの健やかな成長のために適切な環境の確保、人格の尊重、虐待の防止などの一般原則について規定しています。

第2章の第4条から第36条は、知事の認可を前提とする特定教育・保育施設の運営に関する基準として、第3章の第37条から第52条は、町長が認可を前提とする特定地域型保育事業者の運営に関する基準として、それぞれ利用定義や応諾義務、利用者負担額等の受領、運営規定の制定、業務管理体制などについて規定しています。

続きまして、議案第16号上富良野町家庭的保育事業等の設備運営に関する基準を定める条例についてですが、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の4事業が、新制度において、地域型保育事業として児童福祉法に基づく町の認可事業として位置づけられたことから、この条例は、その認可に当たっての基準を定めるものであります。

第1章の第1条から第21条は、総則として、本条例の趣旨規定のほか、4事業に共通する基準として、差別的取り扱いの禁止や保育趣旨に準ずる運営などの一般的原則や食事の提供のあり方、運営の内部規定の制定などについて規定しております。

第2章の第22条から第26条までは家庭的保育事業について、第3章の第27条から第36条までは小規模保育型事業について、第4章の第37条から第41条までは居宅訪問型保育事業について、第5章の第42条から第48条までは事業所内保育事業について、それぞれ事業ごとに利用定員や職員配置、保育室など設備の基準等について規定しております。

なお、町が独自基準として上乗せした基準として

は、家庭的保育事業の職員配置について、第23条において、乳幼児が一人の場合を除き最低でも2人以上の配置を必須としたところであります。

また、第43条では、事業所内保育事業、保育所型の面積基準について、北海道の保育所認可基準に合わせ、乳児室とほふく室が1室の場合、1人につき3.3平米と拡大したものであります。

続きまして、議案第17号上富良野町放課後児童健全育成事業の設備運営に関する基準を定める条例についてですが、児童福祉法の規定に基づく従来の放課後クラブ事業は、国のガイドラインを参考に、これまで事業運営を行ってきておりましたが、新制度において、児童福祉法の改正により、その設備及び運営の基準を定めるものです。

放課後児童支援員を必ず置くことなど、職員配置や対象児童、施設設備のほか、運営規定の制定などについて定めております。

なお、第18条では、町独自の基準として、開設日数について、夏休み、冬休みなど季節的な預かり保育の利用人数を踏まえ、期間を限定した事業も行うことができるよう規定を追加したところであります。

附則においては、施行日をそれぞれ関係法律の施行日と規定するとともに、各条例の施行に際し必要な経過措置を規定しております。

以上、議案第15号上富良野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、議案第16号上富良野町家庭的保育事業等の設備運営に関する基準を定める条例、議案第17号上富良野町放課後児童健全育成事業の設備運営に関する基準を定める条例についての説明といたします。

御審議いただきまして、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○副議長（長谷川德行君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、議案第15号の質疑に入ります。

3番村上和子君。

○3番（村上和子君） 議案第16号の家庭的保育事業のところですが……。

○副議長（長谷川德行君） 15号の質疑。

○3番（村上和子君） 一つずつやっていくのですか。

○副議長（長谷川德行君） はい、一つずつです。

○3番（村上和子君） わかりました。済みません。

○副議長（長谷川德行君） 質疑は、15号、16号、17号の1件ずつ質疑を行いますので。

先に15号から。

4 番米沢義英君。

○4 番（米沢義英君） 何点が質問させていただきます。

まず、第6条の、申し込み等における順序等などが書かれています。ここでは、選考する基準等においても、保育における必要性がどうだこうだという形で認定されるのかなというふうに思います。

この点でお伺いしたいのは、上富良野町の場合でしたら、恐らく定員に満たないという状況の中で、入所できないということはあり得ないのかなというふうに思いますが、仮に定員を超える場合が想定された場合等においては、この優先順位等はどのようになっているのかなというのが疑問な点であります。

次にお伺いしたいのは、そういう意味で、市町村があっせん、調整に対することをできる限り要請して協力を求めなければならないと事業主にうたわれているのですが、できる限り協力しなければならないということで、必ずしも義務規定ではないのかなというふうな判断なのですが、この点がどのようになるのかということをお伺いしておきたいというふうに思います。

次に、利用者負担額、13条という形となっております。ここには、保育に必要とする、見込まれるものの額と、特定保育の差額に相当する範囲内において、保護者等から、その旨徴収することができるというふうに書かれているかというふうに思いますが、そうしますと、どこまで払わなければならないのか。現在でしたら、保育所でしたら、ほぼ措置費の中で賄われているというのが実情であります。

そうしますと、新たなこういう保護者負担が求められるということであれば、そこに制限がなければ、当然、措置費が低いということであれば、その差額を事業主が埋めようとしたら、こういったサービス提供がふえましたかという形で、上乘せで当然徴収できるということは可能だということも書かれていますのですが、そうしますと、やはりそこに受益者負担という大きな問題が出るのと同時に、払える方は払いますけれども、一定所得があって、もしくは、そういう所得がなくて、そこまではちょっと払えないという方は、なかなかそういう保育所に入所できない環境も、ひょっとしたら生まれるのかなというふうに思いますが、その点はどのようになるのかお伺いいたします。

次に、保育料の設定時における問題、あわせてお伺いしたいのは、地域型保育と施設型保育、この関係でいけば、公立の保育所においては国が定めた基準によって保育料が設定されますが、ちょっと勉強不足なのでお伺いいたしますが、地域型保育や施設

型保育ということになれば、その保育料等、あるいは利用料等というのは、どのように設定されるのか、この点、わかればお伺いしておきたいというふうに思っています。

次に、ちょっと数が多くなるのですよね、申しわけないですけども。地域型保育だとか施設型保育、幼保連携型ということになれば、直接預けたいという保護者が契約しなければならないという状況が生まれるかというふうに思います。そうなったときに、例えば、前後しますけれども、いっぱい入れないという形になったときに、町がどこまで調整、あっせんの形で入れるのかということと、そこら辺なんかも含めて、保育料も含めて、なかなか複雑でわからない部分がありますので、この点、どのようになるのかお伺いいたします。

次に、30条の苦情解決という形の問題になりますけれども、この中では、苦情を受けた場合、窓口を講じなければならないという形になっておりますが、これは義務規定なのかどうなのか。もしくは、窓口で対応できないという場合は、町のほうにも当然、そういった苦情が来るかというふうに思いますが、そうなった場合に、町の窓口というのは、保健福祉課の対応になるかというふうに思いますので、この点、どのようになるのかお伺いいたします。

それと、第3章の利用定員の基準の問題ですが、ここで安心・安全、良質な保育ということになれば、それなりの保育士の確保だとかという形になります。ここでは、小規模でも運営できる居宅訪問保育事業などは、利用定員1人でもできるという形になっております。

それにかかわって、いろいろな設備の、ちょっと飛んでしまうのですが、安全基準だとかということになった場合に、やっぱり人員の配置の問題が出てきたときに、災害時にどう児童を安全なところに避難誘導させられるのかという問題が出てくると、やはり、少人数がゆえに集団保育ができないという問題が重なってきます。

やはり子どもたちは、集団の中に行って、育って、いろいろな子どもたちの話だとか体験を通して、みずから成長しようという、そういうものが芽生えてくるというのが保育の原点であります。

今回制定された中身を見ますと、ただ大都会思考で、大きいところを想定して、入所できないから、こういう小さな規模の保育施設を設けて、そこで一時的に預かってもらって保護者負担を解決しようという形の中から生まれてきた発想だというふうに思います。私は、そういったことを考えたときに、少なくとも、町のやっぱり独自基準の運営ということであれば、最低でも1人だとか、そういった基準は

なくして、少なくとも小規模保育事業型、これにきちんと照準を合わせた独自規定を設ける必要があるというふうに思いますが、この点、そういったものが今回の規定の中にはなかなか出てきていないという問題があるのかなというふうに考えております。

あと、保育料との関係なのですが、当然、施設型ということになれば、幼保連携だとか幼稚園型になれば、こういう施設に直接保護者の方が払わなければならないという話があるのかなというふうに思いますが、その制度はどういうふうになっているのか、ちょっとお伺いしたいところです。

○副議長（長谷川徳行君） 子ども・子育て担当課長、答弁。

○子ども・子育て担当課長（吉岡雅彦君） では、まず第1点目の、第6条によります定員を超えた場合の選考をどうするかというようなことでございますけれども、これは、まず、優先して選考するというのは、ひとり親の家庭だとか生活保護世帯、それから、失業したとか、または、今回新たに入りました児童虐待またはDV、配偶者による暴力、そのおそれがあることとか、また、子どもが障がいを持つ場合、それから育児休業を終了したときというふうに、今のところ定められているところでございます。

それから、第2点の町に対する協力でございますけれども、これは特段表現というのではありませんけれども、町に対して真摯な対応をするというようなことで書かれているところでございます。

それから、13条の利用者負担額、差額でございます。これは、いわゆる上乗せという部分と実費負担という二つがございます。まず、上乗せというのは、特別なことをやるということと、例えば、今、上富良野でも体育の先生を呼んで実技指導みたいなことやってみたりとか、あるいは保育所に行って剣道を教えているというようなこともございます。ただ、この辺の費用を上乗せしているかどうかは、ちょっと私のほうでは把握しておりませんが、そういう場合で、上乗せの場合は、保護者に説明をして、書面で同意をいただくという形になってございます。

あと、もう1点、実費負担のほうは、一般的には給食費だとかバス代とか、そこら辺がまず考えられるかと思うのですが、こちらと同じく保護者に説明をして、こちらは書面では必要ないのですけれども、同意をいただくということになってございます。

こちらはあくまで実費ですので、本当にかかった分だけを請求させていただくというものかなというふうには考えております。

それから、保育料の設定でございましたか。これは、保育所につきましては、従前同様な、国から示された基準に基づいて町のほうで決めていくという形にはなります。あと、例えば幼稚園なんかについても、施設型給付を受ける形になれば、これは町のほうでその保育料を設定させていただくこととなります。

それから、苦情対応でございますけれども、今回、置くことというふうになってございますよね。実際、今、例えば保育所やなんかでも同じものは設置はされてございます。そして、その中できちんと委員会をつくっていきましてやっておりますけれども、それと同様のものというふうに考えておきまして、そこで解決しない場合は町のほうにという形になっておりますので、そちらも同様なかなというふうに考えてございます。

それから、施設型または地域型についても、いっぱい入れない場合の町の調整でございますけれども、先ほど1点目の御質問でお答えいたしました内容と、ほぼ同じかなというふうに考えてございます。

それから、利用定員の関係で、少人数がゆえに集団保育ができないということではございますが、居宅訪問型の事業を除きまして、連携施設の確保が必須ということになっておりまして、その連携施設が相談に乗りまして、その中で集団保育、もちろん連携施設の都合もございまして、調整の上でするような方向でということ書かれております。

それから、保育料に関しましては、まず、従来は、保育所の保育料に関しましては、保育単価というものがございまして、あと、人数を掛けて、運営費という形で、保育料の部分を含め、町から各保育所のほうへ直接支払いしてございます。

今後は、施設型給付という形になりまして、これにつきましては、まず、給付費という、全体が従来の保育料で言う保育単価に変わって、公定価格という言い方をするのでございますけれども、その中に給付費の部分がございます。保育料を除く部分です。この部分につきましては、保護者一人一人に町から直接支払うという形になります。ただ、実際には代理受領ということで、町から実際には直接その施設に支払うという形になります。ただ、ちょっと考え方が変わってくるのかなというふうに思います。

それから、保育料については、施設型給付になりますと、基本的には各施設、事業者が各保護者から保育料を徴収するという形になります。ただ、これは当分の間ということで文言が入っておりまして、その当分の間が何年かはわからないのですけれども、従前どおりの対応という形になります。

以上でございます。

○副議長（長谷川德行君） 4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） 非常に、今聞いても複雑です。保護者は、何を選択していいのかわからないというような事情が恐らく出てくるのだというふうに思います。そこら辺の説明というのはどうされるのかという点です。

もう一つは、例えば小規模保育で、保育がなかなかうまくできないという形で連携施設と提供して、そこで集団保育もできるのだという形の話であります。仮に上富良野の場合を想定しますと、恐らく定員がいっぱいではないですから、入れるのかなというふうには、連携できる可能性は十分あるのかなというふうに思いますが、しかし、一方で、入所できない、大きな自治体になると、そこもなかなか立ち行かないという形になる可能性が、やっぱりここに含まれているという問題です。

それと、保育料の負担でも、剣道をしているとか、Aという保育所だとか、幼保連携型の保育所だとかいろいろありまして、そこでは特殊なピアノを教えているとか、いろいろな情操教育に一生懸命頑張っているということになれば、当然上乘せされるわけですが、しかし、そういうお金を支払える方はいいけれども、やはり払えない方は、子どもをそういったところに行かせたいと思っても、行けないという、いわゆる格差の問題が発生してくるのだというふうに思うのです。

私は、今回の制度というのは、まさに地方に至っては、使いづらい、わかりづらいというような制度であって、同時に、入所されようとしている子どもさんにとっても、非常に、選択する環境がありませんから、親が選択して子どもさんを入所させるという方式になりますので、やっぱりそういう点で、かなり問題点がありますし、利用あっせんについても、これはなかなか、義務規定ではないのかなというふうに思うのですけれども、勧告注意はできるけれども、もしも入所できないということになった場合だとか、そこら辺なんか非常に不透明な部分が見ていましたらあるというふうに思います。

それで、やっぱりこういう条例というのは、見直さなければ私はないと。地方の保育の実態に即した運営にはならないというふうに私は思いますので、こういう部分でも、もっと考える必要があるのではないかなというふうに思うのですが、この点、確認しておきたいと思います。

○副議長（長谷川德行君） 子ども・子育て担当課長、答弁。

○子ども・子育て担当課長（吉岡雅彦君） では、4番米沢議員の御質問にお答えいたします。

まず、説明が大変わかりにくい制度であると、説明はどうするのかということでございます。

実際、私ども、正直、ホームページだとか、今後、そういう説明のパンフレットのものをちょっと考えていきたいなというふうには考えてございます。大変やっぱり、保護者のほうからしても、なかなかわかりにくいのかなというふうには感じております。

それから、連携施設がオーバーということでございますが、集団保育なんかについては、あくまでも、書いてあることによりまして、連携施設との都合によりましてというか、あいている範囲の中で集団保育なんかを受けさせてもらうというような形になっておりますので、正直ちょっと、今のところ定員を超過するというのは余り考えていないところでございます。

それから、上乘せの保育料というか、格差を生むのではないかなということでございます。

一応、保護者が保育所なり幼稚園、認定こども園を選択する場合、複数を希望することはできます。そういう中で選択をしていただくと。それで、自分が入れるところに入らせていただくということでしかないのかなというふうに考えてございます。

○副議長（長谷川德行君） 副町長、答弁。

○副町長（田中利幸君） 4番米沢議員の御質問に私のほうから補足で御答弁させていただきたいと思っております。

る議員から御心配の点、御指摘ございました。御心配の中で、少し私どもの認識と違うかなという点も実はございまして、基本的に、この3条例につきましては、御案内のように子ども・子育て支援法が成立されたところから始まります。日本全国1,800余りの市町村で、この9月、もしくは12月にずれ込むところもあるかと思いますが、共通の3条例が制定される所でありまして。それが1点と、まず、その法律の趣旨を顧みますと、子どもを文科省と厚労省と、それぞれ引き合っている、いわゆる縦割りの制度、これが20年以上も前から言われていました。当時は幼保一元化というふうな言い方をされた時代もありましたが、ここに来て、ようやく保護者の選択肢が広がったものだというふうに、この法律は画期的だというふうに我々は捉えています。

さらに、背景を言いますと、都会を中心に、待機児童が社会現象になっていくことから、いわゆる民間の、わけのわからないような、そういう小規模な、預かり保育のような、そういう事業所も多々見られています。それらを、保育所、幼稚園ももちろんですが、小規模あるいは家庭的な保育、これらの



設備基準と人員基準をはっきり定めて、いわゆる潜りの、そういう無認可の施設をなくそうということも一方で、この法律と条例の趣旨は、そういうことでもあります。

個々、議員がおっしゃるように、1点、1点、ちょっと心配ではないかということも、もちろんありますが、基本は、今のサービスを最低限として、これ以上のサービスを上乘せをすること、あるいは保護者に安心して子育てを担っていただくことを前提に、法律と条例がなっているという私どもの理解であります。

そのようなことをぜひ、これから、平成27年4月からスタートをする制度でありますから、そういうことを運営する、我々、運営するというのは、条例を制定する責任者として、そういうところをしっかり担保しながら、子どもの健やかな発育に寄与したいという思いであることを御理解をいただきたいというふうに思います。

○副議長（長谷川徳行君） 4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） 副町長はそのようにおっしゃいますが、実際、サービスの向上に努めなさいということは書かれています。そうすると、どこまでのサービスが提供できるのかだとか、園によって特徴を出しましょうということになった場合、AとBとが競い合っ、そうすると、その分、今の設定ですと、料金上乘せしてもいいということですから、そういう可能性が出てきます。料金上乘せしない可能性もあります。けれども、恐らく国が進めているのは、措置費、保育単価そのものを引き下げて、その差額を保護者に負担してもらおうという制度ですから、自園で措置費がなかなかやはり賄えないということになった場合に、どこに負担を求めるのかということになれば、保護者に負担を求めるという方向に走っていくのです、これは。間違いなくそうです。幼保連携型の保育にしても、保護者の保育の就労実態に合わせて保育時間を決めますということになりますと、保育の短い分については単価が下がるという制度になります。長い分については、普通どおりかどうかはわかりませんが、一定、当然の措置はありますというふうになります。

そうすると、今、ずっと歩いて聞いているのですが、園を運営している人たちの話では、今のやっぱり政府のやり方では、運営自体が恐らくままならない状況に追い込まれるだろうと。それだったら、従来の保育単価と保育制度、幼稚園制度に乗って、子どもさんは安心して保育を受けられる環境に寄ったほうが、よりましたということなのです。

国は、最終的に幼保連携型に進もうとしていますから、ここで全部区分けしながら、制約もしながら

という形になりますので、私はそういう状況が今生まれて、なかなか上富良野町では、定数がいっぱいではないということで、見えない状況だとかがありますけれども、実際、もう既に民間の保育所が始まって、運営が大変で倒産するだとか、いろいろな状況が全国で生まれているというような実態でありますから、今回のこの法の改正だとか制度の改正というのは、やはり地方にはなじまないし、仮に大都会になじむかと思ったら逆です。そういう意味では、副町長はどのように考えているのか、いい制度だと言っているのですから、いい制度なのだというふうに思いますが、僕は逆だと思いますが、もう一度確認しておきたい。

○副議長（長谷川徳行君） 副町長、答弁。

○副町長（田中利幸君） 4番米沢議員の御質問にお答えをさせていただきます。

サービスの向上の大きな例を言いますと、今までの文科省と厚労省の縦割りの制度でありましたら、保護者の方皆さんとは言いませんが、大体は小さな月齢のときには保育所に、ある程度の、3歳以上もしくは4歳ぐらいになりますと、やっぱり教育もしたいねということが多く聞かれます。そのようなときには、今の制度でしたら保育所を一旦退所して幼稚園に入るということしかできませんでしたが、この認定保育園は、一元的にそういうサービスが提供できる施設になりますから、基本的にはそういうサービスが大きく変わるというふうに理解をしています。

あと、利用料の負担のことも御心配いただいているかと思いますが、まず、基本的に、今現在、行政側が支援をしている内容は、延長保育、あるいは特定保育、障がい児の保育の加配の件費相当です。相当、町の独自支援をしている内容でありますことから、その利用料の設定はこれからになりますけれども、そういう一定の町の支援策も一方で考えつつ、この利用料をどこのレベルにするかというのはこれからの議論でありますことから、その辺もひとつ御理解をいただいております。

○副議長（長谷川徳行君） 米沢議員、よろしいですか。（発言する者あり）失礼しました。

ほかにございませんか。

10番中澤良隆君。

○10番（中澤良隆君） 何点か、ちょっと質問をさせていただきます。

今のやりとりでもちょっと確認できた点はあるのですが、まず、13条にかかわって、利用料の関係であります。

保育所やなんかの保育料については、今後の新しい基準では町が定めるというようなことになってい

ると思います。現行の制度と考えてみましたら、今、副町長がまさしく言っていたのですが、確認として、この保育料やなんか、我が町では現状では、一定といえますか、5%程度の軽減策を講じていると思います。今後、新しい制度でもそういうことが検討されるという認識で、まずはよろしいでしょうか。

それから、2点目といたしましては、第15条関係になるのか全体になるのか、障がい児の受け入れについては現行と変わらないのか。そして、今指導される方々については、幼稚園においても保育所においても加配を受けていて、2人の子どもに1人の保育士さんとか幼稚園教諭やなんか置かれる制度になっていると思いますが、そこら辺についても変わりがいいのかという、とりあえず2点、確認をさせていただきたいと思います。

○副議長（長谷川徳行君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（石田昭彦君） 10番中澤議員の御質問にお答えしたいと思います。

利用料についての御質問であります。先ほど副町長から答弁させていただいたように、これから町の利用料等を定めていくわけですけれども、当然、これまで、町においては基準額の5%程度を差し引いた保育料を設定させていただきましたが、これまでのそのような考え方も踏まえて、新しい保育料を検討していくことになろうかというふうを考えております。

それから、障がい児や未満児等の受け入れ等について、加配とありますが、これらそれぞれ運営費で賄っていくことについては、これまで同様、新しい制度においても、安心してそういうところが受け入れられるような、そういう仕組みになっているということで、これまでとは変わらないことで御理解をいただきたいと思います。

○副議長（長谷川徳行君） 昼食休憩といたします。

再開を午後1時といたします。

---

午後 0時03分 休憩

午後 1時00分 再開

---

○副議長（長谷川徳行君） 昼食休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほどの議案第15号に対しての質問、ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（長谷川徳行君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第15号上富良野町

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を起立採決いたします。

原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○副議長（長谷川徳行君） 起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号の質疑に入ります。

3番村上和子君。

○3番（村上和子君） 2点ばかり質問したいと思います。

今、上富良野町では四つの施設がありまして、十分保育は間に合っておりますし、待機されてるお子さんもいらっしゃらないのですけれども、こういった家庭的保育事業、もしどなたかがこういった事業やりたいといったときには、こういった条例も必要なのかと考えるわけなのですけれども、第5条の4にあります、「家庭的保育事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公にする」とかと、云々とあるのですけれども、今も実は外部制度というのをつくっております、そういった方の評価を受けておりますけれども、今回、こういうことの条例をつくることによって、また新たな外部の方を設定するのかどうか。今、既にもう外部の制度なんかはつくっておりますので、そこで外部検査を受けているわけですけれども、保育所にしても幼稚園にしても。これをつくることによって、また外部の方は新たな方になるのかどうか。

それと、第6条の1ですけれども、これ、利用の乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言、その他の保育の内容に関する支援を行うことと、こうあるわけなのですが、これも、家庭保育事業者が提携してくれる保育所なり幼稚園を探して、そして、そこの方に、ちょっと、お遊びを集団的に、大勢のところでは遊ばせたいから施設で遊ばせてくださいというふうに提携をするということなのですか、それとも、その支援というのは、町がこういった支援をするのではなくて、家庭的保育事業をおこなう方がこういう保育所なり幼稚園と連携を交わして、そしてこういう体験をさせてあげたいというようなことであるということ、そういう理解でよろしいのでしょうか。

そうすると、何も今まで、保育所も幼稚園もいろいろとやっているわけですので、果たしてこういう家庭的保育事業というのはこれから成り立つのか、そういう需要もないのではないかと、こういうふうに思ったりするのですけれども、もしかして、こういった家庭的保育事業をやりたいのだわと、どなた

かが申し出たときに、こういう条例をつくっておかなかつたらという、そういう捉えでよろしいのでしょうか。ちょっとお聞きしたい。

○副議長（長谷川德行君） 子ども・子育て担当課長、答弁。

○子ども・子育て担当課長（吉岡雅彦君） まず1点目でございますが、外部の者による評価ということでございます。

これも確かに外部でしていた、ただ、これは努力規定でございます。

それから、連携施設の確保の件でございますけれども、基本的には、各その施設、家庭的事業者等が保育所なり幼稚園なり連携施設を確保することになりますし、また、町はその間に入って調整を図ったりするということになってございます。

また、この条例は、児童福祉法の規定で定めるように規定されたものですから、各市町村が必ず定めなければならないというふうに考えてございます。

以上でございます。

○副議長（長谷川德行君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

4 番米沢義英君。

○4 番（米沢義英君） 今回の家庭保育施設等にかかわって、給食の外部委託の問題なのですが、これは外部との関係で、委託も可能だというふうになっております。

そうしますと、やはり、今、行政側で言えば、恐らく、十分、アトピーだとかいろいろな、アレルギー問題だとか、対応できるというような話になるのかもしれないけれども、やっぱり自園でつくって子どもたちに提供するということは、基本的な私は要素だというふうに思います。

そういう意味では、そういった項目をきっちりとうたうということを前提とした、小規模型においても実施することが必要ではないかと私は思いますが、この点については、そういう規定は盛り込まれないのかどうかということ、盛り込んでいないのですが、この点、改善する必要があるというふうに思います。

もう一つは、やはり保育士の対応ということでもあります。

保育士は、研修を受ければ保育士というふうに見なすということになっております。しかし、どの程度なものかということになって、その点も非常にやはり不透明です。一般に、いろいろと各自治体で行っているということになれば、どの水準のものが入ってくるのかちょっとわからないので、そういった想定なんかはもう既に持っておられるのかどうか、どこの水準まで、研修を受ければ保育士とい

う形になるのかということ、ちょっとお伺いいたします。

それと、あくまでも小規模の事業というのは1人でも行えるというような形になっておりますけれども、やはりこういったものについては歯どめをかける必要があると。仮に上富良野でこういった事業が該当しないとしても、いつ、そういったものを実施したいという形で利用者が出る可能性というのは十分考えられるわけですから、やはりそういうことも想定した中で、この条例の制定というのは必要になってくるのかなというふうには私は考えるものですから、この点についても、そういうものを盛り込むべきではないかというふうに思いますが、その点、お伺いいたします。

大まかな点で言えば、面積要件の問題でも、実質は3.3平米という形の中でうたわれておりますが、既に上富良野町の保育の実態を見ても、やっぱり人数によって、狭隘という状況が見受けられるということであれば、経過的な措置も設けて、将来、建てかえる場合だとかそういった場合に、やはり町の基準、新築ということは、恐らく今のところは考えられないのだと思うのですが、新しく事業者が出てくるということも考えられないかもしれませんが、そういうことを想定した場合、仮のことということになって非常に申しわけないのですが、やっぱり、制約を設けて、広い面積を確保して、そこで児童を、幼児だとかをきちんと保育できる環境づくりをするということを行うべきだと思います、条例の制定に。

もう一つ、今回の制度の中では、第5章にかかわって、保育所等については2階以上も設置可能だという形にうたわれております。そうしますと、確かに耐震化だとかいろいろな義務規定が設けられてはおりますが、しかし、非常時に、果たしてそういった3階等あるいは2階等にいた場合に、避難体制がどうかという、やはり不安があります。

子どもたちは、恐らくそういったところに預けるということになれば、働き盛りの保護者の方、お母さん方ですから、小さなお子さんを預けるということになりますので、やはり、そういう危険性ははらんだ条例の制定ということになれば、非常に健康だとか安全を守りにくい、そういうことが考えられると、私自身考えているところです。

そういうことも含めて、面積要件だとか保育士の配置の問題も含めて、きっちりともう一度見直しをする必要が私はあるというふうに考えておりますが、この点について、どのようなお考えなのかお伺いいたします。

○副議長（長谷川德行君） 子ども・子育て担当課

長、答弁。

**○子ども・子育て担当課長（吉岡雅彦君）** まず、1点目の給食の外部委託が可能になっているということで、これは改善があるのではないかということでございますが、一応、あくまでも自園調理が基本的には原則でございます。特例として、連携施設や、その他関係する法人などからの外部搬入が認められているということでございます。

これについては、本当にハードルを上げるということが、現在、どこかが参入するというような想定はしておりませんけれども、参入しにくくなるということで、あくまで最低基準として設定するものですから、御理解賜りたいというふうに考えます。

それから、保育士につきましてですが、まだ家庭的保育士なんかは示されているものはないのですけれども、例えば家庭的保育士の下に家庭的保育補助者だとか、小規模保育の場合に、保育従事者については、今、国のほうでも検討している中では、かなり長時間の研修を行うような資料が公表されてございます。その上の家庭的保育者については、まだ示されているものは現段階ではございません。ただ、いずれにしても、かなり長い時間、二十数時間ぐらいは家庭的保育補助者、また、保育従事者の中でもそのぐらいで検討されているようでございますので、かなりしっかりした研修になるかなというふうには思っております。

それから、小規模保育ということで、どんな事業者が参入するかわからないという、不安ということでございますけれども、これにつきまして、やはりハードルというのは、やっぱり最低基準として、今回、条例制定するというところで、御理解賜りたいというふうに考えてございます。

あと、面積要件でございますが、一部、乳児室、ほふく室を1室とする場合については、道の保育の基準に合わせて、ちょっと面積要件については引き上げてございます。その他については国の基準どおりということで考えておりますので、御理解賜りたいというふうに思います。

それから、2階以上に保育室、確かに2階以上に保育室がある場合は、建築基準法だとか、また、その中にあります防火だとか準防火だとか、そういうことで制限はございます。そういう最低基準の中で運営していきたいというふうには考えてございますので、またこれも御理解賜りたいというふうに考えております。

**○副議長（長谷川德行君）** 保健福祉課長、答弁。

**○保健福祉課長（石田昭彦君）** 4番米沢議員の御質問に、私のほうからもちょっと補足で説明をさせていただきます。

まず前段、この家庭的保育事業等に関する設置運営に関する基準ですけれども、午前中、副町長のほうからも御答弁ありましたように、今、都会の中ではいろいろと、無認可の中で、小さな保育ママ、いろいろな制度があつて、一体どのような保育がなされているのか、なかなかわからないような実態もあつて、当然、安心できないような状況が見受けられるのも確かでありますので、そういうようなものをきちんとしっかり一定の基準を設けて、きちんとハードルを決めて、そういうものについてはそれぞれの市町村の町長がしっかりと認可をして、まず、前提となる認可を与えるためのこういう基準を市町村で持ちましょうということで、法律で規定されたためにつくる条例であるということで、まず御理解をいただきたいというふうに思います。

その中で、町においては、今回まとめたこのような基準を持つということで、国が示した基準を基本的に、町の考えも一部追加して基準を定めたところでありますが、議員のほうから御質問のありました給食についても、先ほど吉岡課長のほうから説明があつたように、自園調理が原則であります。ただし、家庭的な保育事業や何かで、そういう小さな事業所であれば、家庭的保育者、例えば1人なり2人に対して自園調理する場合は、当然、調理員なりを配置をして自園調理をしていくわけですけれども、例えば親御さんによっては、もうちょっときちんと、栄養士がしっかり管理した、そういう食事を与えてほしいというようなことであれば、当然、連携施設は必須にしてありますので、そういった家庭的保育事業者が大きな連携施設と連携した中で、そちらの連携施設の保育園が栄養士の栄養管理のもと給食等をつくっておられますので、そういう連携施設の保育所から搬入したりすることというのは、町長としてもそれは認められる範疇になるだろうということで、一定程度、外部から搬入する条件についても認めているような、そういう基準になっております。

また、保育士、家庭的保育士についても、保育士資格に限定すべきというお話であります。保育士のほかにも、多分、子育てを担うには、一定程度、幼稚園の先生であつたり小学校の先生の資格を持っている方も、町長が判断するには十分客観的な判断基準になるだろうということで、保育士に限定していない基準を残したものであります。

あと、1人で行える事業というのが、多分、居宅の事業の関係のこの御質問、午前中でもありましたが、それらの事業のことだと思いますが、居宅の事業につきましては、本来、そこの集団保育が厳しい、例えば大きな障がいを抱えているようなお子さ

んたちの、その御自宅に出向いて事業を行うことで、基本的にお一人に対応するというものがありますので、その辺については御理解をいただきたいというふうに思います。

あと、面積や設備等の基準については、当然、安全・安心なスペース、それから広いスペースであったりということが望ましいわけですが、一定程度、客観的に認められる安全対策が講じられているのであれば、町長として認められる範囲ということで、可能なことだろうということで、このような基準を設けさせていただいたということで御理解を賜りたいと思います。

○副議長（長谷川德行君） 4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） 確かに、食事等については連携施設等からの提携によって受けることができるというふうには書かれておりますが、そういうことではなくて、そういうことも必要かというふうに思いますが、ただ、いろいろな条件があるのです。やっぱり、きちんと提供できる条件があれば当然できる。だけれども、ない場合も当然考えられるわけですから、やはり条例制定の場合は、そういうことも含めて、きっちりと条例の中に「自前で」という必要があると思います。

小規模になればなるほど、それがどうなのかということもありますが、やはりそういった小規模というのは、非常に、運営だとか、保育料の単価設定だとかという形でいろいろな問題を恐らく抱えて運営せざるを得ないという状況になりますから、その運営自体がどうなのかというような懸念もあるという状況が当然考えられます。やはり完全に経営が行き詰まるだとか、そういう場合に、確かに、連携しているからそこに子どもさんを預ければいいのではないかということにもなりますけれども、そういう危険性をはらんだ条例で今、小規模の保育所がどんどん設置されてきているということが一番私は問題だということで指摘せざるを得ないのです。

上富良野の場合は、そういったことが現時点では想定はされませんが、しかし、それとて、どう環境の変化によっては起こり得ることですから、町長が言うように先を考えてということになれば、そういうことも含めた、きっちりとした面積要件だとか、やっぱり設置して、安心して子供さんを預けられる、そういう環境をやはり条例にうたうということは、絶対、必須条件だと私は考えておりますので、この点を伺います。

○副議長（長谷川德行君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（石田昭彦君） 米沢議員の再度の御質問にお答えいたします。

前段、お答えと重複するかもしれませんが

も、議員おっしゃるように、上富良野町においては、今現在においては一つの幼稚園と三つの保育園がそれぞれ運営されておりまして、子どもたちの数に見合った、十分賄える、そういう状況にありますので、今現在においては、町においても、この家庭的保育事業等の手が挙がってくるような、そういう状況には、全く想定はしていないところであります。

ただ、議員おっしゃるように、時代が変化してどのようになるかわからないだろうと、確かでありまして、今、4園あるところについても、例えばどちらかの園が撤退をされるとか事業をやめるというふうになって、例えば町の中に一つ、二つしかそういう教育、保育を受けられる施設がなくなりますというふうになって、例えば100人しか規模がないところに子どもたちが300人いますというふうになったときには、町長が責任を持って、こういう家庭的保育事業の認可をできる、そういう責任ある基準を今回まとめさせていただいたというふうに理解をしています。

○副議長（長谷川德行君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（長谷川德行君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第16号上富良野町家庭的保育事業等の設備運営に関する基準を定める条例を起立採決を行います。

本件に、原案のとおり賛成する諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○副議長（長谷川德行君） 起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号の審議に入ります。

3番村上和子君。

○3番（村上和子君） 5ページ、18条のところですが、この、2があれば十分、5ページにわたりますけれども、時間及び日数のところですが、250日以上を原則として」ということの項目に書いてありまして、この18条の2項、これがあれば、何も私は追加項目3で、「前項の規定にかかわらず、別に開所日数を定めることができる」と、こうあるわけなのですが、これ、追加項目、必要なのでしょうか。私は、18条の2に、「小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、当該事務所ごとに開所日を定める」、250日以下も当然ここに含まれてくるのではないかと、このように思うのですが、どうしてもやっぱり3の「前項の規定」というのは必要でしょうか。

ちょっとお尋ねしたいと思います。

○副議長（長谷川徳行君） 子ども・子育て担当課長、答弁。

○子ども・子育て担当課長（吉岡雅彦君） 3番村上議員の御質問にお答えいたしますが、この項目は、現在、児童館とか放課後クラブとかではなくて、例えば幼稚園とか、そういう施設で、夏休み、冬休みを主体として預かり保育というのをやってございます。その施設の場合は、250日には到底満たないような日数でやっているところから、それでこの3番の項目を追加しようとするものであります。

○副議長（長谷川徳行君） 3番村上和子君。

○3番（村上和子君） ですから、2条に「当該事業所ごとに開所日を定める」と、こうあるわけですから、そこで対応できるのではないかと思うのですけれども、だめなのでしょう。

○副議長（長谷川徳行君） 子ども・子育て担当課長、答弁。

○子ども・子育て担当課長（吉岡雅彦君） 18条の第2項の中には「1年につき250日以上を原則として」という言葉がございますので、その日数に満たないものですから、第3項をあえて追加しているということでございます。

○副議長（長谷川徳行君） 3番村上和子君。

○3番（村上和子君） 「小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して」と書いてありますから、やっぱり休暇等で短ければ、例えば小学校の授業も、児童の保護者の方が労働時間、小学校の終了時に安心して利用ができるということなのですから、250日、余り、休業日だけでも、例えば、極端に言えば30日とか40日とか、塾なんかですと夏期休暇、長期休暇とありますし、塾なんかも参入しやすいのかなと思うのですけれども、余りそんなに、なっても、だから、こここのところで、2で十分満たすこと、「状況等を考慮して」とありますので、わざわざ追加項目があるのかなという気がするのですけれども。

○副議長（長谷川徳行君） 子ども・子育て担当課長、答弁。

○子ども・子育て担当課長（吉岡雅彦君） 実際、今、各小学校の放課後クラブについては、280日以上やっているような状況でありまして、それは何ら問題ないと。今、現に幼稚園のほうで預かり保育をやっているかと。この日数が、夏休み、冬休みを中心にやっているものですから、250日とはかなりかけ離れた日数であるということで、ただ、現にやっている事業でありますし、大変有効な事業でありますので、今後も継続していただきたい

という思いから項目追加させていただきました。

○副議長（長谷川徳行君） ほかにございませんか。

4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） 第4条の最低基準と放課後児童育成事業者という形で、4条でしょうか、この点について、設備等運営に、常に、いわゆる質の向上に努めなさいという形でうたわれております。

そうしますと、今後の対応等について伺いたいという点があるのですが、西小学校の場合は専用スペースがないという状況があります。そうしますと、やはり一定の設備基準が、いわゆる環境です。子どもたちの、放課後における、きっちりと過ごせる環境を保つという点では非常にいろいろ課題を抱えている状況になります。そこにいろいろな機材があったりだとか机があったりだとかということになれば、総体的な面積で言えば必要な面積を確保している部分があるのかもしれませんが、しかし、図書室であったり家庭科室であったりとかと、移動した場合、そこでやっぱり、今でもこれは、子どもたちですから、いろいろな環境でけがをすることもあるのですが、やっぱりそういう、将来的にも、そういった向上を目指して環境の質の改善が必要だというふうに思いますが、この点。

もう1点は、やはり、規則でも、この間の質問のやりとりの中でも、規則で延長時間の設定等について、あるいは、当然、国は、今回の指針の中では小学校6年までの児童が放課後事業に対応できるようにしなさいということであろうということ、この点、町としても、そういった環境を整えるための規則か何かわかりませんが、運用でうたうというふうになると思いますが、その点はどうな対応になっていくのかということが心配です。

現状、放課後スクールを見ていますと、大変楽しい、子どもさんが好きな方が多いですから、いろいろあっても、やっぱり放課後スクールに臨んで、子どもたちと、その環境の中でいろいろと触れ合っているということが見られます。しかし、条件として、これからこういうことがきっちりと条例でうたわれるということになれば、それなりの処遇と待遇というのですか、そういうものも含めたものがこの中に生きてこない、やはりだめではないか。ただ、賃金という点で言えば、非常に低賃金で、何ぼか上げた部分はあるのですが、そういう中で一生懸命、健全育成のために専念されているということも含めれば、そういったところの改善が必要だというふうに思います。

今、そういう現状を踏まえて、やっぱりリーダー

の方はいますけれども、そういうリーダーの方を専門に配置して、やっぱり身分をきっちりと確立した中で、その下できっちりと働ける環境を整えるということがなければ、この放課後スクールにしても、児童健全育成事業ということであれば、そういった体制づくりも当然必要だというふうに思いますので、この点の改善を私は求めていきたいと思うのですが、この点、どのようにお考えなのか、お伺いいたします。

○副議長（長谷川徳行君） 子ども・子育て担当課長、答弁。

○子ども・子育て担当課長（吉岡雅彦君） 4番米沢議員の御質問にお答えいたします。

まず、第4条、現在の上富良野西小学校のことでありますが、専用スペースがないという話でございます。

ただ、一応、議員おっしゃるように、家庭科室または図書室を使っている現状でございます。ただ、放課後になりますと、あいている部屋を使えるということであれば、一応ここで言っている専用室ということには当てはまってはございません。ただ、現状で新しい部屋というのはちょっと考えられないところから、現状のまま、あいている部屋、この二部屋を使っているというのが現状でございます。

それから、二つ目の延長時間の設定あるいは小学校6年生までということですが、確かに、この中には開設時間の項目は特にございません、何時から何時までというのは。また、これは別に運営のほうで決めることになろうかと思えます。

それから、小学校6年生までということは、これは第5条に、「放課後児童健全育成事業における支援は、小学校に就学している児童であって」ということで、以前は小学校3年生というふうに制限されていたものですから、ここで小学生ということは6年生まで入るというふうに、そこでされているものでございます。

それから、3点目はちょっと、現場の運営のほう、教育委員会をお願いしている関係上、私のほうでお答えしかねる問題でございます。

○副議長（長谷川徳行君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（石田昭彦君） ちょっと補足で私のほうから説明させていただきます。

3点目、今、いろいろと、米沢議員のほうから種々御質問がありました。

これらについては、この基準は、事業の設置運営に関する基準を定めるものでありまして、同じように逆に、町長は、今現在であれば事業者でもありますので、その事業を運営していくための実施要項なり何なりというのは町長が定めなければなりません

ので、そういう要綱等を整備する中で、運営時間を何時間にするのか、それとか、担っていただく職員なり、そういう構成支援員等の賃金等を幾らにするのかというようなことは事業実施要項の中で決めていかないとならないことになりますので、それについてはまた追って、現在、教育委員会に委託をして、教育委員会に主に事業をしていただいておりますので、教育委員会と連携した中で、新しい要綱の整備等に努めていきたいというふうに考えています。

○副議長（長谷川徳行君） 10番中澤良隆君。

○10番（中澤良隆君） ちょっと、先ほどの答弁のところで確認なのですが、この放課後児童健全育成事業の設備運営に関する基準を定める条例は、幼稚園や何かは対象になるのでしょうか。開設日数のところで高田幼稚園の話が出てきたのですけれども、これはあくまでも小学校の基準ということで、小学校1年生から6年生、3年生だったのが6年生になったということに理解していいのか、幼稚園は関係あるのかどうか、再確認をさせていただきたいと思えます。

○副議長（長谷川徳行君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（石田昭彦君） 対象児童につきましては、小学生、1年生から6年生であります。

先ほど担当課長のほうがお答えしたのは、たまたま今現在、町にあります民間の幼稚園が、夏休みや冬休みの期間に、通園されている幼稚園のお子様のお兄さんとかお姉さんとかで小学生の方を預かっていただいて、そういうサービスをしていただいておりますので、この放課後の事業として手が挙がってくれば、そういうものもできますし、今おっしゃったように、事業者は町に限るものではありませんので、そのように御理解をいただければというふうに思えます。

○副議長（長谷川徳行君） 10番中澤良隆君。

○10番（中澤良隆君） ということは、この放課後児童健全育成事業や何かの対象者は、あくまでも小学生だけでも、事業者は幼稚園や何かでもできるという意味合いで捉えてよろしいのですか。

○副議長（長谷川徳行君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（石田昭彦君） そのように理解していただいて結構かと思えます。

○副議長（長谷川徳行君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（長谷川徳行君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第17号上富良野町放課後児童健全育成事業の設備運営に関する基準を

定める条例を起立採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○副議長(長谷川徳行君) 起立多数と認めます。  
よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第19 議案第18号

○副議長(長谷川徳行君) 日程第19 議案第18号北海道市町村職員退職手当組合格約の変更についてを議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(北川和宏君) ただいま上程いただきました議案第18号北海道市町村職員退職手当組合格約の変更についてにつきまして、概要を申し上げて説明にかえさせていただきますので、御了承願います。

このたび北海道市町村職員退職手当組合において、根室北部廃棄物処理広域連合が新たに加入することに伴い、地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合格約の変更をするものであります。

以上で、議案第18号北海道市町村職員退職手当組合格約の変更についての説明といたします。

御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○副議長(長谷川徳行君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(長谷川徳行君) なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより、議案第18号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(長谷川徳行君) 御異議なしと認めます。

本件は、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第20 議案第19号

○副議長(長谷川徳行君) 日程第20 議案第19号富良野地区視聴覚教育協議会の廃止についてを議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

教育振興課長。

○教育振興課長(野崎孝信君) ただいま上程され

ました議案第19号富良野地区視聴覚教育協議会の廃止について、提案要旨を御説明申し上げます。

富良野地区視聴覚教育協議会は、昭和40年6月1日、沿線市町村が共同で視聴覚教育を目的に設置し、当初は16ミリ映写機など高価な視聴覚教材等を共同で購入管理し、各市町村の公民館などで上映することにより、視聴覚教育の推進に効果を上げておりました。

しかし、情報技術の発達により映写機の利用はなくなり、現在は図書館などで家庭用ビデオテープなどの貸し出しが主な事業となりました。

このため、当初の役割を終えた本協議会を地方自治法第252条の6の規定により廃止し、保有する教材を富良野地区広域教育圏振興協議会が継承することによりまして、協議会の整理等を行うものであります。

以下、議案を朗読し、提案理由の説明といたします。

議案第19号富良野地区視聴覚教育協議会の廃止について。

地方自治法第252条の6の規定により、平成26年9月30日限りで富良野地区視聴覚教育協議会を廃止する。

平成26年9月17日提出、上富良野町長向山富夫。

以上、御審議いただき、議決いただきますようお願い申し上げます。

○副議長(長谷川徳行君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(長谷川徳行君) なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第19号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(長谷川徳行君) 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩とし、直ちに全員協議会を議員控室で開催しますので、各議員並びに町理事者は、お集まり願います。

---

午後 1時41分 休憩

午後 1時50分 再開

---

○副議長(長谷川徳行君) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。



◎日程第21 議案第20号

○副議長（長谷川徳行君） 日程第21 議案第20号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町長、向山富夫君。

○町長（向山富夫君） ただいま上程をいただきました議案第20号教育委員会委員の任命の件につきまして、提案の理由を御説明させていただきます。

現在、教育委員1期目を務めていただいております吉村好子氏が、この9月末をもって任期満了を迎えるところでありますが、吉村氏におきましては、人格、識見ともにすぐれた方でありますことから、これまでの経験をさらに本町の教育行政に生かしていただきたく、引き続き同氏を教育委員に任命したく、議会の同意をお願いするものであります。

なお、吉村氏の経歴等につきましては、既に別添配付させていただいておりますので、御高覧を賜り、参考としていただければと存じますところがございます。

以下、議案の朗読をもって御提案をさせていただきます。

議案第20号教育委員会委員の任命の件。

上富良野町教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めらる。

記。

住所、上富良野町旭町1丁目5番18号。

氏名、吉村好子、昭和26年12月30日生まれ。

以上でございます。よろしく御同意賜りますようお願い申し上げます。

○副議長（長谷川徳行君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

本件は、先例により質疑、討論を省略し、直ちに採決をしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（長谷川徳行君） 御異議なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております教育委員会委員の任命については、これに同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（長谷川徳行君） 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり同意することに決

しました。

◎日程第22 諮問第1号

○副議長（長谷川徳行君） 日程第22 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町長、向山富夫君。

○町長（向山富夫君） ただいま上程いただきました諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

現在、人権擁護委員として御活躍いただいております川鍋まさ子氏が、明年3月31日をもって1期目の任期満了を迎えることになっております。

川鍋まさ子氏は、平成24年4月1日から、人権擁護委員として人権擁護活動やその普及啓発活動にも積極的に取り組まれておられる方で、明年4月以降も引き続き再任をお願いいたしたく、人権擁護委員法の規定に基づき、法務大臣へ推薦するに当たり、議会の意見を求めるものであります。

以下、議案を朗読し、説明とさせていただきます。

諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について。

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めらる。

記。

住所、上富良野町宮町3丁目1番33号。

氏名、川鍋まさ子、昭和23年9月16日生まれでございます。

どうぞ御了承賜りますよう、よろしく御願い申し上げます。

○副議長（長谷川徳行君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

本件は、先例により質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（長谷川徳行君） 御異議なしと認めます。

これより、諮問第1号を採決いたします。

本件は、原案のとおり適任と認めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（長谷川徳行君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり適任と認めることに決しました。

◎日程第23 発議案第1号

○副議長（長谷川徳行君） 日程第23 発議案第1号議員派遣についてを議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

1 1 番今村辰義君。

○1 1 番（今村辰義君） ただいま上程されました発議案第1号議員派遣について、朗読をもって説明とさせていただきます。

発議案第1号議員派遣について。

上記議案を次のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。

上富良野町議会議長、西村昭教様。

提出者、上富良野町議会議員、今村辰義。

賛成者、上富良野町議会議員、岡本康裕、同じく金子益三。

議員派遣について、次のとおり地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条の規定により議員を派遣する。

記。

1、富良野沿線市町村議会議員研修会。

(1) 目的、分権時代に対応した議会議員の資質向上に資するため。

(2) 派遣場所、占冠村。

(3) 期間、平成26年10月21日、1日間。

(4) 派遣議員、全議員。

2、上川町村議会議長会主催の議員研修会。

(1) 目的、分権時代に対応した議会議員の資質向上に資するため。

(2) 派遣場所、鷹栖町。

(3) 期間、平成26年10月28日、1日間。

(4) 派遣議員、全議員。

以上でございます。

御審議賜りまして、お認めいただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○副議長（長谷川徳行君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（長谷川徳行君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより発議案第1号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（長谷川徳行君） 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第24 発議案第2号

○副議長（長谷川徳行君） 日程第24 発議案第2号町内行政調査実施に関する決議についてを議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

1 2 番岡本康裕君。

○1 2 番（岡本康裕君） ただいま上程されました発議案第2号町内行政調査実施に関する決議についてを、朗読をもって説明とかえさせていただきます。

発議案第2号町内行政調査実施に関する決議について。

上記議案を次のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成26年9月17日提出、上富良野町議会議長、西村昭教様。

提出者、上富良野町議会議員、岡本康裕。

賛成者、同じく金子益三。

町内行政調査実施に関する決議について。

本議会は、次により町内公共施設等の状況を調査する。

記。

1、実施の期日、議決の日以降において、1日以内とする。

2、実施の目的、町内の公共施設及び財政援助を行った施設の現況を視察し、今後の議会活動に資するため。

3、調査事項及び方法。

(1) 町内の公共施設及び財政支援を行った施設の現況を視察する。

(2) 全議員による合同調査とし、特に意見を付すものについては、各常任委員会の所管事務調査として、それぞれ行うものとする。

(3) 本件は、議会閉会中において調査を行うものとする。

以上、御審議賜りましてお認めいただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○副議長（長谷川徳行君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（長谷川徳行君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより発議案第2号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（長谷川徳行君） 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第25 発議案第3号

○副議長（長谷川徳行君） 日程第25 発議案第3号議会報告会実施に関する決議についてを議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

11番今村辰義君。

○11番（今村辰義君） ただいま上程されました発議案第3号議会報告会実施に関する決議について、朗読をもって説明とさせていただきます。

発議案第3号議会報告会実施に関する決議について。

上記議案を次のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。

上富良野町議会議長、西村昭教様。

提出者、上富良野町議会議員、今村辰義。

賛成者、上富良野町議会議員、岡本康裕、同じく金子益三。

議会報告会実施に関する決議について。

本議会は、次により議会報告会を実施する。

記。

1、実施の期日、議決の日以降において、1日以内とする。

2、実施の目的、議会の監視機能や政策提言活動などの議会活動を町民に直接報告するため。

3、実施方法。

(1) 町内の公共施設で開催する。

(2) 全議員による報告会とする。

(3) 本件は、議会閉会中において開催するものとする。

以上、御審議賜りまして、お認めくださいますよう、よろしく願い申し上げます。

○副議長（長谷川徳行君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（長谷川徳行君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより発議案第3号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（長谷川徳行君） 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第26 発議案第4号

○副議長（長谷川徳行君） 日程第26 発議案第

4号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見についてを議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

12番岡本康裕君。

○12番（岡本康裕君） ただいま上程されました発議案第4号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書について、朗読をもって説明とかえさせていただきます。

発議案第4号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見について。

上記議案を別記のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

平成26年9月17日提出、上富良野町議会議長、西村昭教様。

提出者、上富良野町議会議員、岡本康裕。

賛成者、同じく金子益三。

裏面をごらんください。

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書。

本道の林業・木材産業は、山村地域を支える基幹産業として発展し、雇用の確保、地域経済の活性化などに大きく寄与してきた。一方で人口の減少と高齢化が急速に進みつつあり、近い将来、集落はもとより自治体の存続が危ぶまれる事態も想定されている。

一方、地球温暖化が深刻な環境問題となっている中で、二酸化炭素を吸収、固定する森林、木材に対し、大きな関心と期待が寄せられているが、我が国においては化石燃料への依存度が高まっており、森林や木材が果たす役割は、これまで以上に重要となっている。

国は、こうした現状を踏まえ、平成21年に森林・林業再生プランを策定し、10年後の木材自給率を50%以上とする目標を掲げ、豊かな森林資源を活用して効率的・安定的な林業経営の基盤づくりを進めるとともに、木材の安定供給、利用拡大に必要な体制を構築することとした。

このような中、道では平成21年度に国が創設した森林整備加速化・林業再生基金を活用し、間伐や路網の整備、高性能林業機械の導入、さらには木材加工流通施設、木造公共施設の整備、木質バイオマスのエネルギー利用施設の整備など、森林資源の循環利用の実現に向け、川上から川下に至る地域のさまざまな取り組みを支援してきたところである。

この結果、トドマツやカラマツなど人工林を主体とする森林の整備や、森林の整備に伴って産出される木材の有効利用が進み、本道の木材自給率は全国の2倍以上の約6割に達している。

今後、人工林資源が本格的な利用期を迎える中、こうした取り組みをさらに加速させ、地域の特性に応じた森林の整備、保全を着実に進めるとともに、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化を実現するための施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては次の事項を実現するよう強く要望する。

記。

1、森林の整備から木材の利用促進といった地域の多様な取り組みを支援するため、森林整備加速化・林業再生基金の継続、または同様の仕組みを創設するなど、林野関連施策の充実・強化を図ること。

2、地球温暖化防止、特に森林吸収量の算入上限値3.5%の確保のための森林整備の推進や木材利用推進を図るため、地球温暖化対策のための税の使途に森林吸収源対策を追加するなど、安定的な財源を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成26年9月18日、北海道空知郡上富良野町議会議長西村昭教。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣。

以上、御審議賜り、お認めいただきますよう、よろしくお申し上げます。

○副議長（長谷川德行君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（長谷川德行君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより発議案第4号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（長谷川德行君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第27 発議案第5号

○副議長（長谷川德行君） 日程第27 発議案第5号軽度外傷性脳損傷にかかわる周知及び労災認定基準の改正などを求める意見についてを議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

5番金子益三君。

○5番（金子益三君） ただいま上程いただきました発議案第5号軽度外傷性脳損傷にかかわる周知及び労災認定基準の改正などを求める意見について、内容の朗読をもって説明とさせていただきます。

発議案第5号軽度外傷性脳損傷にかかわる周知及び労災認定基準の改正などを求める意見について。

上記議案を別記のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

平成26年9月17日提出、上富良野町議会議長、西村昭教様。

提出者、上富良野町議会議員、金子益三。

賛成者、同じく岡本康裕。

裏面をごらんください。

軽度外傷性脳損傷にかかわる周知及び労災認定基準の改正などを求める意見書。

軽度外傷性脳損傷は、交通事故や高所からの転落、転倒、スポーツ外傷などにより、頭部に衝撃を受け、脳内の情報伝達を担う軸索と呼ばれる神経繊維が断裂するなどして発症する病気である。

主な症状は、高次脳機能障害による記憶力、理解力、注意力の低下を初め、てんかんなどの意識障害、半身麻痺、視野が狭くなる、におい・味がわからなくなるなどの多発性脳性麻痺、尿失禁など、複雑かつ多様である。

この病状は、世界保健機構（WHO）において定義づけがなされており、他覚的、体系的な神経学的検査及び神経各科の裏づけ検査を実施すれば、外傷性脳損傷と診断することができると報告されている。

しかしながら、この軽度外傷性脳損傷は、日本の医療において知られておらず、また、MRIなど画像検査では異常が見つかりにくいと、労災や自賠責保険の補償対象にならないケースが多く、働けない場合には経済的に追い込まれるケースもあるのが現状である。

さらに、本人や家族、周囲の人たちも、この病態を知らないために誤解が生じ、職場や学校において理解されずに、悩み、苦しんでいるケースが多々ある。

以上のことから、医療機関を初め国民・教育機関への啓発、周知が重要と考える。

国においては、現状を踏まえて、下記の事項において適切な措置を講じるよう強く要望する。

記。

1、業務上の災害または通勤災害により軽度外傷性脳損傷となり、後遺症が残存した労働者を労災の障害（補償）年金が受給できるよう、労災認定基準

を改正すること。また、転落、転倒、スポーツ外傷などにより同様の後遺障害が残存した者に障害（補償）年金が受給できるよう取りはからうこと。

2、労災認定基準の改定に当たっては、他覚的、体系的な神経学的検査法など、画像にかわる外傷性脳損傷の判定方法を導入すること。

3、軽度外傷性脳損傷について、医療機関を初め国民、教育機関への啓発、周知を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成26年9月18日、北海道空知郡上富良野町議会議長西村昭教。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣。

以上、御審議賜りまして、原案お認めいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○副議長（長谷川徳行君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（長谷川徳行君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより発議案第5号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（長谷川徳行君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第28 閉会中の継続調査申出の件

○副議長（長谷川徳行君） 日程第28 閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

議会運営委員会並びに各常任委員会から、会議規則第75条の規定により、各委員会において、別紙配付の申出書の事件について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（長谷川徳行君） 御異議なしと認めます。

よって、各委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

#### ◎閉 会 宣 告

○副議長（長谷川徳行君） 以上をもって、本定例

会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これにて、平成26年第3回上富良野町議会定例会を閉会といたします。

午後 2時16分 閉会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なることを証するため、ここに署名する。

平成26年9月18日

上富良野町議会副議長 長谷川 徳 行

署名議員 村 上 和 子

署名議員 米 沢 義 英